

平成29年第3回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月13日（水）

○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○町政に対する一般質問	8
3番 小杉修一 議員	8
1番 大塚鉄也 議員	13
2番 林 太平 議員	15
○発言の訂正	19
5番 常山知子 議員	20
10番 四方田 実 議員	26
12番 宮原睦夫 議員	33
11番 内海勝男 議員	44
○町長提出議案の報告及び一括上程	51
○認定第1号から認定第4号の説明	51
○延会について	60
○次会日程の報告	60
○延 会	60



9月14日（木）

○開 議	63
○議事日程の報告	63
○認定第1号の質疑、討論、採決	63
・認定第1号 平成28年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について	
○認定第2号の質疑、討論、採決	75
・認定第2号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	

○認定第3号の質疑、討論、採決	76
・認定第3号 平成28年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
○認定第4号の質疑、討論、採決	76
・認定第4号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	77
・議案第24号 皆野町情報公開条例及び皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	80
・議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	82
・議案第26号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○日程の追加	83
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	83
・議案第27号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	92
・議案第28号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第29号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○要望の審査	96
○要望第2号の上程、討論、採決	96
・要望第2号 「全国森林環境税の創設」のための意見書の採択について	
○日程の追加	97
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
・発議第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	99
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	99
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	100
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	100
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	100
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	101
○議決事件の字句及び数字等の整理	101
○閉会について	101
○閉会	102

○ 招 集 告 示

皆野町告示第83号

平成29年第3回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月7日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成29年9月13日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員	
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員	
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員	
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員	
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		実	議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員	

不応招議員（なし）

平成29年第3回皆野町議会定例会 第1日

平成29年9月13日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

1番 大 塚 鉄 也 議員

2番 林 太 平 議員

5番 常 山 知 子 議員

10番 四 方 田 実 議員

12番 宮 原 睦 夫 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、認定第1号から認定第4号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	町民生活 課長	玉谷泰典
健康福祉 課長	浅見幸弘	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
教育次長	設楽知伸	代 表 監 査 委 員	田島伸一

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田 巖
------	------	----	------

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより平成29年第3回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤径子議員） 本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
雨の日が多く、日差しの少ないことしの夏も過ぎていきました。議員各位におかれましては、常日ごろから町勢進展のため地域づくり、まちづくりに熱心に取り組まれておりますことに対し、心から敬意と感謝の意を表します。

本日は、平成29年第3回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の出席をいただき開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

第49回秩父音頭まつりは、天候にも恵まれ、かつてないほどにぎやかに盛り上がりました。これも議員各位を初め多くの皆様の熱意の結晶であります。改めて感謝をいたしております。

また、ことしは浅草との交流の一環として、こらしょカーニバルには浅草の小粋な人力車が場内を走り回り、多くの方が乗車を楽しみました。14日の秩父音頭コンクールには、浅草商店街連合会の丸山理事長や、同連合会観光委員会の中山夫妻がお越しいただきました。浅草との交流により、ことしはこのような形で祭りに浅草の味を加えて盛り上げていただきました。

8月26日の第49回秩父音頭まつり反省会では、それぞれの立場や見方で第50回に向けてのご意見等をいただきました。大きな節目であります来年の第50回秩父音頭まつりに向けた検討委員会を早期に立ち上げて、対応していく考えであります。

次に、浅草との交流ですが、6月4日の隅田川水面の祭典2017に秩父音頭を披露し、本格的な交流が始まりました。7月27日には、浅草公園町会青年部の皆さんが子供たちとともに来町され、金崎の荒川川原で楽しまれました。また、8月26日には浅草サンバカーニバルに招待されました。北半球随一という浅草サンバカーニバルのスケールとパワーに圧倒されました。今後も多くの町民がイベント、産業、文化などを絡めた皆野と浅草の持ち味を生かした交流を続けていければと考えています。

明るい話題を申し上げます。かねてから皆野腰区に建設を進めていました、大曾根商事皆野本社工場が

完成しました。町内の工場、商店の移転、閉店が続きましたが、企業進出という久しぶりの明るい話題があります。当町としても大歓迎であります。企業誘致条例等で支援してまいります。

次に、皆野小学校6年生の根岸滯紋君が全国小学校ソフトテニス大会に2連覇しました。根岸君は、吉田小学校6年生の小泉瑠唯君とペアを組み、春、夏の全国大会で優勝という偉業を果たしました。将来が大変期待されます。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり10議案であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

2番 林 太 平 議員

3番 小 杉 修 一 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの3日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

6月26日、秩父地場産センターで開催の一般財団法人秩父地域地場産業振興センター評議委員会に出席しました。

月が変わりまして7月3日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会第1回定例会に副議長と出席しました。

4日、5日の日程で、埼玉県町村議会議長会主催の県外視察では、千葉県鋸南町議会と南房総市道の駅とみうら枇杷倶楽部を視察いたしました。

21日、秩父市歴史文化伝承館で開催の秩父地域暴力排除推進委員会総会に、28日、秩父地域基幹道路建設促進議員連盟の国土交通省並びに関東地方整備局への要望活動に出席いたしました。

月が変わりまして8月1日、小鹿野町役場で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に、6日、横瀬町町民会館で開催のヨコゼ音楽祭に、15日、長瀬町で開催の長瀬船玉まつりに、18日、さいたま市ブリランテ武蔵野で開催の県町村会・県町村議会議長会共催による地方行政懇談会に、22日、秩父市和銅で開催の秩父郡市叙勲者会懇親会に、31日、さいたま市県民健康センターで開催の県市町村議会議長会役員会に出席いたしました。

次に、皆野・長瀬下水道組合理議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 報告はありません。

○議長（大澤径子議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合理議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。秩父広域市町村圏組合理議会報告をいたします。

平成29年7月14日、全員協議会が開催されまして、四方田実議員とともに出席をいたしました。

議事は、諸般の報告といたしまして、第2回定例会の管理者提出議案の概要説明と水道事業経営戦略についてございました。その後に、議会運営について協議が行われました。

平成29年7月21日、第2回の定例会議が開催され、四方田実議員とともに出席をいたしました。管理者提出議案、秩父広域市町村圏組合水道事業の利益の処分及び決算の認定について、また財産の取得について、これは秩父消防署南分署の消防車の購入の件でありましたが、ともに原案どおり可決、承認をされました。

以上で秩父広域市町村圏組合理議会報告とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（大澤径子議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也）　　ごさいません。

○議長（大澤径子議員）　　これをもって行政報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員）　　日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員）　　3番、小杉修一です。本日は、朝から快晴であります。7時のNHKニュースのトップニュースが北朝鮮問題ではなく、何と新型iPhone発表のことでありました。いよいよAI、人工知能が我々の生活に密着し、本日の私のこの発言など、議事録が紙の用紙におさめられるのも、近い将来において大変懐かしいものになることと思われま

す。さて、私の本日の質問にも関係いたしますが、この夏、北九州地方、東北地方ほかで豪雨による甚大な災害が発生しましたことに、初めにお見舞い申し上げます。

一方、明るい話題もあります。我ら埼玉県民に、この夏、最高の感動を与えてくれた埼玉県代表花咲徳栄高校野球部の皆さんに、最大限の称賛と感謝を申し上げるところであります。そして、昨日パンダの赤ちゃんが元気に3カ月目を迎え、北朝鮮による緊張の中であって、子供たちを初め日本中の喜びであります。

では、質問に入ります。質問の1項め、防災対策についてであります。①、初めに7月実施のJアラートの試験放送はどうなりましたか。

今夏も異常的気象で、全国各所で歴史的な豪雨に見舞われ、土砂崩れが起き大変な災害となっていました。今の異常気象を思うと、あのような豪雨が当地域でもあり得ると考えられるところなので、②、そのような予報が出た場合、ハザードマップにある特別警戒区域等の方たちにどう対応がなされますか。町長にお伺いいたします。

次に、質問の2項め、雇用促進住宅についてお伺いいたします。駒形区にある通称雇用促進住宅は、当町の町営住宅より何となくきれいっぽいのですが、しばらく入居をとめていたようなのですが、直近何か動きがあるみたいでもあり、あれは一体どうなるのかと、近隣を初め皆さん考えるところであります。近いうちに取り壊すみたいな話をしていた人もいたので、①、はっきりしたところと、②、町もかかわっていくところがあれば、そのあたりをお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員）　　総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　　3番、小杉議員さんから通告のありました質問事項1、防災対策についてお答えいたします。

1点目の7月実施のJアラートの試験放送はどうなりましたかとのご質問ですが、Jアラートは緊急地震速報や弾道ミサイル発射情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報について人工衛星を用いて国から送信し、市町村の防災行政無線を自動起動することにより、国から直接住民に対して緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

国では、緊急時における住民への迅速かつ確実な情報伝達に資することを目的として、Jアラートの全国一斉情報伝達訓練を毎年2回実施しております。7月5日の午前10時15分にJアラートによる緊急地震速報訓練の実施を予定しておりましたが、島根県に大雨特別警報が出されていたため、消防庁からの通告により当日に訓練の中止が決定されました。この7月の訓練中止に伴う再訓練は実施されませんが、11月1日にJアラートの緊急地震速報の自動起動訓練を実施する予定となっております。

また、8月29日早朝に発射された北朝鮮の弾道ミサイルに対して、当町ではJアラートによる放送はありませんでしたが、その理由についてお答えいたします。国では、Jアラートの情報伝達は迅速な情報伝達の観点から、飛来する弾道ミサイルに注意が必要な地域を定めております。落下予測地域として全国を9地域に分けておりますが、今回のミサイル発射に対するJアラート送信地域は、東北地方が対象となっております。そのため、埼玉県はJアラートの送信対象外となったことから放送はされませんでした。

次に、2点目のハザードマップにある特別警戒区域等の方たちにどう対応がなされますかとのご質問ですが、町では平成28年7月に皆野町地域防災計画を改定するとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布をしたところでございます。この土砂災害ハザードマップとは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生したときに被害を受けるおそれのある区域や避難場所等を記載した地図のことです。マップには、土砂災害の危険箇所として土砂災害特別警戒区域レッドゾーン、土砂災害警戒区域イエローゾーン、地すべり防止区域、地すべり危険区域が示されており、住民が自分の住んでいる地域周辺の危険箇所を確認し、土砂災害への備えや避難行動等の種類やとるべき行動、避難情報の伝達方法について周知しております。

地域防災計画では、土砂災害への対応として局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び災害発生における災害情報の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達することと定めております。

また、当町が土砂災害警戒情報や土砂災害緊急情報の対象となった場合、周辺の斜面の状況や気象状況等もあわせて総合的に判断し、町長が避難勧告等を発令することとなります。住民への情報伝達や避難勧告等の発令は、防災行政無線、安心安全メール、広報車両による広報を行います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 長島 弘登壇〕

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉議員さんから通告をいただきましたご質問のうち2項目め、雇用促進住宅についてお答え申し上げます。

雇用促進住宅サンコーポラスみなのは、平成8年3月から雇用保険事業の一つとして勤労者向けの住宅を提供してまいりました。しかし、平成19年12月の独立行政法人整理合理化計画の閣議決定等に基づき、平成28年3月から入居者停止となりました。

そこで、ご質問の①、はっきりしたところについてでございますが、現管理運営者である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、本年サンコーポラスみなのを含む東日本ブロックの土地、建物を一

括で売却する一般競争入札を行いました。その結果、東日本民間賃貸サービス合同会社が落札し、11月以降は民間であるこの会社が管理運営を行うことが決定いたしました。不動産売買契約により、現入居者の賃貸条件を10年間は維持することとしています。また、空き室をなくし稼働率を高める必要があることから、今月9日にはのぼり旗も設置されまして、広く一般の方を対象に入居者の募集が始まりました。

続いて②、町もかかわっていくところでございますが、住宅の入居者募集、空き室の管理等のかかわりはございませんが、建物の北側、四方田ぶどう園さん側の町道との間に駐車場がございます。この駐車場用地は町有地でありまして、住宅の管理者と賃貸借契約を行い利用していただいております。今後も引き続き駐車場として賃貸借していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 防災対策の1点目について再質問いたします。

8月29日に、早朝からJアラートというのが、何か初めてテレビを通じて目の当たりにいたしまして、全部のテレビがミサイルが発射されたと、警戒してくれと、強固な建物とか地下とか言っていたかな、避難してくださいとか言っていて、それが意味当地域にはなかったのかもしれないですけども、初めて目の当たりにしたので、一つの経験になった感もあるわけですけども、あれを見ての感想ですけども、ああいう形で出てきて、国のほうは随分大丈夫なのかなと心配する感じを持ちました。というのは、迎撃するのだというのは、飛んでくるミサイルを上空で寸分の狂いもなく命中させて打ち落とすという態勢を国がとってくれている中であって、もう飛んでいってしまったミサイルの情報がJアラートとしていつまでも流れていたと。そして、埼玉は関係ないと言うけれども、長野、新潟、群馬、このあたりも上空を通過するという情報を流していたときに、北朝鮮の位置を考え、長野の位置を考えて、長野の上空を通過するというのは、埼玉は通過しなくて、ミサイルは曲がっていくのかなとか思ってしまったらして、それで自分が言いたいのは、要するに寸分の狂いもなくミサイルを打ち落とすような中であって、随分情報が的確でないなという印象を持ったところでありますが、ひとつJアラートというのは体験できました。

しかし、その前において7月5日ですか、予定されていたものは島根のほうの、やはりこれが局地的な大雨が発生したりしたので、消防関係、防災関係の観点から全国的な、Jアラートというのは国を挙げてのものだから中止になった。そこまではやむを得ないのだろうけれども、その時点で、どんなものが鳴るのかなと興味というか、一生懸命練習に、予防訓練みたいなものですから、関心を持っていてくれた多くの人たちが皆野町にもいたわけで、それが時間になってもサイレンも鳴らないから、どうしてしまったのかなというところがあったわけですけども、その点について即座に防災行政無線を通じて、残念ながらというのか、本日の予定していたJアラートの訓練は中止になりましたという放送はできなかったものなのかどうか、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 議員さんご指摘のとおり、本来であれば中止の放送をすべきところであろうかと思いますが、突然の中止通告でありましたので、そのような対応にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 突然の中止というか、突然の中止ぐらいで驚いて、そんな放送もできなくなって

しまうようでは心配だから、その辺はだからもうちょっと違う対応も必要だったのかなということで、驚いてしまったということが理由なのか、そうなることも驚いてしまうのですけれども、しょうがなかったかな、そうなる。ということで、その辺についてはわかりました。

それで、特別警戒区域というのが実際当町にもあります。このハザードマップが作成されるのに当たって住民の方の、やっぱりそれに指定されてしまうといろんな問題が生じるので、大変いろんな問題があってこのハザードマップが完成し、その中に特別警戒区域も含まれました。それで、今の最近の豪雨は、またきのうあたりも発生していましたが、この間は所沢からちょっと南のほうで、またああいうところで予想もしないような感じで発生していましたが、そうなる所沢なんて距離だけで見れば割とすぐそこなわけで、当地域でもそのような豪雨が今後発生するというのは、考えてもいいのではないかとということでありまして、それで気象庁とかを通じてそのような予報が出たら、先ほどのご答弁だと町長が速やかに判断して避難勧告等をするというふうにお聞きしましたけれども、今のさっきのJアラートで驚いているような状態ではないわけなので、今度はそのような雨が降ったときに、町長を初め皆さん、これは驚かないでやってもらわないといけないので、そうしますと避難勧告等をするところまではお聞きしました。どこに避難してもらおうかぐらいはないと、驚いてしまうのだと思います。その辺のところ皆野町の場合どこに避難が想定されるか、わかりますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

地域防災計画におきまして、避難所を定めております。近くの地区で言えば、小学校ということになるかと思えます。また、豪雨どこで起こるかわかりません。また、土砂災害についてもどこで発生するかによりまして、その避難先というのが最終的には決定されることとなります。ただ、今どこでどういう発生が予想されるかということによって、最終的には避難場所を特定することとなります。ただ、土砂災害におかれましては日野沢地区、金沢地区におきましては、特別警戒区域に一部がかかるということから、その避難所につきましては土砂災害には避難場所として指定できないということになっておりますので、そういったことを踏まえまして、その状況で判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） その状況なのですけれども、こういう問題は用意しておいてもらったほうがいいというところから念頭に話を進めますけれども、そうすると日野沢、金沢地区においては適当な場所が、ある程度特別警戒区域的なものがあって、その地区内でそれに対応できる避難所がないと今お聞きした感じでしたけれども、そうするとこの際一歩踏み込んで、日野沢、金沢地区の場合ではどこが想定できるか、その一つが想定できていればほかも、要するにそういうことを想定しておく必要があるのではないかとこの話を今しているわけなので、山合いということであればほかもあるのですけれども、例えば日野沢、金沢地区はそのような状況であると、あした大雨が、今週は晴れます。またでも近いうち大雨が仮に襲ったとき、どこが想定されるでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 豪雨の避難所であれば、先ほど言いましたようにふれあい館、わくわくセンターですとか、金沢地内の体育館等は避難所としては使用できます。ただ、土砂災害の発生のおそれがあるという場合には、その地域は指定しておりません。そういった場合に、どこに避難するかということになり

ますが、土砂災害を想定した場合には、近くの避難所となりますと国神地内の国神小学校ですとか長生荘ということが想定されると思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。そのようにちょっと念頭に置いて、いろいろ大変でしょうけれども、準備をしておいてもらうのも必要ではないかというところでもあります。

次、雇用促進住宅について教えていただいたのですが、何だか特別行政法人というのが今まで持っていらしたのが、東日本民間賃貸サービスというところがあるのですか、これはどういうところ、これもやっぱり民間ではないのですか、そういう会社があったのですか、どうもそこが応札して、そこに渡ったというご答弁ですけれども、そのところが10年間賃貸を続けることに決まったということですが、あれが外からしか見たことないので、一般的な2DKとか3DKあるかな、そのぐらいのような気がするのですけれども、町営住宅というのが皆野町にもありますけれども、どうも町営住宅より値段がいいのかなという、賃料がいいのかなという感じがするのですけれども、その辺のところはご存じですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんからの再質問にお答えいたします。

先ほど一般競争入札で落札いたしました東日本民間賃貸サービス合同会社につきましては、あくまで民間の合同会社でございます。この合同会社につきましては、平成18年度に施行されました新会社法によって認められた新しい形態の会社組織でございます。

また、町営住宅とサンコーポラスみなのの違いでございますが、町営住宅はあくまで住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、町民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。今回サンコーポラスみなのは、11月以降民間運営となりますので、広く一般の方に入居を募る予定でございます。東日本に先立ちまして、西日本のほうで既に雇用促進住宅が民間に売却されまして、貸し出しが始まっているところでございますけれども、家賃を考えますと、いわゆる一般の民営のアパート、マンションに対しては低廉な家賃ではないかと、これは私見ですが、思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 民間とはいえ、どうも第三セクター的な会社なのかなという気がしてしまうところではありますけれども、いずれにいたしましてもそこが手に入れて、町にも一般のアパートを運営されている方がありますけれども、人口がふえないのだから、そういう人たちのあきというのもあって、あくどアパートをやっている人は容易ではないわけで、割かしアパートをやってくれる人というのは銀行なんかもついてきて、融資なんかセットでつくられている人もいるから、なるだけ民間のそういうあきはできないほうがいいわけなのですけれども、今課長の答弁だと民間のより少し安いというニュアンスで言われていたけれども、そこが余り安くされて、ましてのぼり旗まで立ったとなると、そういう人たちがちょっと困るのではないかなと。だけれども、民間だから、町としては余り恐らく言えないだろうと、だから自分が言えるところと言うかなということにもなりかねないのですけれども、実際そうなのだと思います。アパートを近所でもやっている人もいるわけで、それより余り安くされてしまっただけは困るのではないかなと。言えないでしょうけれども、その辺町長どう思いますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 質問者の言わんとしていることもよくわかるのですが、人口が減っていく当町にとりましては、低廉の家賃でということになって、雇用保険がなくても今回のシステムは入居させると、こういうことのございますので、多くの方が町外からおいでいただいて入居してもらえればありがたいと、こんな思いでいるところのございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 私もそう思います。町外からぜひ来てもらって、あそこに住んでもらってという考えをどこかでうまく盛り上げていってもらえば、それはそれでまたいい展開があるのかなと思いました。

一方、町営の住宅のほうはさらに安い値段で、ちょっと所得の低い方たちを対象に用意し続ける。そのところもやはりある程度予算をとっていただいて、大分古くなっているから、きれいな施設を維持し続けるというところで進めていってもらうしかないかなと思うところなのでありまして、その辺のところもぜひ意気込みをよろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町営住宅も、かなり老朽化している住宅もあります。また一方、アパート経営をなされている方々からは、町営住宅については今後は少し控えてほしいというか、新築をするようなことについては控えてもらえないかというような話も個人的に聞いてもおります。

いずれにいたしましても、今回のサンコーポラスですか、これらの入居状況だとかいろいろなことを総合して検討しなければいけない、こんなふうに思っております。

○3番（小杉修一議員） 了解しました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、1番、大塚鉄也議員の質問を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 1番、大塚鉄也です。一般質問をお願いします。まだ後が詰まっていますので、前置きをなくしそのまま入りたいと思います。

埼玉県議会で3月に手話言語条例が可決されましたが、皆野町としてはどのようにお考えでしょうか、その1点をお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 1番、大塚議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

県条例が成立されどう思うかというご質問でございますが、大変よいことだと思います。加えて、手話関連について幾つか申し上げますが、国においては平成23年改正の障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記されました。埼玉県においては、先ほどお話しのように平成28年4月1日に制定いたしました。埼玉県手話言語条例の内容は、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人が手話によって心を通わせ、お互い尊重し、共生できる社会を目指すとするものであります。既にこのような条例は、県内8市1町で制定しております。

当町においても、皆野町総合振興計画において推進する施策の中で、障害があっても住みなれた地域で自立し、誇りを持って生活できるまちづくりを進めるとしております。また、皆野町障がい者計画・障がい福祉計画において、地域生活支援事業の実施に関する基本的な考えの中で、障害の有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を目指しますとしております。このような町の障害施設に対する基本理念と相通じ整合するものでありますので、手話言語条例の制定は大変よいことであると思います。制定に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。皆野町でも真剣に取り組むということを知り、少し安心しました。

また、私自身がちょっと勉強したことと、あと思いになってしまいますが、少し発表させていただきます。今現在成立している手話、6月に川口市も成立しましたので、9市1町に今現在なっていると思います。また、準備段階ですと5市5町となっております。それで、埼玉県全体では手話を必要としている人は60人以上、秩父でも30人以上ですが、大変少ない数で、後回しにされるような状況があるというのが現実でございます。また、手話を必要としている方にしてみれば、手話は言語であり、自分の主張、権利を求める手段であるという感じで、健常者の方にはそれほどわからないのかなというのが世間を見て何か感じられます。

また、手話を必要とする人に対して、ホワイトボードでという方法もありますが、手話を必要としている中で字の書けない方も大分多いという話も聞きました。例えば病院で、おなかが痛い、どう痛いか、しくしく痛いとか、いろんな痛みがありますが、字が書けなくなると、手話通訳者が必要なときに緊急性がありましても、5日前に埼玉県に申し出ないと、手話をできる方が来ていただけないというのが現実だそうです。また、手話を覚えるには大分難しく、長い時間がかかりますので、例えば小中高等学校の授業の一環として覚える時間があれば、就職口にも大分そっち方面で見れる就職もあると思います。また、選択肢もふえると思いますが、今の状況ですと学校教育の一環としては大分難しいことなのではないでしょうか、そこをお聞きしたいです。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 大塚議員さんの再質問にお答えいたします。

教育委員会としてお答え申し上げます。手話言語条例についてですが、現在町内の様子から申し上げますと、15歳までの幼児、児童生徒につきまして、補聴器の使用も含め聴覚障害での手帳の交付の該当者はございません。手話を介した生活を送る者もおりませんが、身体上の都合で聞こえにくい等の幼児と児童は在籍しております。学校での対応といたしましては、聞き取りやすいほうの耳を生かせるよう座席や体の向き、このことなどに注意を心がけることはもちろん、一人一人に応じた配慮をしております。

皆野町では、生涯学習の一環として各小中学校で学校開放講座を実施しております。中学校においては、手話講座、点字講座を学校の教員が担当となり実施しているところです。今後、皆野町教育委員会といたしましては、手話言語条例の基本理念に賛同し、手話の普及に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。中学校では、もう既に始まっている。また、点字に関してはうちの母なども、ある団体で数カ月に1回、2回と定期的に行っている話も聞きます。皆野町は、大

分取り組みが進んでいるのかなという思いもしております。

また、学校教育でグローバル教育が大分結果を出していると思いますが、私自身、勉強しないで部活に励んできた経緯もありますので、今となっては英語、英会話があれば、自分の生活や人間関係にも大分楽だったのかなと思います。手話も、今の状況で学校教育であれば、受けた子供が将来、受けておいてよかったなということも出てくるような気がします。例えば年を重ねるごとに耳が遠くなる、そのことに関してもやっぱりお孫さんが手話がわかれば、そういうことを覚える場所がふえるのかなとか、いろいろ選択肢があると思いますが、私自身まだ勉強不足で、今秩父の1市4町1村、秩父圏域若手の議員で勉強の最中でございます。この勉強をまだまだ続けて、まとめましたら先輩議員の方に相談しながら、今後また進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私からの質問は以上で終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 本日は、2点質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点につきましては、町の消火栓及びホース収納ボックスの点検管理はどうなっているかということで質問させていただきます。先般、区内で夜中に火災がありました。そのときの消火活動には、消防本部を初め各消防団員の多くの方に早々駆けつけていただきまして延焼を抑えていただいたことに、この場をおかりまして、区内のことですので、御礼を申し上げます。

まず本題に入り、質問に入りたいと思っております。火災の翌日に、区内の消火栓の脇にあるホース収納ボックスを見てみると、ホースはほこりで汚れている状況を見て、管理はどのようになっているのか。また、点検は消防団員がするのか、また消防本部の人がするのか。そして、区の役員をお世話になっていたときに、ホース口付近のしんちゅうの部分が幾年前に盗まれたということで、警察からうちのほうの区長に連絡があったときに初めて気がつくようなことがありました。今後もそのボックスに、多分そんなに関心を持っている人がいないと思うのです。それで、最近どこの区も高齢化が進み、火災が発生したとき、消火栓に接続して消火活動ができるのかどうか疑問です。そして、現在は火災が発生したとき、火災が発生したという連絡の後の本部からの流れはどのようになっているか、1点は質問をお願いいたします。

2点目であります。秩父音頭まつり、おまつり広場のやぐらについて質問させていただきます。第49回秩父音頭まつりも天候に恵まれ盛大に行われ、無事終了したことに、役員の一員として私も感謝しております。また、先ほど町長が申したとおり盆踊りの反省会でも、多くの方々から50周年に向けて改善点や要望が出されておりました。私は、別の観点から質問したいと思っております。

今回たまたまやぐらを組み立てる現場のところに遭遇して、あの高さの中で上を見てみると、丸太ひさしの部分の上に職人さんというか、とびの人が乗っかって鉄線で締めたという話を現場の人に聞きました。そして、その現場で組み立てている現状で、それは問題はないのかという質問をしましたら、現場監督さんも若い人だしあれなので、首をかしげていましたけれども、強度がどのくらいあるのか。それで、やぐらの丸太につきましては業者さんが大事に保管していただいているようですが、やぐらは何年ぐらいたっ

ているのか、その辺も。そして、ヒノキの本柱は多分太いから、縦に立てているからちっとも問題はないと思うのですけれども、それが横になっているひさしにした場合はどんな状況か、その辺のところをどう考えているか。

そして、今までは事故がなく来ていますが、安全上問題はないとは言えないと私は思っております。それで、業者さんが長年の経験で安全に保護し、その気持ちを込めて組み立てているものと推測いたします。来年は、50周年の記念の祭りです。丸太ひさしの部分、交換、もし年数的にも、強度の問題でもいろいろあると思います。予算が許すのであれば、それを取りかえるような形にしてもらって、なぜかという、下から見ると紅白のひもを巻いてしまったり、ヒノキの丸太の上にかごを乗せたりいろいろすると、全然下から普通の人が見ては、危ないなんて恐らく考える人はいないと思います。私も高いところで仕事をしている関係で、あの高いところを見るとちょっと気になるので、この辺。そして、もし許すのであれば足場を組み立てて、安全優先で作業ができるような環境にしてもらえるといいと思いますが、その辺について質問いたします。

よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 2番、林議員さんの一般質問通告書に基づきお答えいたします。

2番の秩父音頭まつり、おまつり広場やぐらについてお答えします。秩父音頭まつりに関するものは、実行委員会や特別委員会において議論すべき事項であります。あえてご質問をいただきましたので、申し上げます。ことしで49回を重ねました秩父音頭まつりも多くの皆様のご支援と天候にも恵まれ、かつてないにぎやかな祭りに仕上がりました。祭りを象徴する威風堂々のやぐらは、平成7年に製作されました。紅白のたすきというか、帯を巻いた柱と、ヒノキの葉のひさしが美しく映えるやぐらは、長く多くの方から親しまれ、高い評価をいただいております。

また、長年やぐらの組み立てと資材の保管管理を受けている業者においては、とび、土工を初め幾つもの関連業者の資格を有しており、安全確認や安全管理には適法的確に対応しております。このようなことから、このやぐら材は保管が良好で、強度には問題ないため当分使用していく考えであります。

1番の消火栓に関する質問については、総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 2番、林議員さんから通告のありました質問事項1、消火栓及びホース収納ボックス等の点検管理についてお答えいたします。

町では、昭和59年9月に皆野町消火栓用ホース格納箱設置費補助金交付要綱を制定しております。内容は、火災時において初期消火活動を行うことを目的として、消火栓設置箇所に備えつける消火栓用ホース格納箱を設置した行政区に対し補助金を交付するというものです。補助金額は、ホース格納箱の設置費の2分の1の額で、補助金の限度額は2万円となっております。消火栓用ホース格納箱は、行政区が設置していることから、点検管理につきましては行政区が行うこととなります。収納箱の中に備えるホースや管そうにつきましても、行政区での対応となります。

林議員さんご指摘のとおり、設置から時間の経過に伴いまして収納箱の維持管理に対する関心が薄れていることは、町としても同様に感じているところでございます。今後は、設置の目的である火災時におけ

る初期消火活動が行えるよう、消火栓用ホース格納箱の使用方法などについて自主防災組織による訓練の中で実施できないか、行政区と検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、消火栓の維持管理につきましては、秩父広域市町村圏組合水道局が行っております。

また、火災の連絡後の消防本部からの流れはどのようになっていますかとのご質問ですが、町内で火災が発生した場合、防災行政無線によって町内に火災放送を流します。これは、秩父消防本部から直接皆野町の防災行政無線を起動し、流れるように設定しております。その後、消防本部において現場指揮本部が設置されます。出動した消防団は現場指揮本部と連携し、消防団長の指揮のもと消火活動に当たることになります。火災の鎮火が確認されれば、秩父消防本部から防災行政無線によって鎮火放送を流します。鎮火後も火災の再燃等がないか確認の必要がある場合には、消防団の地元分団により見回り確認等を実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 最初答弁いただいたほうのやぐらの件のほうから再質問させていただきます。

今の流れで行くと、まだ大分いいものだから、そのままとりあえずは使用したいと。庁舎前のコンクリート舗装された中にやぐらを組む、あれだけの工事をするのに、多分先ほど答弁いただいたとおり、みんな資格を持った人がやってもらっていることは間違いのないと思います。そして、あの高さにおいて仕事をするのに高所作業車とか、今はやりの現在の中で使われているいろんな最先端のものを使ってやっているのであればいいと思いますけれども、あれだけの高さのものをやるのに、工事基準上いくと安全ネットか何かを中に張っておいて作業をするとか、回りが落ちないように。私が心配するのは、この町の中の敷地内で事故があっては、とても50周年のお祭りとかなんとかというお祭りごとにならなくなってしまう。それだったら、幾らか金がかかるけれども、足場はある程度の範囲を組んで動かしてやるような方向とか、いろんなことを幾らか考えてやってはどうかというのが私の考えであります。そうでないと、あの高さというのは相当高い、一番下のひさしの部分でも相当高いところにありますので、それであれば本当にとび職の人でなければできないわざだと自分でもわかります。そして、今一般のうちは建てるにしたって、補助ロープかけて落ちないように対策のロープを張っている。それが目に見えてやってあるようであれば、私もこんな質問をする必要はないのかなと思っておりました。だけれども、やっぱりネットを張ったりいろいろする、製作については金がかかることが先なので、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いずれにいたしましても、資格のある業者さんをお願いをしているわけですので、11月ごろを予定しております特別委員会、あるいは実行委員会等によって、この話は一応は持ち出してみますけれども、なお確認をする必要があるようであるならば、業者さんをそこに呼んで再確認をする、こんな方法も一つかなと、こんな思いで今聞いておりました。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今答弁いただいたように、実行委員会等でよく協議していただいて、何としてもさっきも言うとおりの敷地内ですので、安全施策には十分注意してもらって、皆さんで協議してもらって、やっぱり50周年だからヒノキの丸太に幾本か取りかえるような記念行事であってもいいのではないかと私は思っておりますけれども、よく検討していただくということでよろしくお願いします。

では、一番最初の消火栓のホースの件にして再質問をさせていただきます。ホースとかいろんなものが

区の防災の関係で、区で管理しているということなので、これをつくったときに補助金を出してつくったという経緯があると、これからもし古いものとかいろんなものになって取りかえるときには、補助金が出るかどうか。そして、先ほど火災が発生したときに流れの中でというのを質問したのは、消火栓があるのは大体道路に面したところに消火栓があって、一般の人が道路のふたをあけて消火栓につないでいるときに、消防自動車が放送とか、本部から来る消防自動車うんと早く来ますから、その辺のところ素人がやっていたいいものやら、今の状況でいったら深いところの消火栓のふたをあけて、中へつなぎ込むのに1段高いものがあるという話も聞いていますし、その辺のところのつなぎ込みとかいろんな問題を、その辺が問題なので、サイレンが鳴ったときにはもう一般の人が道路に何か出ていては危ない状況で、消火活動なんか多分できないと思うのです。そして、先ほど言うとおりの消防団員の人に来て、先にそのホースを出してつないでくれてというのでは、それなら多分いい方向でつないでくれると思うのですが、そのときにホースがはねる可能性が今ではあるのではないかと、どこのホースももうさっきも言うとおりの59年から、恐らく取りかえてあるホースは多分そんなになんないと思うので、その辺が問題視されていますけれども、その辺はどう考えますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 林議員さんの再質問にお答えいたします。

現在設置してあります消火栓ボックスの更新の場合に補助金が出るかということでございますが、補助金の対象になります。現にほかの行政区からは、補助金の申請が出ている現状でございます。

それから、消火活動の件に関しましてですが、原則というか、現実考えた場合に、消火栓に格納されておりますホースを使用して地域住民の方が消火栓に接続して消火活動に当たるということは、今の現状では困難なことというふうに考えております。

まず、その理由として1点目ですが、消火栓の中に入っておりますホース、議員さんおっしゃいますように大分年数がたっておりますので、老朽化が進んでおります。消火栓に接続した場合に破裂等の危険もありますので、使用するのにはちょっとふさわしくないという状況にあると思われまます。それから、消火活動に当たっては、まず消防署の活動が最優先されることになるかと思えます。そういった場合に、地元の活動といたしましては消火栓がここにあると、要は消防隊を誘導していただくというような活動が一番というふうに考えております。ですから、直接地域住民の方が現状において消火活動というのは、非常に困難であると考えておりますので、先ほどお答えさせていただきましたように、今後は自主防災組織等において、訓練なり消火栓の適切な使用方法等について知識を学んでいただくということが最優先と考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今答弁いただいた中で、ホースがそのままやっぱり使えないと。なぜかという、さびてしまってドアがあかないのが幾つも見受けられるし、もう収納ボックスをあえて置かなくてもいい時代に来ているのではないかと思うのです。そして、あれをもし補助金を出してまた全部取りかえるのだということになると、相当な数が皆野町の中にも見受けられますし、ともかく壊れている部分が相当あって、先ほども言うとおりの消火活動は、一般の人にとりあえず下がってくださいという時代になっていると思います。だから、できるものなら消火器等を置けば、またこの前もちょっと言ったら、盗まれることがあるから消火器も問題だという話もありますけれども、ともかくあの消火栓とホースだけはこれから考え

てもらって、行政区長さんとも相談してもらおうような方向で、もしだったら、あれは置いておけば誰かが使えるものだと思ってやったときに事故が起きれば、またそれも問題だし、なければ使わないから、あれは。別になくても、消火栓のところまで案内してやれば済むのであれば、地域の人が消火栓に使えるから、ともかく点検のときの動作を見てもらえば、消防団員の人が見つないで水を出すとき、行ったり来たりして出してもいいよということで水を初めて出せる状況なの、ホースをつないだからといって、てんづけひねったら先端がどうなるか、今はもう素人さんにはとてもできる状況ではないと思いますので、昔は若い人が、生きのある人がいっぱいいたから、何か消火活動なんて飛んで行って協力する人はいっぱいいたように思いますけれども、今はそんな時代ではなくて、消防団員がやったり、本部から来て相当てきぱきやってもらっているので、多分邪魔にならないように見ていけばいいよというような状況が十分出ていますので、どうか消火栓とホースについては、行政区長さんと相談するか町で相談して、置くのであればみんないいものにしてもらって、ホースも完全なものにしてもらって、誰が操作してもはねない状況のものにしてもらおうような方向で検討してもらわなければならないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

確かに必要ないという考えもあるかもしれませんが、現実には27年度におきましては3基の設置をした行政区がございます。また、29年度におきましても2つの行政区のほうから更新の申請が出てきております。こういったことから、今まであったものを有効に活用したいと。あったものをなくすのは、いざというときに心配だというふうには考えている行政区もございます。この辺は、行政区によって温度差があるというふうに考えておりますので、あくまでも設置管理自体が行政区という形になりますので、今後のその辺の方向につきましては、行政区とよく調整をしてまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 今答弁いただいたとおり、行政区と相談していただきまして、新しくするという区があるということも皆さんによく説明していただいて、いい方向で対応していただくようお願いを申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時32分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 先ほどの小杉議員さんの一般質問の中の答弁に修正がありましたので、ここで訂

正をさせていただきます。

7月5日のJアラートの訓練、中止になりました際に、町内に放送をしなかったという件でございますが、確認をいたしまして中止の放送をしております。

以上で訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、先ほども出ましたが、相次ぐ豪雨災害が起こっています。九州北部に甚大な被害をもたらした記録的な豪雨、今回被害を拡大させた原因の一つが山林の土砂崩れに加え、たくさんの流木が川をせきとめたためと言われております。地球温暖化の影響で、地球規模で、また日本で集中豪雨により森林を壊し、大規模な土砂災害を広げています。いつ起こるかかわからない、また多発する災害への対策とあわせて、森林、林業の再生は重要な課題です。

さて、7月7日、国連において核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択されました。歴史上初めて核兵器を違法化しました。被爆者の皆さんの長年の取り組みが実を結んだものです。9月20日からは、この条約の発効に向けて各国の署名が始まります。核兵器廃絶に向けて、歴史的な一歩を踏み出しました。しかし、唯一の戦争被爆国である日本の安倍首相は、広島と長崎で核兵器禁止条約について署名も批准も行う考えはないと明言しました。どこの国の首相ですかと、被爆者からは憤りの言葉が出ました。今、日本政府がやらなければならないことは、まず条約に署名し、被爆国と国民の願いを核兵器保有国の指導者に伝え、説得し、禁止条約に署名させることではないでしょうか。皆野町は、非核平和都市宣言を行い、8月6日には世界の恒久平和を願い黙祷の呼びかけを行っています。ぜひこれからも続けていってほしいと思っております。

それでは、質問に入ります。まず最初は、1番目は国民健康保険の都道府県化についてです。来年4月から国民健康保険の都道府県化が決まり、その準備が進められています。これまで埼玉県は、2回各市町村の標準保険税の試算を行い、公表しました。3月議会の答弁にもありましたが、現在皆野町の1人当たりの国保税額は7万648円ですが、1回目の試算は9万5,749円、その後2回目の試算が公表され、それによりますと11万7,928円と、さらに高い保険税が示されました。多くの町民が国保税の引き下げをと言う中で、ますます負担がふえ、払えない人が増加するのは目に見えています。

1番、この試算結果をどう考えますか。

2つ目は、被保険者が払える保険税だと考えますか。もし払えない保険税であるならば、どうする考えですか。

3番は、平成30年度以降も、市町村の条件に合わせて保険税を決めることができると国会答弁もあります。一般会計からの繰り入れで保険税の引き上げをしないよう求めます。その考えは。

大きな2番です。第50回を迎える秩父音頭まつりについて質問します。第49回秩父音頭まつりも無事終了しました。多くの皆さんの努力と協力で、49回も続けてきたことに敬意を表します。来年50回目を迎え

るに当たって、さらによい音頭まつりにするために質問をします。

1つは、実行委員会を中心に準備が進められていますが、これからの祭りのあり方など多くの人の意見を聞き改善すること、続けていくこと等、検討することが必要です。今後の計画など考えをお聞きします。

2つ目は、今まで行われていた来賓接待の内容を検討し、改善する必要があります。その考えは。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 5番、常山議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えいたします。

2番目の第50回を迎える秩父音頭まつりについてお答えします。開会の挨拶でも触れましたが、第50回秩父音頭まつりに向けての反省会が8月28日に開催され、それぞれの立場で意見、提言等をいただきました。これらの反省事項や第50回に向けての新たな取り組み等を検討する検討委員会を11月に立ち上げまして、記念すべきよりよい祭りの構築に向けて取り組んでまいります。

ご指摘の来賓接待については、来賓の皆様方が皆野町が誇る正調秩父音頭を楽しんでいただき、あわせて各分野の情報交換などにより、和気あいあいの雰囲気を楽しむ意味あるものになっていると認識しております。また、来賓者からも評価をいただいておりますので、現状を継続することがベターであると考えますが、最終的には11月に立ち上げます検討委員会において、検討結果を踏まえて実行委員会において判断してまいります。

1番目の国民健康保険の都道府県化については、まず町民生活課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項1の国民健康保険の都道府県化についてお答えいたします。

平成30年度から開始される国保の都道府県化は、都道府県が国保運営について中心的な役割を担うとされるもので、国保改革の柱の一つでございます。また、市町村は引き続き国保税の賦課徴収、資格管理、保健事業等を行うなど、共同の保険者として国保の運営等にかかわることになります。

初めに、①の試算結果をどう考えますかについてお答えいたします。平成30年度からの国保の都道府県化に向けた県のスケジュールでは、市町村の県への納付金・標準保険税率等のシミュレーションについては3回行われ、年が明けて平成30年1月に決定、公表される予定で進められております。納付金・標準保険税率等のシミュレーションは、算定方式を変えるなどして試算が既に3回行われました。皆野町の1人当たりの保険税額は、現在の軽減適用後の保険税額7万648円と比較し、1回目の試算では9万5,749円と35%の増、2回目の試算では11万7,928円と66%の増と試算結果が公表されました。この試算結果は、現行制度をもとに一定の条件のもとでシミュレーションしたものであり、被保険者の皆さんの実際の負担を示すものではございません。

続きまして、②、被保険者が払える保険税だと考えますか。もし払えない保険税であるならばどうする考えですかについてお答えします。この試算結果の1人当たりの保険税額は、国保財政を維持する上で必要となる保険税額を意味しています。試算結果とはいえ、軽減適用後の1人当たりの保険税額との比較で35%の増、66%の増の保険税額をそのまま課税することは、被保険者の皆さんの理解は得られないと考えます。仮に町の保険税額がこの試算結果どおりであったと仮定した場合ですが、標準保険税額はその年度

の医療費等の水準などに左右されることから、年度により変動する場合がございます。したがって、年度間の必要な保険税額を調整するためにも、県が算出した保険税額の不足額を保険税の引き上げのみで賄うのではなく、一般会計からの繰り入れを行うこともやむを得ないのではないかと考えております。

続きまして、③、一般会計からの繰り入れで保険税を引き上げないように求めますについてお答えします。平成30年度の町の保険税率、保険税額は、平成30年1月に公表される町から県へ支払う納付金・標準保険税率等を踏まえて決定することになります。費用負担の公平性の観点から、一般会計からの法定外の繰り入れは最小限とする必要がありますが、国保財政を維持する上で必要とされる保険税額、現在の保険税額、他市町村の保険税額等を勘案した上で町の保険税額を定め、それを超える分については一般会計からの繰り入れを行うこともやむを得ないと考えております。

また、今回の国保制度改革は、国保制度始まって以来の大改革と言われております。平成30年度からの国保の都道府県化への円滑な移行を図る観点からも、保険税率、保険税額については慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、再質問をさせていただきます。

まず最初に、町長のほうから答弁をいただきました秩父音頭まつりについて再質問をします。先ほども町長の答弁にもありましたように、先月8月28日に行われた音頭まつりの反省会の中でも、実行委員長である町長から早いうちに特別委員会を開いて取り組んでいきたいというお話がありました。そして、11月には検討委員会を立ち上げたいと、そういう答弁です。本当に50回、49回も続けられた音頭まつり、祭りのあり方が問われていると私は思います。民謡は、町民みんなのもので、みんなが楽しめる祭りになること、それからそういうのが理想であり、一番よいのではないかと私は思っています。ぜひこの検討委員会の中に多くの人の意見を聞いていただいて、それで今度の50回の音頭まつりをつくり上げる、そういうふうにしていただきたいと、まず思います。参加する人を、いろんな役職の方もいらっしゃるでしょうけれども、それを一般公募して特別委員会の中に入れてもらって皆さんの意見を聞く、どうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 49回の伝統ある祭りでありますけれども、一時期マンネリ化しているとか、いろんなことを批判されたことがありましたけれども、全ての祭りが私はそうだと思うのですけれども、同じことの繰り返しをすることによって伝統ができていき、皆野の秩父音頭まつりにいたしましてもそうですけれども、毎年おいでいただく方もぎやかになってきていると、あるいはまた参加するチームも70チームということで定着もしてきているように感じておりまして、多くの人の考えを聞いてということはもちろんでありますけれども、私はその年ごとに祭りの中身を変えていくというようなことについてはいかなものかと、こんな思いはしているところでございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） その都度その都度変えろとかということではなくて、この50回目を迎える節目、これからまたずっと続いていくであろうと私は思いますが、そういう50回を迎える節目として、さらにいいものにしていくためにいろんな人の意見を、そして50回が終わって51回目にまた皆さんの声を聞くとかそういうことではなくて、そういう反省会がありますが、この50回目の節目を迎えるに当たってさまざまな人の意見、自分はこういう意見を持っているから、ぜひこれを反映してほしい、特別委員会に、そうい

うふうに思っている町民の方もいらっしゃるかもしれませんが、そんなに何十人もということではないと思います。私はそういうふうには思いませんが、5人でも10人でも、ぜひそういう公募をして、皆さんの意見を聞いていただけたらと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いい祭りにしていくために、多くの人の考えを聞くということはもちろんです。検討してまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） よろしく申し上げます。

それでは、2つ目の来賓接待について、来賓の来た方が大変喜んでいて、情報交換をする場でもあると、評価をいただいている、現状でよいのではないかという答弁がありましたが、私大勢の来賓の方が来て音頭まつりを見学していただくということは、本当にありがたいことだと思っています。そして、私は今まで音頭まつりの来賓接待という役割の中に入って参加をしてきました。来年は50回目という区切りの中で、来賓接待を見直すいい機会だと考えて私は発言しているわけですが、見直しの具体的な1つとして、これまで6回参加する中で毎年感じたことは、お酒を制限なく出していることです。お祭りにお酒はつきものです。出すなということではありません。しかし、私たち接待、片付けをいろいろやったりしていることで感じたことは、飲み残したお酒を本当に捨てているのです。バケツに何杯も捨てました。そういう行為をやっている中で、このお酒代が町民の税金だから、本当に私は心が痛みます。そういう面で、やはり検討する必要があるのではないかとということで質問しました。

そして、この酒代は47回目、38万4,193円、去年の48回目は40万4,007円、49回目のことは43万8,496円も。この数字は、来賓接待に使われたお酒代だけです。この3年間で122万円にもなりました。やはり町の予算から400万円出されている、そしてこれは町民の大事な税金です。そして、多くの方から本当に寄附をいただきました。そういう中で、本当に検討していかなければならないと私は思います。今回のこの前の音頭まつりの反省会、その中で意見が出た中で来賓接待の飲み物について、口取り同様に1人何本までというように制限を設けることはできないだろうかという意見がありました。私もこの意見と同じです。このように改善していくよう、ぜひ今実行委員会長である町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私も各地域、各市町等のお祭り等にもご案内をいただきまして、お世話になります。お祝いを包んで行っております。おいでいただくお客さんにつきましては、多額のご寄附をいただいた事業所、あるいは公官庁の方々におきましては、やはりお祝い等も包んでいただいております。今議員言われる税金の部分もちろんあるわけでございますけれども、お祝いとしていただいているものにつきましては、担当課長のほうでつかんでいるかと思っておりますので、発表していただきますけれども、全てが全てそうしたものではないということもご理解いただきたいと思っております。

また、私は先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、大変ここにおいでの方の議員の皆さん方にも接待係としてお骨折りをいただいておりますけれども、恐らく皆さんもそれなりの情報交換等もしていただきまして、祭りの気分を味わっていただいたり、またよその情報等も聞くすばらしい機会ではないかなと、こんな思いがしております。こうしたことにつきましても検討はいたしますけれども、今の接待方法がベターかなと、こんな思いがしております。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

今町長が申されました接待の関係で、招待者の当日お祝金の金額を申させていただきます。47回が23万2,000円、48回23万7,000円、49回が24万7,000円でございます。合計71万6,000円になります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） お酒を出すなどは私は言っていません。そして、言葉をかえれば飲み放題でやっているわけです。その中で、今来賓からの招待者はお金を包んでくると、70万4,000円ですか、それを差し引いても、やはり税金が使われています。やはり本当にこれが、そしていろんな方が来ます。官官接待になっているのではないかという意見もあります。やはりこのお酒の飲み放題、それについては今度の検討委員会についてぜひ皆さんの議論を出してもらって、検討していただきたいと思います。もう実行委員長である町長がベターだと思うと、そういうことを言っているのですが、しっかりと判断をして改善を図っていただきたいと思いますが、もう一度どうでしょう。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 検討してみたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、続きまして、国保の都道府県化についての再質問をさせていただきます。

3月議会のときも同じような質問をさせていただきました。そのときは、まだ1回目の試算結果だけが出ておりまして、答弁では一般会計からの繰り入れもなく、あくまで今まで2回出されたシミュレーション、それは参考数値だということで答弁がありました。また、現在の保険料の水準を激変させないようにするという国からの方針もあるのだと、そういう方針があるのだけれども、保険税を引き上げざるを得ない、そういう状況だということの答弁がありました。

本当にそういういろんなシミュレーションで、今までの35%、66%も、シミュレーションですけれども、保険税が上がる、これは皆野町だけではありません。高い試算結果というのは、ほとんどの市町村が同様でした。1回目、2回目のこうした試算に対して、各地の住民から不安と怒りの声が上がったのは当然だと思っています。そうした中で、政府は第3回目の試算を出すに当たって、新たな方針を出しました。それによれば、制度移行に伴う保険税負担の急変を極力避けるような、そういう姿勢に政府はなったそうです。3回目の試算というのは今わかるのでしょうか、わかったら教えてください。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 常山議員さんの再質問にお答えします。

納付金・標準保険税率等のシミュレーションの試算につきましては、8月に第3回目の試算が行われました。この試算結果については、9月14日、あしたの午後になりますが、県のほうで県の国民健康保険の運営協議会が開催されまして、その席上で県から公表されるというお話になっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） わかりました。ちょっとこの議会には間に合わなかったということで残念ですが、3回目の試算は、先ほど言ったように本当に上がってしまっている2回の試算に対して、やはり国も慌てて法定外繰り入れを含めるなど、いろんなことを反映して保険税の伸びを一定割合に抑えるような、そういうシミュレーションが出されるのではないかと、そういうことも言われておりますので、ぜひわかり次

第公表していただきたいと思います。

そして、2番目の被保険者が払える保険税だと思いませんかという質問ですが、現在町の保険税は資料によりますと、4人家族、夫と専業主婦の妻、子供2人、中学生と高校生、年収300万円、資産割はなしで年間保険税が30万2,600円で、本当に所得に占める割合は10.1%、そういうふうに資料にありました。ちょうど子育て真っ最中の世帯です。保険税で本当に10%を占めるというのは、家計は大変ではないのでしょうか。そして、今現在国保の加入者というのは、ご存じだと思いますが、年金生活者などの無職と非正規労働者などの被用者を合わせて、国保世帯の8割近くを占めているのです。平均所得は下がり続けています。今や139万円台まで落ち込みました。反対に、国保税は上がり続けて、全国平均1人当たり9万円以上だそうです。本当にこの町でも相談に来る、こういう厳しい状況というのは町の役場の職員は窓口において、その状況というのはよく感じているのではないかと私は思います。これ以上保険税が上がったらどうしよう、不安になるのは当然です。先ほどの答弁では、一般会計からも繰り入れしてやっていきたいということも出ていましたが、ぜひその辺で被保険者が本当に払える保険税にしていきたい、そういう面でどうですか、もう一度答弁。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 常山議員の質問にお答えします。

先ほどもお答えいたしました。国保制度を維持する上で必要な保険額ございますが、一般の人、被保険者にも払える限界もあると思いますので、払える保険税かどうか勘案しながら保険税を決めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） よろしく申し上げます。

そして、3番目になりますが、一般会計からの繰り入れで保険税を上げないでくださいと、引き上げしないでくださいという、求めますということを質問しますが、政府も先ほど申しましたように、1回、2回目の試算結果では余りにも高い保険税となったので、3回目の試算、あした出る試算は、法定外繰り入れを含めるような、そういう方針に転換しているわけですが、数字を見ないと何とも言えないところですが、これから各市町村は、県から出される標準保険料率を参考にしながら保険税を決めることとなります。しかし、あくまでこれは参考であって、市町村には従う義務はないと国の説明です。町もこれからも、ほかの自治体から比べれば皆野町は低い保険税だよというふうに言われているそうですが、ぜひ新制度に移行しても一般会計からの繰り入れで保険税の引き上げをしないでいただきたい。

そして最後になりますが、国は国保は助け合い、相互扶助の制度といたしますが、国民健康保険法の第1条には、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとあります。国保は、社会保障に寄与する制度と明確に規定しています。国保は、国が財政的責任を負って、お金のあるなしで差別されない制度、そして安心して病院にかかれる制度であります。ぜひとも課長が答弁したように、物すごいこれから国保の改革があるわけです。町もぜひ住民を守る立場で、本当に制度運営を行っていただくとお願いして終わりにします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、10番、四方田実議員の質問を許します。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。ことしの夏は、空梅雨によって渇水から浄水場の取水制限などが行われたり、梅雨明けとともにぐずついた天候と8月の長雨により、各地で農作物の生育不足などの被害が出ております。当町におきましても、観光ブドウを初め果物や農作物等にも大きな影響を与えております。

一方で、特に九州北部においては集中豪雨による激甚災害が発生しました。被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興することを心から願うものであります。

それでは、通告に基づき3項目9点について質問をいたします。1項目め、子育て支援強化について。従来から取り組んできた子育て支援に、さらに強化するべく取り組まれていることに敬意を表するものであります。

その支援の中から、1点目、学童保育所保育料の無料化の評価と運営についてお伺いします。学童保育所保育料の無料化の後、何人かの方から無料化になったので、大変取り組みがというか、対応が後退しているのではないかと、また無料になったのだから、要望しても仕方がないと諦めているという家庭があるなどの意見が寄せられております。今年度の当初予算では、学童保育所保育料無料化に1,375万円、学童保育所の運営に2,723万円、合わせて4,098万円が計上され、単純計算でいきますと学童1人当たり年間約20万円となります。学童の受け入れ数が多くなり対応することは大変だと思いますが、細部にまで目が行き届かないようでは困ります。

そこで、家庭からの不満の声を町は把握し、指定管理先である社会福祉法人に対し指導しているのか。また、指導員数及び設置基準についてお伺いします。あわせて、無料化を実施したことによる評価についてお伺いいたします。

2点目、学校給食についてお伺いします。学校給食は、現在小中学校に3人以上通っている場合は、給食費の負担は2人までと免除制度がありますが、負担軽減の状況、世帯、児童数とそれから現時点での滞納状況があればお伺いいたします。また、小中学生全員を対象に無料化した場合の予算見込み額と、無料化にするお考えはあるのかどうかをお伺いします。

3点目、定住促進事業についてお伺いします。全国的にも先駆けて子育て支援に取り組まれている中で、子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金制度を創設してから3年が経過しました。その成果と出生数がふえているのか、その状況をお伺いします。

続いて、大きな2項目めで、健康づくりサポートについてお伺いします。当町では、無料で受けられる住民健診、がん検診のほか、脳検診、人間ドックへの助成制度があり、早期発見、早期治療による医療費抑制に努めていることと思われまます。

そこで1点目、町民の検診状況及び対策についてお伺いします。当町の特定健診受診状況の受診率は、平成25年度は28%で県内で56番、平成26年度では29.6%に少しは上がりましたが、59位、63市町村の中でワースト5番であります。そこで、最新の平成28年度の県内のトップクラスの状況と当町の状況、対象者数、受診者数と受診率、それをお聞かせいただきたい。また、受診率向上対策として現在の取り組みがあればお伺いいたします。

続いて2点目、健康増進ポイントの事業の成果についてお伺いします。皆野町ポイントカードみなぼに

ついて、平成28年度の20ポイント達成のクオカード交換者が何人いらっしゃいましたか、お伺いします。また、医療費の抑制など成果について、これは実施1年ではちょっと難しいかもしれませんが、お伺いいたします。

3点目、糖尿病早期発見事業などの成果についてお伺いします。数年前に説明を受けたという記憶があるのですが、人工透析による医療費が増大傾向にあるために、この対策として糖尿病早期発見事業や糖尿病性腎症重症化予防治療費助成などの抑制事業に取り組まれておりますが、平成28年度の助成者数実績と成果についてお伺いいたします。

それから、大きな3項目めでリアル情報について、今行われている情報についてなのですが、この1点目として、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」についてお伺いします。2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの約5,000個の金銀銅メダルを「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」により、全国各地より集めた小型家電製品等のリサイクル金属をメダル制作に活用する全国展開のプロジェクトになっているようです。皆野町への参加協力の働きかけがあるのか、また町の対応について予定があるのかをお伺いいたします。

2点目、防犯カメラの設置状況及び今後の予定についてお伺いします。毎日のように、全国のどこかで事件や事故、犯罪にかかわる報道がされておりますが、最近は防犯カメラの性能と機能も進歩して、多大な威力を発揮しているようです。そこで、この防犯カメラの当町の設置状況と今後の設置予定についてお伺いします。

それから、3点目、公用車へのドライブレコーダーの必要性についてお伺いします。公用車を運転中に、不慮の事故や災害に巻き込まれたときに目撃者がいなかった場合など、客観的に判断できる材料として、その状況を記録することのできるドライブレコーダー、これについて当町の公用車へのドライブレコーダーの必要性と現時点の取りつけがあるかどうか、今後の取りつけ予定があるのかをお伺いいたします。

以上、3項目9点について質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、四方田議員さんからの一般質問通告書に基づきお答えします。

四方田議員さんからは、多種多彩なご質問をいただいております。1番の子育て支援についてお答えします。学童保育所無料化の評価についてお答えします。子育て支援については、楽しく子育てができるまちを掲げて人口減少にブレーキをかけるための、特に力を入れている分野であります。各種子育て支援策は、県下でも先駆けてのトップクラスのレベルであると自負をしております。

学童保育所無料化についても、このような基本方針のもと、働く保護者の支援の一つとして実施したものであります。わかりやすい子育て支援であると自己評価をしております。また、保護者からも評価をいただいております。なお、ご指摘の学童保育の質が低下しないよう適切な対応を図ってまいります。

その他の学童保育所の設置基準等について、学校給食について、定住促進事業について、健康づくりサポートについて、3番、リアル情報についてはそれぞれ担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんから通告のありました一般質問にお答えいたします。

質問事項1、子育て支援強化についての1、①、学童保育所についてでございますが、平成28年度から

皆野町学童保育所サポート事業により、月額1人6,000円の保育料を助成しております。平成29年9月1日現在の入所児童数は、皆野学童保育所が150人、国神学童保育所が41人でございます。

指導員数と設置基準につきましては、皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定されております。第9条に、設備の基準が定められており、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上となっております。皆野学童保育所の保育室の延べ面積は309.2平方メートルでございますので、約187人、国神学童保育所は72.04平方メートルでございますので、約44人までが入所可能でございます。

次の第10条に職員について定められており、放課後児童支援員は支援の単位ごとに2人以上となっております。現在の支援員ですが、皆野学童保育所の4クラブに対して18人、国神学童保育所の1クラブに対しては4人が配置されており、基準を下回らない体制づくりがなされております。指定管理先の明星学童保育所とは、緊密な連携をとりながら運営に当たっております。問題が発生した場合には、健康福祉課の職員が学童保育所に出向いて対応する場合もございます。

続いて、質問事項2、健康づくりサポートについてお答えいたします。①、検診状況及び対策についてでございますが、当町の特定健診受診率は、平成26年度は29.6%、27年度は29.9%、28年度は確定値ではありませんが、31.9%と上昇しておりますが、平成28年度も県下59位でございます。県内では、伊奈町が1位を継続しておりまして、平成28年度も55.1%の受診率でございます。

特定健診の対象者ですが、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方が対象でございまして、28年度は2,070人が対象となっております。受診されています方が674人でございます。健康福祉課では、受診率の向上を重点項目として取り組んでいるところでございます。機会あるごとに受診について周知とPRを行っており、皆野町健康ポイントカード事業も町独自の取り組みでございまして、特定健診は、病気の早期発見、早期治療につながる極めて有効な事業でございますので、多くの方々に受診をしていただけるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、健康ポイント事業の成果についてお答えいたします。先ほど申し上げました皆野町健康ポイントカード事業が、この事業でございまして、28年度が初年度で、229人の方が20ポイントを達成しております。今年度が2年目でございますので、今後の特定健診の受診状況や、事業に参加された方の意見を伺いながら研究してまいりたいと思っております。

次に、③、糖尿病早期発見事業などの成果についてお答えいたします。平成28年度の助成者数は7名でございます。29年2月から実施しておりますので、2カ月間の実績でございます。ヘモグロビンA1cの値が6.5%以上の方へ保健師が訪問をしております。7人のうち1人の方が該当しております。糖尿病重症化予防の取り組みは、平成25年度から始めております。平成28年度の透析患者数を国民健康保険データベースシステムで確認しましたところ、同規模の自治体の平均が14.8人のところ、皆野町は7人という結果が出ております。少しずつではありますが、取り組みの成果があらわれているものと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 10番、四方田議員さんから通告いただきました子育て支援強化についてのうち、学校給食費についてお答え申し上げます。

まず、免除制度、負担軽減の状況について申し上げます。現在給食費は、園児及び小学生は月額4,100円、

中学生は月額4,800円を徴収しております。平成20年度からは、子育て支援策の一つとして給食費の負担軽減を実施しており、小中学生に3名以上の児童生徒を就学させる保護者に対して、年少の者2名以外の児童または生徒にかかる給食費を減免しております。平成29年度当初予算では、免除の児童生徒数、小学生12人、中学生19人、合計31人、世帯数も同じく31世帯になります。

続きまして、給食費の滞納状況について申し上げます。平成28年度決算における滞納額の総額は23件、95万1,043円となっております。このうち28年度中に発生した滞納額は3件、2万8,100円で、これにつきましては既に納付をいただいております。

次に、小中学生全員を無料化した場合の予算見込み額はどのくらいかについて申し上げます。給食費は、町の一般会計に収入されますので、予算への影響は歳入の減少ということになります。本年度の予算では小中学生にかかわる給食費の収入を714人分、3,222万7,800円と見込んでおりますので、全員を無料化した場合はこの金額が減収となることとなります。

最後に、給食費無料化の考えはあるのか。給食費は、限られた金額の中で児童生徒の所要栄養摂取基準を満たした、安全安心で子供たちに喜ばれる質の高い給食を供給するために必要なものです。現時点では、政策として給食費無料化の予定はありませんが、引き続きその効果など、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 10番、四方田議員さんから通告のありました一般質問にお答えいたします。

質問事項1、子育て支援の強化について、3点目の定住促進事業について、子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金制度の成果と出生数がふえているかについてお答えします。皆野町における少子化及び人口減少を抑制し、定住人口の増加を図るため、皆野町内に定住する子育て世帯等の住宅取得を奨励するための措置を講ずることにより、楽しく子育てができるまちづくりに資することを目的として、平成26年度から皆野町子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金制度を開始しております。

一定の条件を満たした子育て世帯、新婚世帯、転入世帯が新築及び中古住宅を取得した場合に補助金を交付するもので、平成26年度から平成28年度までの3年間の交付実績は、子育て世帯が60件で補助金の交付額は5,970万円、新婚世帯が3件で補助金の交付額は215万円、転入者が6件で補助金の交付額は250万円となっております。合計件数は69件、補助金の交付総額は6,435万円となっております。1件当たりの平均補助金額は約93万円になります。この補助制度の創設によりまして、過去3年間で町外から23件が転入し、皆野町に定住しております。また、町内に住んでいる町民がこの補助制度があることによりまして、町内に家を建て定住するというケースも想定されております。こうしたことを踏まえ、定住促進について一定の成果が上がっているものと認識しております。

また、出生数についてですが、69件に係る世帯人員は245人、このうち子供の数は106人となっております。この子供の数には、子供加算補助金の対象とはならない15歳以上を含んだ数字となっております。皆野町への定住後の出生数についてですが、15世帯で17名となっております。

次に、質問事項3、リアル情報についてのうち、2点目の防犯カメラの設置状況及び今後の予定についてお答えいたします。町有施設の防犯カメラの設置状況ですが、防犯上の観点から設置場所等については細かく申し上げられませんが、役場庁舎と皆野中学校に設置をしてございます。役場庁舎では、ことしの

5月と7月に正面玄関左側に設置してあります掲示板におきまして、掲出してある告示文書の一部が何者かによって破られる被害が発生しております。秩父警察署に相談し、被害届を提出いたしました。警察からは再発防止及び犯人特定につながる可能性があることから、防犯カメラの設置について検討するよう指導をいただいたところでございます。この後ご審議をいただく平成29年度一般会計補正予算（第3号）におきまして、庁舎への防犯カメラ設置費用を計上してございます。また、平成25年度には皆野町街路灯協会が街路灯のLED化への更新を実施した際に、そのうちの3基の街路灯に防犯カメラを設置しております。今後の予定についてですが、先ほど申し上げた掲示板被害に対応する役場庁舎への設置のほかは、町としては現時点では新たに設置する予定はございません。

次に、3点目のドライブレコーダーの必要性についてお答えいたします。現在公用車は、リース車両を含め全体で48台保有しておりますが、ドライブレコーダーが設置されている車両はありません。ドライブレコーダーは、事故発生時の映像を記録できることから、その映像を警察や保険会社に提出することで事故の参考資料として採用され、事故処理がスムーズに運ぶこともあると言われております。公用車へのドライブレコーダーの設置につきましては、必要性、緊急性などの観点から、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 10番、四方田議員さんから通告のありました質問事項3、リアル情報の①、都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトについてお答えいたします。

平成29年4月より、公益財団法人東京オリンピック競技大会組織委員会が主催する都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトがスタートしました。このプロジェクトは、国民の皆さんに対して使用済み小型家電のリサイクルへの協力を促し、回収した小型家電から抽出される金属を用いて東京オリンピック2020年大会の入賞メダルを製作するものです。皆野町のほか、全国の自治体にも環境省からプロジェクトへの協力依頼があり、順次取り組みを開始しているところです。秩父地域では、秩父市などが既に参加表明をしており、皆野町も参加をし、携帯電話専用小型簡易回収ボックスを町民生活課の窓口を設置し、みんなのメダルプロジェクトに協力をしていきたいと考えております。今後、町のホームページ、広報でお知らせを予定しておりますが、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 丁寧な答弁をいただきまして、余り再質問はすることはないのですが、先ほどまず1項目めの1点、学童保育所についてなのですが、支援員と児童数、あるいは専用する面積が規定に合っているという答弁がありましたけれども、現実を聞きますと、この場所も309.2平米全てもできるのだということがあっても、あれは現実には柔剣道場とか、あっちも含めてそう計算をしているように私はちょっと思ったのですが、それと設備として、今まで数がそれほどふえたことによって、机とかいろんな備品が一遍に使えないで、交代で使っているような状況もちょうとかがえるところがあるので、その辺のところも指定管理者のほうにしっかりと要望していただきたいと思います。これは答弁は要りません。

それから、無料化になったので、評価としては大変いい評価をいただいているというようなこともいた

だきましたけれども、余り人数が多過ぎて、少し目が届かないというようなこともちょっと聞こえてくるのですけれども、これは文科省のほうだから教育委員会が何かに関係するかと思うのですけれども、今は放課後児童クラブ、これが学童保育所で厚労省関係ということなのでしょうけれども、放課後子供教室というのが文部省関係で進められているというのも聞いておりますけれども、余り学童のほうがいっぱいだったり何かするときに、これは小学校でも中学校でもいいのですが、放課後の子供教室というような制度があるようでも、そういったものに併用で使うというようなお考えがもしあれば、それと研究しているところだとか、今の状況について教育委員会のほうからちょっとお伺いします。放課後子供教室。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 四方田議員の再質問にお答えいたします。

放課後子供教室を含めて、今来年度に向けて計画中であります。検討しているところです。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） それは初めて聞いたことなのであれですけれども、それだとかなり学童保育所のほう、併用という形でやるのですか、それとも。今研究中でしようけれども、方向としては放課後子供教室と、それから児童クラブと、これは併用で使っていくのですか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） そのことも含めて今検討中でございますので、よろしく願います。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。

それでは、次に移ります。給食費なのですけれども、給食費が小学生で1人四千何がしと、中学生で4,800円というようなことで、これはこれなのですけれども、滞納が95万1,000円とかあるようでも、給食費とかは滞納について、今各市町村でというより、児童手当というのが予算的に1人おおむね小中学生は月に1万円出るわけです。この資料によると、児童手当も給食費に親の承諾があれば充てられると、給食費とかほかの学用品でも。児童手当のほうから差っ引いて、給食費を払うということが可能なのですけれども、それから加えて言えば、今みんな振り込みみたいな形で受け取っているのですけれども、それから加えて言えば、今みんな振り込みみたいな形で受け取っているのですけれども、児童手当から差っ引いて給食費を払ってしまうと、これはただではなくて、手当のほうから、振り込みから差っ引くというようなことが事務的にできるかどうかかわからないのですけれども、そうすれば保護者のほうもただでもらっているのではないかというような錯覚を受けるかもしれないし、児童手当というのは何に使われているか実際にはわからないところもあるので、完璧に給食費になってしまえばいいかなんてちょっと考えていたところなのですけれども、滞納については簡単にできると思うのです、それが。だから、そのようなことができるので検討する、また全額を差し引きで給食費にやっているなんていうことが考えられるかどうか、質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

滞納を防止するために児童手当から徴収を検討してはどうかということですが、平成24年度の法改正によりまして、保護者から事前の申し出により児童手当から給食費や保育料を徴収することが可能となっております。しかしながら、全国的に見てもこの制度の運用は、滞納がある場合に限っている地方公共団体が大半となっております。単に給食費の滞納を防ぐ目的のみをもって一律に児童手当から徴収を行うことは、子供の貧困防止対策の見地からも最善とは考えておりません。なお、一部報道によりますと文部科学

省において給食費の徴収を学校でなく地方公共団体が直接実施するよう求めるよう決定したとの報道もあります。保護者と教職員の負担軽減と滞納防止等を総合的に勘案して、最善の方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） そういうことをもう既に考えている人がいるようで、滞納防止だけでなく、やはり事務的な、学校でわざわざ集金したり、そこでまた振り入れをしたりという煩雑な徴収方法より、今次長が言っていたようなこともあるから、そういうこともやっていくのがいいかなと思っておりますので、ぜひともご検討をお願いします。

それから、定住促進事業について35件の転入があった、町外からというのは、大変な成果があったなと感じております。人口は全然減っているけれども、これがなかったらもっと減っているのかなというようなことも言えますので、引き続きこの事業も続けて一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

それから、2項目めの①、町民の健診状況、先ほど28年度が31.9%で、その前が29.6だから、わずかとはいえパーセンテージは上がっていますけれども、やはり順位としては59位と同じだという話がありました。これも町民の意識にもよりますけれども、多いところはやっぱり55%、半分以上の人が受けているので、引き続き健診の受診率を上げていくようお願いいたします。

2番目のポイントカードについても、この一つの一環だと思いますが、意外と思いのほか229人がポイントを達成したというので、なかなかのいい成果が上がったかなと思っております。それで、引き続きこれも大いに普及して、成果が目に見えるような形で出てくればうれしいなと思っております。

糖尿病の早期発見事業についても大体よくわかりました。

次に、3項目めのリアル情報の中で、都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクトについては、これからやるのだというお話で大変よかったなと思っていますが、既に埼玉県でも63市町村ある中で、やっていないのが12、秩父谷で小鹿野と皆野と、それから長瀬とやっていないようです。秩父市は10月からスタートで、横瀬はもう既にスタートしているということでもあります。そういった中、ぜひやってよとおもうと思ったのですが、今後スタートするのだということなので、ぜひ早急にこのプロジェクトに参加をしていただきたいと思います。

それから、防犯カメラの設置なのですが、やはり大変皆さん重要視しているようで、何であんな犯人があそこで捕まったのかというような、駅なんかでもあるのかどうか、詳しくはお知らせいただけないと思うけれども、役場と皆野で、そのほか公共施設や民間でも、どこについているかということは言えないでしょうけれども、かなり方々についているのですか、それだけちょっとお伺いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんからの再質問にお答えいたします。

民間で設置している防犯カメラのご質問だと思いますが、民間で設置している防犯カメラの状況につきましては、町としては把握をしてございません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 実際大きな成果が上がると思いますので、その辺設置をどんどん進めていただければなと思っております。

続いて、公用車のドライブレコーダーなのですけれども、まだ何にもついていないということがあって、ドライブレコーダーの機能については先ほど言ったように、私もわかっているのですけれども、この間町のほうから当て逃げではなくて、当たり屋情報といたしますか、そういうものをいただきました。ああいうものなんか本当に狙われたらやられるので、これがあれば大変後々記録に残っているということなので、この設置が必要ではないかと思しますので、どんどん予算化してもらって、それについては補正でもどんどんつけてもらって、賛成しますから、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 最初の答弁の中で、一部数字に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

健康づくりサポートのところで、皆野町の28年度の受診率が31.9と申し上げたかと思うのですが、32.6%に訂正をお願いいたします。

〔「それでも59番」と言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） そうです。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

冒頭、参与席の皆様一言お願いを申し上げます。発言をする場合、挙手をして職名を述べて答弁をお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、宮原睦夫議員の質問を許します。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原睦夫です。通告に基づきまして、きょうは3点について一般質問を行います。

まず、その前に、現在の世界情勢も非常に厳しい状況下にあるわけでございます。特にアメリカにおいては、トランプ大統領の今までにない変わった大統領というか、そういった大統領が誕生して、世界も非常に困惑している状況があるわけでございます。また、最近北朝鮮においてはミサイル、核実験のたび重なる実験ということで、またシリア、アフガニスタン等についてはいまだ内戦が続いている、非常に厳しい状況下にあるわけでございます。

その中において、国内においては自民党政権、安倍政権のもとに非常に順調に推移、発展していると思われているところでございますが、最近になりましては森友、加計学園問題と、非常に国内の政治もちょ

っと方向が変わってきているというような状況があるわけでございます。特に森友の関係におきましては、ご承知のように小学校の建設ということで安倍総理を初め安倍夫人の関係があったとかなかったとか、いろいろ言われているところでございます。

加計学園については、これもやはり安倍総理と大変親しい加計の学長が関係している獣医学部の創設についての問題でございます。この点については、元文部事務次官の前川氏が民進党の、早く言えば口車というか、そういうのに乗せられて、国会でもああいっただ参考人招致でいろいろと申し上げました。その点については、やはり文部省のトップまでいった前川氏がやめてからいろいろなことを国会で申し上げるといことは、非常に問題であるというふうに思うわけでございます。特にまた町の幹部職員の人たちも、やめてから町の内部事情と色々な問題もあるわけでございます。そういった問題を表に出すということは、問題ではないかと思われるところがあります。特に前川氏については、まして総理の点にまで触れることまで前川氏が国会証人で申し上げたことについては、これは大変秘密保護の観点からも非常に問題があると私は思っているところでございます。

そんな中において、森友籠池問題でも、よくそんたくという言葉が使われていましたが、私もそんたくを調べたところ、これは辞書を引いたのですけれども、そんたくとは他人の心を推しはかること、また推しはかって相手に配慮すること。作家の意図をそんたくする、得意先の意向をそんたくして取り計らうというふうな答えが辞書を引くと出てくるわけでございますけれども、このそんたくについても、やはりそんたくという言葉が出たのは、安倍総理の側近あるいはブレーンの人たちが、安倍総理が考えていることを、総理が言えないことを側近の人たちが話をしたという経過でございます。特に私もこの件についてはいろいろ勉強したのですけれども、町にとっても石木戸町長が考えていること、あるいはまた石木戸町長がいろいろな場面で言えないことを副町長、あるいは教育長を初め参与席の課長の皆さんが、町長にかわってそういったものを進めるということについては、これもそんたくだと思っております。これは、そんたくというのは決して悪いことではないと思うのです。やはり優秀な町長のブレーン、あるいは課長の皆さんたちがそういうことをやるということは、石木戸町長もいいブレーンを持ったと、こういうふうにもとれるわけでございますので、これは余分なことかもしれませんけれども、ちょっと触れてみたかったので、申し上げますわけでございます。

ちょうど時間になりましたので、前置きはこの程度にして、まず第1点の行財政改革についてご質問申し上げます。1つとして、町のここ一、二年間の行財政改革の取り組みについて、どんなふうな改革をしてきたか、大ざっぱで結構でございますが、ご説明願いたいと思います。

それでは、個々の点について、温水プールについて次にご質問申し上げますけれども、温水プールについては毎年、年々の赤字というか、町の持ち出しでございます。これが約3,000万円弱と、それとことしは特に修繕費で約1,300万円、あと高圧ケーブルの工事で200万円と、約4,500万円の概算の数字でございますけれども、年間約4,500万円もの持ち出しがある事業についてどのような考えでいるか、まず教育長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、ふれあい館についてでございます。ふれあい館については、今年度からシルバーに管理運営を委

託してやっている状況でございます。そのシルバーに管理運営を委託して、今までと変わってどのような成果があったのか、担当課長にお尋ねいたします。

次に、長生荘のお風呂についてご質問いたしますけれども、やはりこの長生荘のお風呂についても、もう30年からの古い施設でございます。ご承知のように私の目で見たところでは、現在の町民の利用者は200人いないのではないかというふうに、関係者からも聞いた上で判断しているところでございますけれども、それについて昨年ですか、私が指摘して、現在も長生荘のお風呂は日野沢の井戸水を利用しているという状況でやっているわけですが、この井戸水についても、いいかげん早くやめたらどうか私は思っているところでございます。先月の8月25日、私もよく温泉に日野沢へ行きますので、そのたびにシルバーの人たちは、副町長の指示で水くみを2人でやっていたのを1人にしたということになっていたわけでございますけれども、8月28日はまた2人きりで水運びをしていると、こんなことをいつまでもやっていたら意味がないと思います。行財政関係については以上でございます。

次に、シルバー人材センターについてお尋ねいたします。まず最初に、切干し芋事業についてご質問申し上げます。3月の定例会で、この点についても触れたわけでございますけれども、本年度の赤字が収支報告書によりますと138万円という数字が出ているわけでございます。私の計算では、それに対してプラス機械購入費、あるいはそういった備品をそろえると138万円プラス84万円、それと事務所経費を約50万円と見て、約270万円相当の赤字が見込まれるのではないかとと思われるわけでございますけれども、この辺について、まず担当課長の説明をお願いいたします。

次に、シルバー人材センターが約2,000万円からの預金があつたということについて、3月議会でも指摘したわけでございますけれども、シルバー人材センターに町からの補助金950万円、県から約850万円、この補助金を利用して受けてシルバー人材センターの運営がなされているところでございますけれども、そこがやはり2,000万円からの預金があつたということについては、これは非常に問題だと思います。何で預金ができるほど金が余るのかということでございますが、これについてはやはり預金ができるほど金が余るのだったら、補助金の出し方に問題があつたのではないかというふうに思われるわけでございます。この預金の動向について、多分切干し芋で約200万円からの赤字、欠損を生じているので、それらはこれから充当しているのではないかと思いますけれども、課長の答弁をお願いします。

次に、3点目にポピーの運営について、まずお尋ねいたします。本年度は、誰が見てもポピーの運営については相当の失敗であつたと思われるわけでございます。今回の補正予算においても、町の負担金は150万円計上されておりますけれども、この失敗については、それは天候の理由やいろいろあろうかと思えますけれども、何でこういう失敗になつたのか、担当課長の見解をお願いします。

それと、やはりポピーは自然の山に種をまいて花を見るというのが、これが本来の姿だと思います。本年度は、観光業者も入れて計画をして大失敗に終わったというふうに見受けられるところでございますけれども、ぜひ来年度の計画についてはことしのような失敗はしないように、一昨年程度の計画でいいのではないかと思っているところでございます。やはりポピーについては、自然を生かした花を見てもらうというのが本来の姿だと思いますので、このポピーについては、ことしのようなバスを利用した観光業者の計画に沿った形でなく、おとしのような形で十分な体制ができると思いますので、その辺についての計画について、またお考えについて質問したいと思います。

それでは、随時お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、宮原議員さんの一般質問通告書に基づきお答えします。

1番の行政改革についてお答えいたします。近年の行政改革についてお答えします。大きなものとして、これ一、二年のことではないのですけれども、平成20年に皆野・長瀬下水道組合と皆野・長瀬水道企業団を統合し、事務事業の合理化、効率化を図りました。昨年、平成28年4月1日から皆野・長瀬上下水道組合の上水道事業を広域化し、秩父広域市町村圏組合の事業として運営することにしました。進む人口減少に伴う水道使用料の減少や、水道施設の老朽化に適切に対応するための財源の確保など、長いスパンで考えると大きな行財政改革であると言えます。

次に、戦場地内の旧みなのおアシス、旧花のおアシス事業の中止により、用地が活用されない状態が長く続きました。秩父広域市町村圏組合の消防分署の統廃合計画による皆野町、長瀬町に1カ所とする北分署の用地としていち早く要請し、現在の北分署が建設され、平成24年から運用され荒廃公有地の活用と、引き続き消防救急業務の町内存置ができました。あわせて使わないうり橋も撤去し、維持管理費を生じない措置をとり、公有地の有効利用と経費節減につなげました。

3点目は、廃校になりました旧金沢小学校校舎については、平成27年から町内の彩清会清水病院と賃貸借契約を結び、地域の活性化と教室の特性をそのまま生かした通所介護事業所デイサービスとして、高齢化社会に合った活用が図られました。

2つ目、温水プールについては、宮原議員さんにはたびたびご指摘をいただいておりますが、青少年等を中心とした本来の温水プールの利用はもとより、介護予防事業やリハビリなど、多くの中老年が利用し健康の保持や向上につなげています。このように、温水プールは幅広い年齢層の皆さんが多彩な活用ができる施設として価値あるものであります。

3つ目、ふれあい館については、高齢者を中心に、カラオケ等で楽しみ、秩父温泉を使った風呂は多くの愛好者がゆっくりくつろぐなど、根強い人気があります。指定管理者のシルバー人材センターにおいて、さらに入館者をふやすべく知恵を絞っていただき、収益が上がるよう取り組んでいただきたいと思っております。長生荘については、高齢者の憩いの場としてカラオケ教室など幾つかの教室を開き、勉強したり楽しんだりしています。また、風呂につきましては日野沢の井戸の、いわゆる卵湯を使い温泉気分を楽しんでいます。このように高齢者の憩いの場、コミュニケーションの場として、介護予防事業の場として定着しています。長生荘もふれあい館と同様に、指定管理者のシルバー人材センターにおいて運営し、経費節減を図るとともに魅力ある事業を取り込んで利用者の増加を図るよう要請しています。

以上のとおり、町の各種施設の目的は、高齢者の福祉向上、生きがい対策、健康増進、介護予防、リハビリ効果、青少年の体力、気力、技能の向上や健全育成などで全てが数値化、グラフ化できないものでありますが、価値あるものと評価しています。

2番目、切干し芋事業の平成28年度の収支は138万円の赤字という内容であります。端的に申し上げますと、切干し芋の販売額に対し人件費が80%以上を占め、その比重が高過ぎますので、節減すべきと思います。高齢者の生きがい対策と働く場の確保という観点もありますが、せめて収支が同等になるよう、さらに改善をする必要があります。

3番目、ポピーの運営について申し上げます。天空のポピーまつりは、皆野町と東秩父村で構成する実行委員会で運営をしています。ことしのポピーまつりは、昨年の祭り期間中の交通渋滞対策と駐車場の安全管理により、祭り会場に自家用車が入れないで送迎のみのパークアンドバスライド方式を採用しました。

この方式は、観光会社に委託するもので、その経費確保のため入場料を徴収し、賄うものです。しかし、天候不順などによりポピーが生えない、咲かないの状態があり、予定の入場料金500円、休日は600円の徴収はできる状態ではないため、300円に減額しパークアンドバスライド方式を取りやめました。結果は、来年のポピーまつりの準備経費を含めた事業費不足は300万円で、両町村で折半するものです。このように急遽方針を変更したため、赤字額もこの程度におさまったという見方もできます。天候に左右される植物を相手にする事業の難しさを痛感しました。来年度の天空のポピーまつりは、従来方式により開催する方針で、実行委員会で検討してまいります。

なお、温水プール、ふれあい館、長生荘、シルバー人材センター、ポピーまつりの実績等については、担当課長から説明をいたさせます。町の行政運営は、町民の、国民の血税を使うものでありますので、宮原議員さんのご指摘の行財政改革は大変重要なものであります。引き続き予算編成、予算執行においては入りをはかりて出るを制す、最少の経費で最大の効果を念頭に、行政執行の基本姿勢として、やらねばならないものか、なくても済むものなのか、必要性、緊急度など、幅広く検討し適正かつ迅速に取り組んでまいります。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんの一般質問通告書1の2、温水プールについてお答え申し上げます。

皆野町勤労者福祉センターふれあいプール・ホットは、平成4年の6月、町民の健康保持増進、コミュニケーションの場としてつくられ、中学生の体育の授業での活用、年齢や技能の発達段階に応じた水泳教室を開催し、年間を通じて多くの皆様に親しまれています。温水プールについては、竣工後25年が経過し、施設設備の老朽化が進んできております。

平成29年度の主な修繕工事ですが、温水プール吐出配管改修工事に1,151万2,800円、高圧引き込みケーブル及び区分閉器交換工事に268万7,000円を予算計上させていただきました。工事につきましては、指名競争入札を行い温水プール吐出配管改修工事が939万6,000円、高圧引き込みケーブル及び区分閉器交換工事が262万4,400円となり、予算額に対し217万9,400円工事費を低減できました。

温水プールにつきましては、施設設備の老朽化が進んでおり、また光熱水費等の経費も大変かかっております。しかしながら、町民の体力向上、健康保持増進、介護予防、コミュニケーションの場として多くの方々にご活用いただいておりますので、引き続き多くの町民の方にご利用いただけるよう施設設備の維持管理を適切に行ってまいります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 宮原宏一登壇〕

○産業観光課長（宮原宏一） 12番、宮原議員さんからの1項目め、行財政改革についてのご質問のうち、水と緑のふれあい館と2項目、シルバー人材センター切干し芋事業について、3項目めのポピーまつりについてのご質問についてお答え申し上げます。

まず、水と緑のふれあい館の利用者につきましては、3月議会で宮原議員さんから同様のご質問をいただき、その後指定管理者におきまして町民に利用を呼びかけておりましたが、依然として町内の利用者が約20%、町外の利用者が約80%の状況でございます。

次に、町の持ち出し額でございますが、わくわくセンターとふれあい館が共有している部分がございま

すので、分けられない部分があります。28年度の決算数値から維持管理等に要する経費額でございますが、指定管理料を含めて887万8,000円でございます。なお、指定管理に昨年から移行したわけでございますけれども、その状況はどうかというご質問でございますけれども、過去3年間の町の持ち出し分でございますけれども、約1,300万円でございます。ここで指定管理に移行しまして約887万円ということで、約420万円の減額ということで町の持ち出し分が少なくなっております。

続いて、2項目めのシルバー人材センターについて、①の切干し芋についてお答え申し上げます。平成28年度の作付面積は1.3ヘクタールです。集荷量は約8トン、6,700袋を10カ所で販売しております。収入につきましては449万3,912円、支出は588万2,415円であります。差額につきましては138万8,503円となっております。先ほど宮原議員さんのほうから、機械の購入、つる切り機84万円というお話もございました。この経費については、今の収支には入っておりません。その経費を入れますと、つる切り機と色々な経費を入れまして84万円でございます。そうしますと、赤字が228万円という形になってございます。

続きまして、ポピーまつりの開催でございますけれども、ポピーまつりの収支について申し上げます。収入でございますけれども、1,447万3,984円でございます。支出でございます。事業費で1,655万3,118円でございます。これにつきましては、会場運営費、警備員、シルバー、バスの運行、宣伝広告費等入っております。事務費といたしまして33万600円でございます。合計で1,689万1,713円でございます。収支差し引きしますと、241万7,734円の不足でございます。

なお、来年度に向けましての経費といたしまして約60万円計上いたしまして、先ほど町長のほうの答弁で申しましたように300万円の赤字になります。その分を両町村、東秩父村さんと皆野町で半分にしまして、先ほど町長申されましたように補正予算で150万円計上してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 12番、宮原議員さんから通告のありました一般質問にお答えいたします。

質問事項1、行財政改革のうちの④、長生荘の風呂の利用状況等につきましてお答えいたします。長生荘の入館者は年間約2万人でございます。利用者の町内、町外の割合ですが、町内が6割から7割、町外が3割から4割の状況でございます。風呂の利用者の正確な数値はとってありませんが、入館者の8割程度が風呂を利用しており、いわゆる常連さんの利用が多い状況でございます。

井戸水の運搬につきましては、以前宮原議員さんからご指摘をいただき、1人で作業するよう改善を図っておりますが、担当者が不在のときや天候の悪いときなど、安全面から2人で作業する場合がございます。

続いて、質問事項2、シルバー人材センターのうち②、2,000万円からの預金の動向についてお答えいたします。シルバー人材センターの平成28年度決算書類を見ますと、約2,100万円の繰越額がございますが、前年度からの繰越額を差し引きますと、単年度では約130万円の赤字となります。シルバー人材センターの平成28年度経常費用額、歳出額に当たるものですが、年間約1億2,500万円であり、月額にしますと約1,040万円が必要となります。この繰越額につきましては、年度初めの支払いのための運転資金として必要なものと捉えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、再質問をいたします。

まず、温水プールについて、温水プールの中、修繕費1,200幾らですか、この修理については、過日副町長、教育長と一緒に、この問題について温水プールを見に行ったときには、何の工事をするのだということを確認したところ、塩素を入れるについての修繕だという話でございました。それで、この塩素についてちょっとお聞きしたいのですけれども、では今使っている小学校のプールは塩素をどのようにしてまいているのか、その辺のところをまずご質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんの再質問についてお答え申し上げます。

全ての学校について調べているわけではないのですけれども、塩素の固形物を中に入れたりとか、そういった方法で行っていることが通常かと思われまます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） そうすると、この温水プールは何でこんなに1,000万円からの修繕費をかけて、塩素だけ入れる工事をやるのですか。手でまいたって間に合うでしょう。そういうところを改革するのが行財政改革でしょう。教育委員会どうに考えているか、答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんの再質問についてお答え申し上げます。

塩素の入れ方については、私のほうでよく調べていないので、今のようなお答えをしてしまいましたが、機械の中から入れる方法もあると伺っております。ただ、はっきり調べがありませんので、後でお答え申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 教育長、手でまいても間に合うものを何で1,200万円近くの工事費をかけるのですか、それこそ、これでは行革にならないでしょう、ちっとも改善していないということです。答弁はもう結構ですから、これで終わります。

次に、ふれあい館について。確かにことしからシルバーに維持管理を委託して、400万円からの数字が出たということに対しては評価いたします。しかし、やはりこのふれあい館についても、ご承知のように利用者は町内は2割、あと8割は町外の人が利用しているわけでございます。その点について、課長の立場からこういったものをいつまでもやっているのはどうかと私は思っておりますが、課長はどういう考えでいるか、課長の見解をお尋ねします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど町内が2割、町外が8割ということで私のほうで答弁させていただきました。先ほど答弁の中でも、指定管理者のほうでいろいろ呼びかけたり、町のほうでもいろいろ行っております。今後につきましても指定管理者のほうで努力していただき、利用者をふやしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、次に移ります。

長生荘の風呂についてです。先ほど課長の答弁の中で、利用者が町内が6割、町外が3割というような答弁がなされたわけですけれども、これは課長、数字的に言って町内の利用者なんか2割程度しかいやし

ないです。だめだよ、もっと真剣になって調べなければ。今あそこへ行っている人たち、何していると思いますか。町外の人たちがカラオケが安くて、風呂も100円ですか、安いから来ているので、ほとんどあれですよ、行ってみなくてはだめです。俺はたまには見ている、毎日通っているから。町内の利用者のほうが本当は少ないです。これ逆ですよ、数字が。その辺のところもう一回、課長、答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

こちらの数字は、シルバー人材センターのほうから報告を受けた数字であります。過去の状況をもとに1度シルバー人材センターのほうから回答いただいたのですが、9月の初めに1週間ほど入館者の確認をしていましたところ、きのうまでの12日までで入館者が約370人、そのうち町外が112人、ここ1週間の状況ですけれども、確認しましたところ先ほど申しあげました町内が6割から7割、町外が3割から4割という状況でございました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の課長の答弁だと納得できないのです、どう見ても。私の知り合いもカラオケにちょいちょい行っている人がいるのです、何人も。それ聞いたところ、町内の人は少ないよと、ほとんどよそから来ている人だという話をされているのです。もう一回よく確認をして、後でいいですから、こちらに話ししていただきたいと思います。

それでは、次の切干し芋事業について再質問いたします。大変この切干し芋についても3月の定例会のときに、町長も赤字を圧縮してとんとんにいけるよう指導してまいりたいと、また要望していくという答弁を私にしたわけでございます。議事録の37、38でそういうふうに答弁しているところです。そこで、最後に私が、それでは、この切干し芋事業については、とんとんに持っていくよう努力するということをお約束いただきまして、私の質問を終わるといふふうに締めくくってあるのですけれども、もしいかなかった場合は、ひとつ来年からやめてくださいと、そういうことをお約束いただきまして質問を終わっているのです。そのことについて町長は今どうに考えていますか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今議員言われるように、議員が質問の最後に約束をしていただきまして、私の質問を終わりますと、こういうふうなたしか終わっているはずでございます。私は、その後、約束をしますと言ってはいないのですけれども、その赤字の幅を圧縮はするように要請をしていきたいということは、その前の答弁で言ってきたかと思えますけれども、議員さんのほうから約束をさせていただいて質問を終わりますと、こういうことでしたので、私のほうからはその後の答弁というか、そのことについては何も申し上げておりません。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、切干し芋の再質問の中で、去年も赤字、ことしも赤字ということでございます。それで、この切干し芋事業について本年の3月31日現在の収支決算書をいただいたわけでございますけれども、その中でやはり改善すべきところは多々あると私は思っております。

まず、サツマイモの苗と肥料代で約60万円かかっています。それと、施設をつくる場所の土地の借り上げ代が32万7,000円かかっています。それと、次のページの固定資産税が10万6,400円かかっています。こういったものを計算すると、とても138万円の数字では追いつかないと思います。これ人件費はどこに計

上してあるのですか、この芋をつくる、また加工する場合の人件費の額は。それと、この10万6,000円の固定資産税の内容についてご質問します。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんの切干し芋についての人件費でございます。その中に、一番上に配分金等という項目があるかと思えます。この配分金の人件費ということになっております。

固定資産税につきましては、後ほど答弁させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、私の質問が終わる前に、課長一つこの固定資産税と調べておいてください。次に進んでいけないので。

では、先に次の再質問をいたします。まず、ポピーについて本年度の失敗については天候の関係、花がうまく咲かなかったと、いろいろ事情はあろうかと思えます。先ほども私が質問申し上げましたように、ポピーはやっぱり自然の花を見てもらうのが一番いいと思うのです。だから、ことしのような観光業者を入れて、こういった事業で赤字も出たと、赤字が出れば両方の町村で負担し合うというようなことで、経済効果を見込んだときにも年間やっぱり150万円の赤字というか、負担金が発生しているわけでございますので、ぜひその辺のところもよく検討してもらいたいと思えます。

それと、この経済効果でございますけれども、このポピーについて、皆野町にとってどういう経済効果があるのか、その点について再質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんの再質問にお答えいたします。

本年度のポピーまつりの車の入場者の率でございますけれども、皆野側が43%、東秩父側が57%の入場車両でございます。退場車両につきましては、皆野側、東秩父側、50%、50%でございます。皆野側の退場車両につきましては、入場車両より約7%多くなっております。これに基づきまして、会場におきましても町の観光、飲食店の案内等を職員等が積極的に行いまして、ポピーまつりの開催中の道の駅のレストハウスの売り上げでございますけれども、開花が悪い時期の中でも昨年とほぼ同様の売り上げをしております。多くの方が訪れております。また、期間中におきましては町内の飲食店等が13店舗、ポピー畑の会場で店を出しまして、575万円の売り上げを行っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、先ほどの切干し芋の関係は出てきたかな、答えは。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 今ちょっと調べております。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、ほかの点に触れています。このポピーの運営について、来年の計画については、やはり自然を生かしたポピーということで進めて、ポピーの計画については何で経済効果も見込めないのに、ことしのような3者協議でやって成果が出なかった、来年度は成果が出ないものをまたやる必要もないと思うのです。もっと抜本的に改革するなりして、おとしのような形でもいいと思えます。やっぱり行楽地というのは、行楽シーズンというのは、車はどこ行ったって混むのです。多少車が混むよう

なことは目をつぶって、自然のポピーを見てもらうというのが一番いいのではないかと思いますので、最後にその辺のところの答弁を願います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） まさに宮原議員さんと、私も同じような考え方でおります。実行委員会で最終的には決めていくことになろうかと思えますけれども、いわゆる渋滞をし過ぎるというようなことがあったので、ことしはああいう形をとったのですけれども、渋滞をしてトイレの問題がよく問題になるのですけれども、トイレをもう少し借り上げて数をふやして、そして渋滞にも対応しようと、こんな考えでおります。ことしのようなパークアンドバスライドという方式は、来年度につきましてはやらないと、こういう考え方を持っております。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 先ほど宮原議員さんからご質問がありました学校プールへの塩素投入法について、内容がわかりましたので、お知らせします。

皆野小学校のプールは、循環水に液体塩素をポンプ投入して自動的に循環する。国神小学校と三沢小学校については、先ほど申し上げた固形物、タブレットを投入するという方法であります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今教育長の答弁で、塩素は手でまいても間に合うのだということだと思います。それなのに、そこまで本年度1,200万円なり修繕をして塩素装置を修復するのだということについて、大変改革についてちょっと考えが少し足りないのではないかと、私はそう思うわけですが、その辺のところ教育長、もう一回答弁願います。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） ただいまご指摘をいただきましたことはごもっともだと思いますが、先ほどの国神小と三沢小がタブレットということですので、プールの規模とか様式等に即した塩素の投入法が、ちょっと研究が足りませんが、あるかのように思われますので、そのような考えをしているところです。以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 先ほど宮原議員さんの固定資産税でありますけれども、収支報告書の一番下の租税公課のところだと思うのですが、本年度決算10万6,400円の決算額だと思うのですが、

〔「何の固定資産税ですか」と言う人あり〕

○産業観光課長（宮原宏一） これは建物、要するに今皆野に加工所をつくっております。加工所の固定資産税だそうです。加工所の建物と……

〔「ちょっと休憩にしてもらえますか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時55分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 再質問にお答えします。

加工所の固定資産税と、これにつきましてはシルバーのほうからの報告でございますので、詳しい内容についてはシルバーのほうに確認しないとでございますけれども、一応こちらで調べたのだと償却資産と作業場の固定資産税ということでございます。

以上でございます。

〔「もう一回休憩してもらえますか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時56分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんの再質問にお答えします。

固定資産税と蒸し器とか乾燥機とか、そういうものの償却資産が含まれて、この10万6,400円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 切干し芋について加工所の土地、これは地代は32万7,000円ですか、払っていると思うのですが、こんな赤字の事業をやっていて、何でシルバー、その辺の土地、幾らでも土地大淵にあるでしょう、遊んでいる土地が。だから、こういう計画こそがずさんなのだよ。こういう事業をやってることに対して、最後に赤字の事業をいつまでもやることについて、課長は担当してどう思うか、課長の見解を最後をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 今後についてでございますけれども、先ほど町長のほうでも申されましたように、販売額と、要するに人件費が80%以上になってございます。栽培管理の作業内容等をよく検討いただきまして、削れる部分は削っていただきまして、収支が同額になるようにしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 時間がなくなってきましたので、最後にまとめてご提言やいろいろ申し上げたいと思っております。

私の考えでは、行財政改革の基本方針は、だめなものはやめる、または抜本的に改革する。これが私がいつも言っている、行財政改革の基本方針だと思っているところでございます。ぜひ確かにいろんな事業をそれぞれ理由があって、それなりの効果はあることは私もわかります。それでも、これからの町を考えるときには、きょう質問しました温水プール、長生荘、あるいはふれあい館等の持ち出し等を総体的に考

えると、相当な金額になるわけです。温水プール4,500万円、あともろもろで約6,000万円になると思います。そういったもの一つこれから町長を中心に、ぜひ抜本的に改革なりしていただきたいと思います。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、今日の政治状況としまして、安倍首相は先月の3日、内閣改造を行いまして第3次安倍第3次改造内閣を発足させました。そして、先ほど宮原議員の冒頭でも触れられておりましたが、森友、加計学園問題などで記録も記憶もないと逃げ回り、疑惑にふたをしたまま、戦前の治安維持法と言われた共謀罪法案を約6割の反対世論を無視し、数の力で押し切ってきた安倍政権であります。

そして、7月の都議選惨敗や支持率急落のもと、政権浮揚を狙った内閣改造であったわけですが、安倍首相みずからは仕事人内閣、このように命名をしております。しかし、この間の南スーダンPKO派遣部隊の日報隠蔽問題、安倍昭恵夫人が名誉校長であった森友学園の小学校の建設に伴う国有地8億円以上も安く売却した森友学園疑惑、そして安倍首相の腹心の友が理事長を務める学校法人加計学園の獣医学部新設を半世紀ぶりに認可し、その建設資金に公金96億円の補助をするという加計学園疑惑問題、これらに関係していた稲田防衛大臣の辞任を初め、金田法務大臣、松野文科大臣、山本地方創生担当大臣等を退任させるという疑惑隠蔽の改造内閣そのものであります。

また、今回の改造は、政権浮揚や森友、加計疑惑隠しにとどまらず、安倍首相は改憲は日程ありきではない、このように言いながらも、朝鮮半島をめぐる米朝の緊張激化に乗り、防衛省の来年度の概算要求は5兆2,551億円、今年度当初予算に比べ1,300億円の増額要求であり、6年連続の伸びとなり、軍備拡大予算要求であります。また、憲法9条に自衛隊の存在を明記する9条改憲の自民党案を、今月末開催予定の臨時国会で衆参憲法審査会に提出して、来年の通常国会での改憲発議に持ち込む改憲路線は変えておりません。

政府は、8月28日、国内景気について穏やかな回復基調が続いていると発表し、現在の景気拡大は57カ月に達し、戦後2番目に長いいざなぎ景気に並んだとの表明も行いました。また、安倍首相はさきの内閣改造記者会見で、4年間のアベノミクスにより雇用は200万人ふえた、正社員の有効求人倍率も1倍を超えた、このようにアベノミクス効果を自画自賛しておりました。しかし、勤労大衆にとって好景気の実感などは全くありません。ふえたのは非正規労働者であり、総務省の労働力調査でも2016年度平均で非正規雇用者数は2,016万人、雇用者数の約38%を占めております。そのうち年収200万円以下の低賃金労働者は1,491万人、非正規雇用の約74%がワーキングプアの実態にあります。こうした状況下では、結婚もできない、子供もつけれない、そうした若者がふえ続けており、少子化や人口減少に歯どめがかかるはずはありません。また、この間の消費税増税、実質賃金の低下、年金の引き下げ等々によって購買力は低下し、消費は低迷しております。そのため、個人消費も2015年度、2016年度ともにゼロ%台の伸びにとどまり、デフレ脱却経済再生のアベノミクスも、首相みずからが言っているように4年たっても道半ば、既に破綻

している状況にあります。

国の2016年度の一般会計税収でも、前年度に比べ約1兆円が減少しているようです。税収が前年度実績を割り込んだのは、リーマンショック後の2009年度以来7年ぶりの減少のようです。皆野町の場合、こうしたことは平成28年度皆野町一般会計の歳入決算状況を見ても明らかであります。皆野町の場合、地方交付税などの依存財源だけでも、平成27年度に比べ3億円以上の減額となっております。確かに安倍政権のアベノミクス、三本の矢などによって、この間大胆な金融緩和等が行われ、日銀は毎年80兆円もの金を世の中に供給、年金積立金管理運用のGPIFは、年金積立金の約半分70兆円を株式に運用し、株価を下支えしてきております。こうして、実体経済から離れた円安株高状況が作り出されてきております。

また、第2次安倍政権発足前に比べ、消費税率は5%から8%に増税された一方で、法人実効税率については7%以上の引き下げとなっております。こうした中、金融、保険業を除く資本金10億円以上の大企業の内部留保は、第2次安倍政権発足後の4年間で約56兆円も増加し、その累積は328兆円、過去最高を更新しております。他方、ことし6月時点での生活保護世帯数は164万519世帯、過去2番目に多く、年々増加傾向にあります。そのうちの約53%が65歳以上の高齢者世帯であり、年金だけでは生活できない、そうした高齢者世帯もふえ続けております。ちなみに、ことし4月時点での皆野町の生活保護世帯数は46世帯、前年同月に比べ8世帯もふえております。また、日本の生活保護の捕捉率は20%程度、このように言われております。全国では820万世帯、皆野町においては230世帯以上が、生活保護基準以下の生活を強いられるいるものと推測できます。

今日の経済社会、豊かな生産力のもと、生活商品はあり余っているにもかかわらず、勤労大衆の格差と貧困は拡大し、生活の困窮は一段と強まっております。いずれにしましても、デフレ脱却のアベノミクス、女性が活躍できる社会、そして地方創生、また一億総活躍社会、働き方改革、そして今回の人づくり革命等々、目先の政策をころころと変えて国民には期待だけを持たせ、結果は大資本優先、利益第一の経済政策であります。こうして国民をだまし犠牲にしなが、さらなる軍備増強、そして戦争に道を開く憲法9条明文改憲に暴走する安倍政治であります。

他方、全国どここの地方自治体においても、この間の企業の海外進出に伴う製造業の地方からの撤退、農林漁業の衰退、また少子高齢化、人口減少等々によって農地、山林の荒廃が進み、限界集落に象徴されるように地域のコミュニティ、集落の維持、存続も危うくなっております。こうした中であっても、子供たちからお年寄りまでが安全で安心して日常生活が送れるよう、また自然環境を守り、平和で少しでも活力ある地域づくりができるよう、そのための町行政でなくてはならない、このように常々思っております。そうした立場から、通告に基づき2項目についてお聞きいたします。

1項目めの皆野町創生総合戦略の現状と課題について。国は、平成26年まち・ひと・しごと創生法を制定し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、活力ある日本社会を維持していく、そのために人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けた5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。これに伴い、各都道府県、市町村においても地方版総合戦略を策定することになりました。特に地方の自治体においては、少子高齢化、若者の流出、人口減少等多くの悩みを抱えており、このままでは近い将来活力を失い、自治体としての機能を維持できなくなる状況にあり、改めて地域を再生、雇用の場をふやし、若者が地方や地域に定住できる、そして子供を産み育てやすい環境を整える、そして少子化に歯どめをかけ出生率の向上を図る、こうした喫緊の課題に直面してございました。こ

うした中、当町においても皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略、以後皆野町創生総合戦略と言いますが、平成28年3月に策定され、2015年度、平成27年度から2019年度、平成31年度までの5カ年計画としてスタートしております。

1点目の質問になりますが、既に今年度、皆野町創生総合戦略5カ年計画の中間年度に当たっているかと思えます。今日までの創生総合戦略に基づく施策の取り組み、その成果と今後の課題について。

2点目ですが、こうした自治体の取り組みを国が財政面から支援するのが、地方創生加速化交付金制度であろうかと思えます。平成29年度の皆野町創生総合戦略に関する国への交付金申請等はどのようなになっているのか。

3点目ですが、皆野町創生総合戦略推進委員会の現状と位置づけについてお聞きしたいと思います。

2項目めの皆野寄居有料道路の料金軽減について。特にこの間、通勤者等から料金引き下げの要望が多く出されております。そして、この間も昨年6月議会でも小杉議員からも取り上げられておりますが、道路公社等への要望等も含め、議会でも取り上げられてきております。その後、利用料金の軽減についてどのような動きになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員の一般質問通告書に基づきお答えをいたします。

2番目の皆野寄居有料道路の料金軽減についてお答えをいたします。当有料道路の料金の値下げについては、以前から他の議員からもご質問をいただいております。国会議員、県議会議員を介して料金の無料化、減額の要望活動を行った経緯もございました。多くの方がご承知のように、有料道路の開設事業費は、早期開設を図るために借入金により施工され、その返済は利用者の料金により償還する仕組みになっています。このため、償還金が完済するまでは無料化、減額はできないこととなります。これは、全国の有料道路において同様の制度になっています。したがって、現時点においては料金の引き下げは不可能であると考えています。回数券利用による割引、トンネル利用は10分前後の時間短縮でありますので、10分早く出て国道や県道など一般道を使用することも一つの方法かもしれません。

1番、皆野町創生総合戦略の現状と課題については、総務課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 11番、内海議員さんから通告のありました質問事項1、皆野町創生総合戦略の現状と課題についてお答えいたします。

1点目の今年度は皆野町創生総合戦略5カ年計画の中間年度に当たるが、今日までの成果と今後の課題についてのご質問についてお答えいたします。先ほど内海議員さんからも質問のご説明にありました内容と重複する箇所がございますが、よろしくお願いたします。国におきましては、平成26年にまち・ひと・しごと創生法を制定し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

皆野町におきましても、平成28年3月に皆野町人口ビジョン及び皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。皆野町創生総合戦略の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とな

っております。

これまでの取り組み状況ですが、平成27年度では国庫補助金である地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を充当した農産物6次産業化促進事業、観光案内多言語化事業、俳句を活用した観光プロモーション事業、プレミアム付き商品券発行事業などを実施しております。平成28年7月には、総合戦略推進委員会を開催し、事業実施に対する効果検証を行っております。効果検証では、各種事業を実施したことによって総合戦略で設定した重要業績指標（KPI）といたしますが、おおむね達成するなど、全ての委員さんから効果ありの評価をいただいております。

平成28年度では、地方創生加速化交付金の充当事業として、みなのもろごと情報発信を核とした皆野暮らし（定住・移住）実現事業を実施いたしました。事業内容は、皆野魅力発掘創造事業と新規就農者発掘事業に取り組んでおります。皆野魅力発掘創造事業では、皆野魅力発掘創造会議を設置し、主に浅草との交流事業について検討を行ってまいりました。今年度に入って、具体的な交流事業が実施されたところでございます。新規就農者発掘事業では、町内における移住可能住宅の現地調査と、所有者の意向調査を実施しております。平成28年度事業実施の効果につきましては、総合戦略推進委員会を10月をめどに開催し、実施したいと考えております。

平成29年度の交付金の申請状況についてですが、地方創生推進交付金は申請はしておりません。なお、これまでの取り組みによる成果についてですが、個々の事業実施によりまして一定の成果が得られているものと考えております。引き続き、総合戦略に掲げた事業実施に取り組んでまいります。

また、今後の課題といたしましては内海議員さんご指摘のとおり、息の長い取り組みが必要であります。総合戦略の計画期間は平成31年度末までですが、総合戦略に掲げる4つの基本目標を達成するために継続的な事業実施が重要であり、国庫補助金等を踏まえた財源の確保が課題であると考えております。

2点目の皆野町総合戦略推進委員会の現状と位置づけについてのご質問ですが、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱では、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び変更等を行うため、皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を設置すると規定しております。平成27年7月1日付で16名の委員さんを委嘱しております。この委員さんの任期が平成29年6月30日で満了となったため、先日各委員さんに対しまして、再任についてのお願いをさせていただいたところでございます。

また、総合戦略に定めたさまざまな取り組みを効果的に推進し、基本目標を実現するためには、施策事業の成果を確認し、改善点を整理し、次の展開に反映させていくことが重要となります。総合戦略では、総合戦略推進委員会において、PDCAサイクルによる進行管理を行うと位置づけております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 1項目めの総合戦略の関係で再質問をさせていただきたいと思うのですが、地方創生の総合戦略始まりまして3年目を迎えているということだと思っておりますが、どこの自治体においても総合戦略によって大きな変化と申しますか、成果と申しますか、そういったことがあらわれていないというのが多くの自治体の現状のようであります。というのも、国は各自治体に地方版の総合戦略をつくらせると申しますか、つくることによって交付金を出しますよということでスタートしているかと思うのですが、そういったことで当初からハード事業等については、この交付金からは採択外にすると、こういったことで国のほうは進めてきておりますし、大変実効性の乏しい地方創生加速化交付金制度にあらうかというふうに言えます。強いて言えば、2015年に実施されました地域消費喚起の生活支援でのプレミアム付き

商品券の発行にあったかというふうに思います。それも、2015年の4月に統一自治体選挙が行われた、その関係で国としても地方に対するばらまき政策の一環、このようにも言われておりました。そうした一過性でのプレミアム付き商品券の発行であったかと思うのですが、皆野町におきましては平成29年度、今年度、この地方創生の加速化交付金の申請を行わなかったということで答弁をいただいておりますが、なぜ事業申請をしなかったのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

平成29年度、地方創生推進交付金になりますが、こちらについては先ほど申し上げましたように皆野町としては申請をしてございません。この主な理由といたしましては、平成28年度に加速化交付金の申請を行いました。1次申請に申請したところ、不採択という結果になっております。さらに、2次募集に申請をいたしまして、みなのもろごと情報発信を含めた事業ということで申請をしたところ、核となる情報発信の部分、この部分が不採択という形になっております。国におきましては、非常に厳しい採択基準に基づきまして審査をするということになっております。申請をした内容の柱となる部分が不採択になったことによりまして、その後の事業実施も非常に難しい状況になっております。そうしたことを踏まえまして、財源の確保という意味からは申請をするというのがよろしいのだと思いますが、既に総合戦略に掲げてある事業は着実に実施していくということであれば、申請による不採択に左右されず、町単独で実施して効果を上げるというところで、29年度の申請については見送ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういった理由のようですが、やはり当時からソフト事業については国の意向に沿ったところで採択すると、そういったことで進めてきているというふうに思います。皆野町の総合戦略にも、かなり具体的にハード事業、また補助金等も含めた形で、施策が計画されているかと思います。

そういった中で、今の交付金制度だというと、実際の地方創生といいますか、皆野町の総合戦略を実現していくためには、なかなか財政面でもきつい、そういったことが予想されます。そういった中で、ぜひ地方版の総合戦略に実効性のある、そういった制度にするためにも、ハード事業を各種補助金へのダイレクトな補助ができるような、そういった交付金制度に置きかえていく、こういったことが真に地方の再生といいますか、創生に役立つ、そういった制度になろうかというふうに思います。

そういったことを含めまして、今日、冒頭に言いましたように地方の現状といいますか、置かれている実態、この間もう数十年来からも、現在の自民党を中心とする政府といいますか、国によって現状がつけられているというふうに私は思っております。そういった国の責任としましても、地方版の総合戦略の施策がきちんと実現できるような、そういった国としての手厚い財政支援、先ほど総務課長のほうからも継続事業といいますか、この総合戦略の5カ年計画にこだわらず、総合戦略の中で立てた事業について継続していく必要があるというような答弁もいただいております。当然そのための財源の確保ということも必要だということも言われております。ぜひこの辺に含めまして、ハード事業なり、また具体的な補助金にもこの交付金が見えるような、そういった国の支援といいますか、交付金にしていくように、そうした要望を町長としていろいろな場面があろうかと思うのですが、国のほうに上げていく、そういったような考えがあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 質問者の仰せのとおりでございまして、機会あるごとにそうした要請はしてまいりたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそういう形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、皆野町の総合戦略の推進委員会、一応2年間の任期がことしの6月末で任期満了になりまして、今その後の委員の委嘱をお願いしているという段階のようですが、この推進委員会の所掌事務としまして総合戦略の策定及び変更に関する事項の審議、このように所掌事務でなっているかと思えます。先ほど総務課長のほうから、ことしの10月ごろ推進委員会を開いて、平成28年度の事業実施ですか、その関係で行いたいということが言われているのですが、いずれにしても総合戦略については、策定はもう既に昨年の3月で終わっております。及び変更に関する事項ということで所掌事務でなっているわけなのですが、現在の総合戦略の変更等、考えているのかどうか、この点ありましたら答弁いただきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの質問にお答えいたします。

現時点におきましては、現在の総合戦略の変更ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） この項のまとめにしたいと思うのですが、いずれにしても国としての地方創生も担当大臣がこの間3人目ですか、かわってきておりますし、当初の段階より大分地方創生に対するトーンダウンもしてきているように見受けられます。ぜひ皆野町の創生総合戦略に基づく諸施策が実効性ある総合戦略になるように、先ほど総務課長のほうからも答弁があったように、5年間という期間限定にこだわらず、今後地方創生に向けても諸施策が当然財政措置も伴うわけなのですが、先ほど町長のほうからも、機会あるごとにそういったことを国のほうにも要望していきたいという表明をされております。加速化交付金なり推進交付金ですか、毎年名称が変わっているみたいなのですが、ぜひそういった国の考えの枠内でないと採択しないということではなくて、枠を広げるような形で、できれば各自自治体に一括の交付金、そういったような形で交付できるように、先ほど町長からも答弁をいただいておりますが、あらゆる機会を通じまして国のほうへ地方の声が届くように要望を上げていただきたいというふうに思います。

有料道路の料金軽減についてなのですが、昨年の6月議会で小杉議員への町長答弁とほとんど変わっていないということだと思っておりますが、いずれにしても償還金といいますか、返済金の完済がされるまでは、減額なり無料化というのは不可能であるということをお答えいただいているのですが、予定としましてはこの償還金が返済されるのはいつごろまでなのか、わかりましたらお聞きします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） わかりません。まだ延伸中でもありますので、全くわかりません。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） いつ償還が終わるのかということもわからないということなのですが、いずれにしても、そうなりますと軽減なり無料化ができるかというのは、わからないということだと思っておりますけれども、無料化なり減額ができないということなのですが、現在でも回数券を利用した場合については、実質15%から20%の割引になっております。そうした点から、今、回数券を発行しているわけですから、利用者なり、また利用時間帯を限定した割引券の発行等は可能であるのではないかなと私は理解し

ております。長野県では、長野県の人口定着・確かな暮らし実現総合戦略の一環として、県と市町村が共同で有料道路の利用者負担軽減事業を実施しているようです。こうした中、長野県の長和町というところがあるらしいのですが、ここでは通勤、通学、通院者を対象にして、時間帯の半額割引券を発行しているようです。具体的には、普通自動車、軽自動車の利用者で、時間帯は午前6時から10時まで、午後は4時から9時までとなっており、料金の負担割合は道路公社が20%、県が20%、町が10%、個人が50%、このようになっているようです。

細かいことまで申し上げたのですが、こうした先進地の事例も参考にしまして、無料化や減額ということではなくて、割引券の発行についてぜひ秩父地域の首長会議等で検討していただきまして、道路公社なり埼玉県のようにアクションを起こす考えがあるかどうか、再度町長にお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 長野県では、今議員の発言のようにそうした取り組みをしている自治体もあるやに聞いておりますけれども、現時点では具体的な補助制度の導入は考えていませんけれども、研究はしてみたいと思っております。

それから、先ほどいつごろ無料になるかという質問がありましたけれども、ちょっとわかりましたので、申し上げたいと思います。新設の許可時に料金の徴収期間を定めることとなっていますけれども、皆野寄居バイパスはその徴収期間を30年としているので、徴収期間が満了すれば原則無料開放される。平成13年3月28日に開通であることから、平成43年3月28日に原則無料開放となると、こんな予定でいるようでございます。折り返し地点が過ぎ、15年後には無料になるだろうと、こんな予測はできるところであります。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういうことで、一応は返済金の完済ということで、予定は今言われたことだというふうに思うのですが、それにしましてもあと十数年、現状のままでいきますと減額されないということが続くと思うのですが、ぜひ来年3月には西関東連絡道路も、蒔田のところの国道299にも合流する予定になっております。ぜひ秩父地域からも通勤、通学者等が、この有料道路をより利用しやすくするためにも、またそういった利用者の限定なり、限定した時間帯での割引ということであれば、それによってまた利用者も拡大する可能性もあります。ぜひ秩父地域の人口定着につながる施策の一つになろうかと思えますので、有料道路の料金軽減について、できる限り秩父地域の首長さんと検討していただくなど、一体となって道路公社なり県のほうに働きかけて、早期に半額、割引なりが実現できるよう要望しまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（大澤径子議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤径子議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は認定第1号から認定第4号までの4件、議案第24号から議案第29号までの6件、以上10件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

○議長（大澤径子議員） これから平成28年度皆野町一般会計及び特別会計の決算認定について4議案をご審議いただきますが、田島伸一代表監査委員に出席していただいておりますので、ご承知願います。

◇

◎認定第1号から認定第4号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第7、認定第1号 平成28年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 平成28年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4議案を一括議題といたします。

議案の朗読を省略して、認定第1号から認定第4号まで一括して町長に提案理由の説明と、あわせて主要な施策の成果について報告を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 認定第1号から認定第4号までの4議案について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度の決算認定に係る議案でございます。認定第1号は一般会計、認定第2号から認定第4号までは特別会計でございます。地方自治法の規定により、監査委員の意見を添えて提出いたしました。

決算の認定をいただくに当たり、田島伸一代表監査委員さんにご出席をいただいております。

主要な施策の成果報告書をあわせてご配付いたしましたので、ご参照いただき、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 会計管理者に認定第1号から認定第4号までの説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者兼会計課長 吉岡明彦登壇〕

○会計管理者兼会計課長（吉岡明彦） 認定第1号から第4号までの4議案について内容のご説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 平成28年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

決算書の1ページをごらんください。一般会計の歳入決算額は40億6,619万7,014円、歳出決算額は39億8,514万3,951円、歳入歳出差引残額は8,105万3,063円、翌年度へ繰り越すべき財源額は繰越明許費繰越額200万円、これは繰越明許費については、事業名、消防団施設整備関連事業にかかわる財源額でございます。よって、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源額を差し引いた翌年度への繰越額は7,905万3,063円でございます。

説明は事項別明細書により行います。14ページをお開きください。14ページ、事項別明細書の説明は、左のページの款、項、目、節の欄を、右のページは収入済額、不納欠損額、収入未済額、さらに右側の備考欄にてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。最上段、款1町税、収入済額10億7,282万6,592円、前年度に比べ493万8,882円、0.5%の減、不納欠損額は264万4,625円、収入未済額は6,094万6,346円で、固定資産税が73%、個人町民税が23%を占めております。

次に、最下段、款2地方譲与税、収入済額は3,621万7,000円、前年度に比べ386万8,000円、9.6%の減でございます。

16ページに移ります。16ページ下段、款6地方消費税交付金、収入済額は1億6,104万8,000円、前年度に比べ2,509万9,000円、13.5%の減でございます。

18ページに移ります。18ページ中段、款10地方交付税、収入済額15億5,680万9,000円、内訳は備考欄のとおり、普通交付税は14億1,788万8,000円で、前年度に比べ7,698万8,000円、5.2%の減でございます。特別交付税は1億3,892万1,000円で、前年度に比べ1,693万円、10.9%の減でございます。

次に、下段、款12分担金及び負担金、収入済額7,697万6,473円、前年度に比べ180万2,648円、2.3%の減でございます。

20ページに移ります。20ページ中段、款13使用料及び手数料、収入済額5,772万8,104円、前年度に比べ1,374万5,632円、19.2%の減、収入未済額は981万1,900円でございます。

22ページに移ります。22ページ下段、款14国庫支出金、収入済額3億4,559万4,257円、国庫支出金の主なものは、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1の備考欄1行目、障害者自立支援給付費国庫負担金9,060万7,000円。次に、24ページに移ります。24ページ最上段、節3の備考欄、子どものための教育・保育給付費国庫負担金6,762万178円、節4の備考欄、1行目、児童手当国庫負担金1億7万7,999円でございます。

次に、中段やや上、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金の主なものは、節1の備考欄2行目、臨時福祉給付金国庫補助金772万5,000円、節2の備考欄、子ども・子育て支援国庫交付金862万4,000円でございます。

次に、下段やや上、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金は、節1の備考欄、狭あい道路整備等促進事業国庫補助金1,428万8,000円、道路施設防災・安全国庫補助金1,752万7,000円でございます。

26ページに移ります。26ページ中段やや上、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の主なものは、節1の備考欄1行目、障害者自立支援給付費県負担金4,560万3,500円、節3の備考欄、子どものための教育・保育給付費県負担金3,482万5,780円、節4の備考欄1行目、児童手当県負担金2,218万1,832円でございます。

次に、下段、項2 県補助金7,057万8,732円の主なものは、目1 総務費県補助金、28ページに移ります。28ページ最上段、節1 の備考欄、市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金1,334万4,000円。目2 民生費県補助金、節1 の備考欄3 行目、重度心身障害者医療費支給事業県補助金1,403万8,836円でございます。

次に、最下段の項3 県委託金3,003万9,872円の主なものは、30ページに移ります。30ページ上段、目1 総務費県委託金、節2 の備考欄、個人県民税徴収取扱費県交付金1,760万6,078円、節3 の備考欄、統計調査費県交付金48万2,381円、節5 の備考欄1 行目、参議院議員通常選挙委託費交付金826万6,306円でございます。

次に、下段の款16 財産収入1,001万3,651円の主なものは、項1 目1 財産貸付収入、節1 の備考欄、土地貸付収入649万7,099円、建物貸付収入156万円、32ページに移ります。32ページ上段、項2 目2 動産売払収入、節1 の備考欄、動産売払収入91万3,007円でございます。

次に、中段の款17 寄附金、項1 寄附金、目4 ふるさと納税、節1 の備考欄、ふるさと納税154万円でございます。

34ページに移ります。34ページ上段、款19 繰越金、収入済額 2 億619万5,316円、前年度に比べ181万9,621円、0.9%の減でございます。

次に中段、款20 諸収入、収入済額6,729万2,324円の主なものは、下段の項5 雑入、目1 雑入、節3 の備考欄、市町村振興協会交付金1,386万円、36ページに移ります。36ページ上段、節5 の備考欄2 行目、後期高齢者医療給付費負担金返還金1,539万1,306円でございます。

次に下段、款21 町債、収入済額 1 億8,890万円、このうち項1 町債、目2 消防債3,730万円は、節1 備考欄のとおり、消防団施設整備事業、県防災行政無線整備再整備事業負担金の財源として、また38ページに移ります。38ページ上段、目3 臨時財政対策債 1 億4,580万円は、地方交付税の代替財源としてそれぞれ借り入れたものでございます。

以上の結果、歳入決算額は40億6,619万7,014円で、前年度に比べ3 億3,457万6,927円、7.6%の減でございます。

次に、40ページに移ります。40ページ、歳出の説明は、左のページは款、項、目、節を、右のページは支出済額と、さらに右側の備考欄にてご説明申し上げます。

款1 議会費7,097万5,792円、町議会の活動費が主なものでございます。

次に、下段、款2 総務費 5 億176万2,839円、これは全般的な事務管理、財産管理等に要したもので、項1 総務管理費、目1 一般管理費 1 億4,772万7,435円で、主なものは42ページに移ります。42ページ上段、主なものは節1、節2 の備考欄、区長手当、特別職及び一般職の人件費でございます。

44ページに移ります。44ページ中段、目2 文書広報費857万9,693円、主に「広報みなの」の印刷代に要したもので、節11の備考欄、印刷製本費486万202円でございます。

46ページに移ります。46ページ中段、目4 財産管理費3,829万8,406円、主に庁舎等の維持管理に要したものでございます。次に、下段、節14の備考欄2 行目、役場庁舎・文化会館等の用地借上料615万5,833円でございます。

48ページに移ります。48ページ中段やや下、目7 企画費7,773万9,873円の主なものは、50ページに移ります。50ページ上段、節13の備考欄1 行目、皆野町移住可能住宅現況調査業務委託料484万9,200円、2 行目、皆野魅力発掘創造会議アドバイザー業務委託料98万2,800円でございます。節14の備考欄1 行目、持家住宅用地借上料1,056万125円、節19の備考欄1 行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,484万

7,000円、2行目、子育て世帯定住促進奨励補助金1,470万円、下から2行目、地域乗合バス路線確保対策費補助金729万2,000円でございます。

次に、中段、目8電子計算費4,696万8,672円は、主に電算システム等の使用料及び保守委託料でございます。

52ページに移ります。52ページ中段、項2徴税費8,330万4,921円は、主に賦課徴収にかかわる業務委託に要したものでございます。

54ページに移ります。54ページ上段、目2賦課徴収費、節13備考欄は、税収納システムアウトソーシング固定資産税課税資料整備業務委託料など2,869万3,041円でございます。

中段、項3戸籍住民基本台帳費2,627万7,925円、主に戸籍や住民票の管理、発行費用に要したものでございます。

56ページに移ります。56ページ中段、項4選挙費1,301万8,645円、主に昨年7月に執行されました参議院通常選挙にかかわる費用でございます。

58ページに移ります。58ページ下段、項7運行管理費3,175万4,831円は、主に町営バスの運行委託に要したものでございます。

60ページに移ります。60ページ中段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3億7,693万3,283円は、人件費、報償費、各種負担金に要したもので、主な内容は、62ページに移ります。62ページ中段、節19の備考欄12行目、障害者自立支援給付費負担金1億8,564万5,715円、一番下の行、年金生活者等支援臨時福祉給付金3,576万円、節20の備考欄2行目、重度心身障害者医療費2,951万9,977円でございます。

64ページに移ります。64ページ上段、目3老人福祉費1億7,887万3,480円の主なものは、上段、節8備考欄2行目、長寿祝金881万円、節13の備考欄2行目、老人保護措置費委託料436万4,972円、中段、節28の備考欄、介護保険特別会計繰出金1億5,239万3,078円でございます。

次に、目4国保・年金事務費2億1,892万7,847円、主なものは節19の備考欄、66ページに移ります。66ページ最上段、節19の備考欄、後期高齢者医療療養給付費負担金1億487万8,786円、節28の繰出金9,050万4,399円は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、目5老人福祉センター費4,079万5,823円は、老人福祉センター長生荘の維持管理と運營業務の委託に要したもので、下段やや上、節15の工事請負費2,785万3,600円は、長生荘屋根改修工事のほか3件の工事費でございます。

次に下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費3億3,917万1,238円は、主に事業の委託料、各種負担金、補助金及び扶助費に要したもので、内容は68ページに移ります。68ページ中段、節13の備考欄は1行目、子どものための教育・保育委託料2億8,872万3,770円、4行目、放課後児童健全育成事業運営委託料1,747万800円、一番下の行、学童保育所サポート事業委託料1,094万4,000円、節20の備考欄1行目、こどもの医療費2,738万3,317円が主なものでございます。

次に、下段の目2児童措置費の主なものは、節20の備考欄、児童手当1億4,359万円でございます。

次に、最下段の款4衛生費、項1保健衛生費1億4,580万7,379円の主なものは、70ページに移ります。70ページ最上段、目1保健衛生総務費、節19の備考欄1行目、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金1,000万円。目2予防費、節13の備考欄1行目、予防接種委託料1,848万2,363円と3行目、住民健診委託料1,847万862円でございます。

次に、74ページに移ります。74ページ上段、目4母子保健費の主なものは、節13の備考欄3行目、妊婦健康診査委託料512万800円と節20の備考欄1行目、子育て応援事業給付費202万7,696円でございます。

次に、中段、項2清掃費、目1清掃総務費998万9,000円は、皆野・長瀬下水道組合浄化槽整備事業負担金でございます。

目2塵かき処理費、節19の備考欄、広域市町村圏組合清掃費負担金5,498万6,000円、目3し尿処理費、節19の備考欄、皆野・長瀬下水道組合し尿処理負担金4,686万1,000円でございます。

次に、項3上水道費3,896万7,000円の主なものは、目1上水道費、節19の備考欄のとおり、広域市町村圏組合簡易水道元利償還負担金ですが、76ページに移ります。76ページ上段、節19の備考欄、前ページの続きですが、広域市町村圏組合簡易水道元利償還負担金618万7,000円と5行目、広域市町村圏組合高料金対策補助金2,818万3,000円でございます。

款5労働費の主なものは、節19の備考欄1行目、住宅リフォーム資金助成金152万円でございます。

次に、中段、款6農林水産業費、項1農業費3,921万592円は、主に農業委員会の活動及び農業振興に要したものでございます。

次に、80ページに移ります。80ページ中段、項2林業費3,524万2,192円の主なものは、82ページに移ります。82ページ上段、目2林道整備費、節15の工事請負費2,359万2,600円は、林道雨乞曾根坂線林道改良工事のほか5件の工事費でございます。

目3水と緑のふれあい館管理費851万8,206円は、水と緑のふれあい館の維持管理と運営業務の委託に要したものでございます。

下段、款7商工費4,508万1,130円は、主に商工振興と観光にかかわる補助金等に要したもので、84ページに移ります。84ページ中段、目2商工振興費、節19の主なものは、備考欄2行目、商工会補助金700万円、3行目、にぎわい創出事業補助金200万円でございます。

目3観光費1,803万2,298円は、86ページに移ります。86ページ中段、節19の主なものは、備考欄1行目、観光協会補助金180万円、3行目、秩父音頭まつり補助金400万円、4行目、ふれあいまつり補助金139万9,212円でございます。

次に、90ページに移ります。90ページ上段、項2道路橋りょう費、目2道路維持費、節15の工事請負費5,359万6,080円は、町道金沢1号線舗装補修工事ほか5件の工事費でございます。

目3道路新設改良費、節15の工事請負費8,484万6,960円は、町道国神1号線道路改良工事ほか8件の工事費、節17の公有財産購入費725万5,310円は、道路用地の購入費でございます。

次に、下段、項3河川費は、92ページに移ります。92ページ最上段、節15の工事請負費84万5,640円は、金沢谷津区梨木沢護岸補修工事の工事費でございます。

次に、上段、項4都市計画費2億1,964万7,894円の主なものは、目1都市計画総務費、節13の備考欄、5年に1度実施される都市計画基礎調査委託料248万4,000円、目2公共下水道費、節19の備考欄、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金2億1,485万7,000円でございます。

下段、項5住宅費2,074万9,300円の主なものは、節11の備考欄、町営住宅のリフォーム等の修繕料662万1,141円、節14の備考欄、町営住宅の用地借上料342万5,556円、節15の工事請負費961万2,000円は、町営住宅親鼻団地3、5、6号棟の屋根防水工事の工事費でございます。

94ページに移ります。94ページ上段、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費1億8,199万8,000円は、秩父広域市町村圏組合への消防費負担金でございます。

次に、目2 非常備消防費3,148万7,684円の主なものは、節1の備考欄、消防団員手当1,285万4,264円、節8の備考欄3行目、消防団員退職報償金549万3,000円。目3 消防施設費7,589万3,867円の主なものは、96ページに移ります。96ページ上段やや下の節15の工事請負費の備考欄4,115万3,661円は、第2分団消防詰所建設工事4,046万7,600円ほか5件の工事費でございます。次に、節18の備品購入費3,099万4,056円は、消防ポンプ自動車等の購入費用でございます。

次に、目4 災害対策費、節19の主なものは、県防災情報システム負担金1,126万4,000円でございます。

次に、下段、款10教育費、項1 教育総務費9,097万1,608円は、主に教育委員会の活動及び事務局に要したものでございます。

100ページに移ります。100ページ中段やや下、項2 小学校費6,178万1,644円は、町立皆野小、国神小、三沢小の3校にかかわる費用でございます。

次に、102ページに移ります。102ページ下段、節15の工事請負費115万2,360円は、皆野小学校トイレ暖房便座取り付け工事ほか1件の工事費でございます。

次に、104ページに移ります。104ページ上段やや下、項3 中学校費3,786万8,711円は、町立皆野中学校にかかわる費用でございます。106ページに移ります。106ページ中段、節15の工事請負費240万8,400円は、皆野中学校物理室空調設備設置工事費でございます。

次に、下段、項4 幼稚園費、目1 幼稚園費6,839万6,556円は、町立皆野幼稚園にかかわる費用でございます。

次に、110ページに移ります。110ページ中段やや上、項5 社会教育費7,099万6,353円は、主に人権教育、文化財保護及び総合センター文化会館等の管理運営に要したものでございます。

114ページに移ります。114ページ中段、節15の工事請負費1,074万600円は、皆野有形民俗文化財収蔵庫改修工事ほか1件の工事費でございます。

118ページに移ります。118ページ上段、項6 保健体育費1億4,082万5,985円は、主に学校給食センター、温水プール及び柔剣道場等の管理運営に要したものでございます。

次に、120ページに移ります。120ページ上段、節19の主なものは、備考欄2行目、町体育協会補助金260万円、3行目、ビュアシュタット市交流事業補助金242万円でございます。

次に、中段、目2 学校給食費8,328万3,501円の主なものは、節11の備考欄一番下、学校給食の賄い材料費4,283万6,757円でございます。

次に、124ページに移ります。124ページ中段、項7 目1 育英奨学資金費、年間の貸付金額は828万円でございます。

次に、126ページに移ります。126ページ上段、款12公債費3億3,388万3,842円は、政府の財政融資資金ほか5件の長期債の借入れの元金及び利子の償還金でございます。

次に、款13諸支出金4,103万9,546円の主なものは、下段、項2 基金費、目1 財政調整基金費、節25の積立金1,978万5,779円。128ページに移ります。128ページ中段、目6 公共施設整備基金費、節25積立金2,012万7,525円。目8 学校教育施設整備基金費、節25積立金50万4,961円。これらの積立金は、各基金の利子分、積み立て分として積み立てられたものでございます。

以上の結果、歳出決算額は39億8,514万3,951円、前年度に比べ2億943万4,674円、5%の減でございます。

続いて、131ページ、国民健康保険特別会計に移ります。131ページをごらんください。認定第2号 平

成28年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は15億8,942万4,741円、歳出決算額は14億5,333万2,792円、歳入歳出差引残額は1億3,609万1,949円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は1億3,609万1,949円でございます。

142ページの事項別明細書に移ります。142ページ、歳入でございます。最上段、款1国民健康保険税、収入済額は1億9,714万8,871円、前年度に比べ1,175万6,808円、5.6%の減、不納欠損額は203万6,015円、収入未済額は4,125万6,654円でございます。

次に、144ページに移ります。144ページ最上段、款4国庫支出金、項1国庫負担金のうち主なものは、目1節1の備考欄、療養給付費負担金1億6,886万9,383円でございます。

中段、項2国庫補助金のうち主なものは、目1節1の備考欄、普通財政調整交付金4,620万2,000円でございます。

次に、146ページに移ります。146ページ上段、款7県支出金のうち主なものは、項2県補助金、目2節1の備考欄、県財政調整交付金8,871万7,000円でございます。

続いて、款8共同事業交付金3億6,174万9,692円の主なものは、項1目1節1の備考欄、高額医療費共同事業交付金7,411万418円と、目2節1の備考欄、保険財政共同安定化事業交付金2億8,763万9,274円でございます。

次に、下段、款10繰入金1億221万6,634円は、保険基盤安定化等を図るため規定の負担割合に基づき繰り入れたもので、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金6,021万6,634円と、148ページに移ります。148ページ上段、項2基金繰入金、目1支払基金繰入金、節1の備考欄、保険給付費支払基金繰入金4,200万円でございます。

款11繰越金5,728万9,366円は、前年度に比べ8,401万1,632円、59.5%の減でございます。

150ページに移ります。150ページ、以上の結果、歳入決算額は15億8,942万4,741円、前年度に比べ2,919万9,627円、1.8%の減でございます。

次に、152ページ、歳出に移ります。152ページ、歳出でございます。款1総務費1,644万1,425円は、主に人件費及び電算処理の委託に要したものでございます。

154ページに移ります。154ページ中段、款2保険給付費9億1,932万7,033円の主なものは、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億4,931万8,954円でございます。

下段、項2高額療養費1億3,219万5,383円の主なものは、156ページに移ります。156ページ最上段、目1一般被保険者高額療養費1億2,971万1,733円でございます。

中段やや下、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金294万円でございます。

下段に移りまして、款3後期高齢者支援金等支出済額1億5,943万9,087円は、項1後期高齢者支援金等、158ページに移りまして、158ページ最上段、目1後期高齢者支援金1億5,942万7,668円でございます。

次に、下段、款6介護納付金、項1目1介護納付金6,288万705円でございます。

次に、その下、款7共同事業拠出金2億8,259万6,575円、これは国保連合会への拠出金で、主なものは目1高額医療費拠出金4,005万2,127円と、160ページに移ります。160ページ最上段、目2保健財政共同安定化事業拠出金2億4,254万4,196円でございます。

次に、中段やや上、款8保健事業費1,070万4,919円の主なものは、項1目1特定健診事業費、節13の備考欄1行目、特定健診委託料494万3,038円と項2目1疾病予防費、節13の備考欄1行目、生活習慣病予防

健診委託料405万円でございます。

162ページに移ります。162ページ、以上の結果、歳出決算額は14億5,333万2,792円、前年度に比べ1億800万2,210円、6.9%の減でございます。

続いて、165ページ、介護保険特別会計に移ります。165ページをごらんください。認定第3号 平成28年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額は10億6,005万8,136円、歳出決算額は9億8,993万1,295円、歳入歳出差引残額は7,012万6,841円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は7,012万6,841円でございます。

174ページの事項別明細書に移ります。174ページは歳入でございます。最上段、款1保険料、収入済額2億974万6,680円、これは65歳以上の被保険者にかかわる保険料で、前年度に比べ333万9,250円、1.6%の増、収入未済額は1,044万8,757円でございます。

次に、中段、款3国庫支出金、収入済額2億1,621万9,805円の主なものは、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1の備考欄、介護給付費負担金1億5,932万755円と、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1の備考欄、普通調整交付金4,650万1,000円でございます。

次に、下段、款4支払基金交付金、収入済額2億4,415万7,336円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、176ページに移ります。176ページ上段、款5県支出金、収入済額1億3,361万3,993円。以上、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、規定の負担割合に基づき交付されたものでございます。

次に、中段、款8繰入金、項1一般会計繰入金1億5,239万3,078円でございます。

次に、178ページに移ります。178ページ中段、款10繰越金、収入済額1億358万8,644円、前年度に比べ3,275万4,197円、46.2%の増でございます。

以上の結果、歳入決算額は10億6,005万8,136円、前年度に比べ1,733万1,006円、1.6%の増でございます。

次に、180ページの歳出に移ります。180ページ、歳出でございます。款1総務費2,812万6,729円、主に人件費と負担金に要したものでございます。

次に、182ページに移ります。182ページ上段、項3目2節19、備考欄、認定審査会共同設置負担金は611万4,000円でございます。

続いて、款2保険給付費、支出済額8億3,503万7,048円は、各種介護サービスの給付費で、項1介護サービス等諸費の主なものは、目1居宅介護サービス給付費2億8,601万9,003円、目3地域密着型介護サービス給付費1億3,845万8,791円、目5施設介護サービス費2億6,883万3,628円、目9居宅介護サービス計画給付費3,984万7,281円でございます。

次に、184ページに移ります。184ページ上段、項2介護予防サービス等諸費の主なものは、目1介護予防サービス給付費3,884万623円でございます。

次に、186ページに移ります。186ページ下段、款3地域支援事業費、支出済額4,113万374円は、主に負担金に要したもので、項1介護予防生活支援サービス事業費の主なものは、188ページに移ります。188ページ最上段、目1節19の備考欄、介護予防生活支援訪問サービス費負担金1,151万4,120円でございます。

項2一般介護予防事業費の主なものは、目1一般介護予防事業費、節13の備考欄、介護予防事業委託料864万7,965円でございます。

次に、192ページに移ります。192ページ中段、款6 諸支出金、項1目2 節23、2,563万6,144円は、平成27年度において交付を受けた補助金、交付金等が超過交付となったことから返還したものでございます。

次に、194ページに移ります。194ページ、以上の結果、歳出決算額は9億8,993万1,295円、前年度に比べ5,079万2,809円、5.4%の増でございます。

続いて、197ページ、後期高齢者医療特別会計に移ります。197ページをごらんください。認定第4号平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。

歳入決算額1億1,909万3,491円、歳出決算額1億1,872万7,957円、歳入歳出差引残額36万5,534円、翌年度へ繰り越すべき財源額はありませんでした。よって、翌年度への繰越額は36万5,534円でございます。

206ページ、事項別明細書に移ります。206ページ、歳入でございます。歳入の主なものは、後期高齢者医療の保険料と一般会計からの繰入金でございます。最上段、款1 後期高齢者医療保険料、収入済額8,839万5,950円、前年度に比べ49万2,180円、0.6%の増、不納欠損額はありませんでした。収入未済額は96万6,920円でございます。

続きまして、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料、節1 の備考欄、特別徴収保険料6,525万4,150円、目2 普通徴収保険料、節1 の備考欄、現年度分の普通徴収保険料2,188万2,870円でございます。

次に、中段やや下、款3 繰入金、収入済額3,028万7,765円、主なものは、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金2,908万7,765円でございます。

208ページに移ります。208ページ、以上の結果、歳入決算額は1億1,909万3,491円、前年度に比べ39万9,231円、0.3%の増でございます。

次に、210ページの歳出に移ります。210ページ、歳出でございます。中段の款2 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,753万3,426円で、後期高齢者医療広域連合への納付金が歳出決算額の98.9%を占めております。

212ページに移ります。以上の結果、歳出決算額は1億1,872万7,957円、前年度に比べ40万7,372円、0.3%の増でございます。

続いて、215ページから220ページまでは、実質収支に関する調書になります。財政運営の状況を判断するための基準となる実質収支は、全ての会計において黒字決算でございます。

次に、221ページから228ページまでは財産に関する調書でございます。公有財産50万円以上の物品及び基金の増減内訳となっております。

次に、229ページからは、事項別明細書の備考欄にあります工事請負費及び備品購入費の明細でございます。ご参照ください。

以上、認定第1号から認定第4号までの内容の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 代表監査委員に一括して決算審査の報告を求めます。

田島代表監査委員。

〔代表監査委員 田島伸一登壇〕

○代表監査委員（田島伸一） 代表監査委員の田島でございます。これより平成28年度皆野町各会計の決算審査の報告をいたします。

平成29年7月10日、町長から審査に付された平成28年度皆野町各会計の歳入歳出決算、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況調書の審査は、7月10日から13日までの間、会計管理者並びに各課長に出席を求めて、主として計算に誤りがないか、執行が法令に基づいた適正なも

のか等の点に注意し、会計管理者の所掌する帳簿と照合して行いました。

その結果、町長から審査に付された平成28年度の決算諸表は、正確かつ適正であると認め、その審査意見書を私と内海監査委員の連名により町長に提出いたしました。詳細につきましては、お手元の審査意見書の写しをごらんいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成28年度皆野町各会計の決算審査の報告といたします。

○議長（大澤径子議員） 以上で認定第1号から認定第4号までの説明及び決算審査の報告を終わります。



◎延会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。

あす14日は、午後1時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4時07分

平成29年第3回皆野町議会定例会 第2日

平成29年9月14日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、認定第 1号 平成28年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 2号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 3号 平成28年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、認定第 4号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑、討論、採決

1、議案第24号 皆野町情報公開条例及び皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、要望の審査

1、要望第 2号 「全国森林環境税の創設」のための意見書の採択についての上程、討論、採決

1、発議第 1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の上程、説明、質疑、討論、採決

1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑

1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午後1時01分開議

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林光雄	議員	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井達男	議員	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実夫	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	町民生活 課長	玉谷泰典
健康福祉 課長	浅見幸弘	税務課長	米沢満夫
産業観光 課長	宮原宏一	建設課長	長島弘
教育次長	設楽知伸	代表 監査委員	田島伸一

事務局職員出席者

事務局長	豊田昭夫	書記	山田 巖
------	------	----	------

◎開議の宣告

(午後1時01分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第1、認定第1号 平成28年度皆野町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

3番、小杉修一議員。

- 3番（小杉修一議員） 何点かお伺いいたします。25ページになります。これは、下段のほうで目1の土木費国庫補助金というところの25ページに移って道路施設防災・安全国庫補助金、こういったものでしょうか。これいただいて、いいぐあいに何かできたのかなと思って、その辺よろしくお伺いいたします。

続きまして、29ページ、上段になりますけれども、市町村自主運行バス路線の補助金、この上段がどうも日野沢、金沢地区を回っている町バスの補助金みたいで、これはちょっとお尋ねしてお伺いしたのですが、その下に地域乗合バス路線確保対策県補助金156万3,000円とありまして、県からいただいて、もうちょっと何かあるのかなと思って。それで、これが三沢を通過して親鼻のまちを通って皆野駅に向かう。始点は西武秩父駅みたいですが、毎日定期的に通っているのを時々というか、いけば目にするわけなのですが、ご存じのとおり全然乗っていないので心配しているわけでありまして、これに対してどのぐらい、後ろのほうのどこかで、51ページあたりになるのかもしれないのですが、西武鉄道の西武バスのほうに払われているみたいですが、その辺を教えていただいて、随分負担が大きい有効性が、結局この辺のところ、よく同僚の議員の人たちが交通の代替手段がないかという話題につながっていくわけですが、とりあえずその辺のところを1度、この入り関係と出のところをよろしくお伺いいたします。

33ページになります。動産売払収入、これは円ですから91万3,000円ほど、どこを売り払われたのですか。よろしくお伺いいたします。

それから、67ページお伺いいたします。工事請負費2,785万円、主なものをちょっと教えてみてください。お伺いいたします。

それから、51ページお伺いいたします。上段のほうで新規就農者募集PR映像等作成業務委託料、何か映像とか書いてあるのですが、どのようなものをつくられて、もし映像だとしたらどこでそれが見

られているのか、映像だといたしましたらその辺のところですけども、よろしくお願いいたします。

以上、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 3番、小杉修一議員さんからご質問いただきました、ページでいいますと24、25ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、そのうちの道路施設防災・安全国庫補助金の関係でございますが、こちらのご質問についてお答えいたします。

平成22年度から国土交通省所管の地方公共団体向け国庫補助事業は、社会資本整備総合交付金に原則一括化されました。皆野町では、狭隘道路整備計画等3つの交付金計画に載っているところなのですが、この道路施設防災・安全交付金につきましては、事業といたしますと橋梁点検の業務委託、また町道金沢1号線舗装補修工事、町道下田野13号線「新能林橋」橋梁補修工事、以上3点に充当しております。ただし、市町村からの要求額が国の交付額を大きく上回っている状況でございますので、補助率につきましては60%でございますが、そのうち58.02%が充当率ということで事業を行っております。

橋梁点検に限って申し上げますと、橋梁点検やいろいろ防災安全の観点から申しますと、中央自動車道笹子トンネルの天板落下事故が平成24年12月2日に起こったことによりまして、道路施設の定期点検に関する省令告示、公布が平成26年3月31日に行われまして、同年4月1日から施行されました。これに基づきまして、さまざまな点検等を行いまして道路施設の防災安全を図っていくものです。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんから質問のありました29ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金の中の市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金1,334万4,000円の入でございます。これにつきましては、町営バスの運行経費に対する県補助金になります。この補助事業の期間につきましては、平成27年10月から平成28年9月まで、この1年間になります。ですから、これから申し上げる運行経費等につきましては決算の額と一致しない面がございますが、ご了承いただきたいと思っております。

この補助金に対する内容ですけれども、町営バスの運行経費といたしまして3,341万7,000円、経費がかかっております。これに対するバスの運行収入といたしまして、401万5,000円収入をしております。これの差額につきましては、2分の1が県の補助金として充当されるというものでございますが、この県の上限につきましては、平成14年度の交付金額を上限とするという取り決めがございます。そのため、平成14年度の県の補助金の上限額1,334万4,000円、これが今年度につきましても交付されるというものでございます。

それから、その下、地域乗合バス路線確保対策費県補助金、これは西武バスが運行します三沢線に対する運行経費の補助金ということになります。歳出につきましては、51ページのほうに町の補助金が出ているわけでございますけれども、町の補助金が51ページ、地域乗合バス路線確保対策費県補助金ということで729万2,000円支出をしております。これにつきましては、運行経費1,977万6,037円経費がかかっておりまして、運行収入が519万662円となっております。これの差額につきましては、運行路線が秩父市と皆野町にまたがっておりますので、この負担を秩父市と皆野町で折半いたします。その差額に対しての2分の1が県の補助という形になります。ただ、これにつきましても先ほどの町営バスと同様に、平成14年度の県の補助金額を上限とするという取り決めがございます。それによりまして、14年度の上限額156万3,000円が今年度につきましても交付されるというものでございます。なお、この西武バスの運行に当た

りましては、特別交付税による交付税措置もございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、33ページ、款16財産収入、項2財産売払収入、目2動産売払収入91万3,007円収入がございます。この内訳ですけれども、消防団の再編に伴ひまして消防団の車両を購入してございます。それに伴ひまして、従来使用してゐた消防車両5台を売り払つております。その内訳といたしますと、1分団1部ポンプ車両、1分団2部タンク車、それから4分団の旧それぞれの部で使用してゐました1部から3部で使用してゐた積載車3台、この5台の売り払ひが90万5,020円となつてございまして、大半を占めております。それ以外につきましては、老朽化して使用に耐えないということで、テントのパイプ等を売り払つておりますので、その収入になります。合計で91万3,007円になります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんからご質問のありました67ページ、款3民生費、目5老人福祉センター費、節15の工事請負費の2,785万3,600円についての内容でございますが、工事費でございます。決算書の231ページをごらんいただきたいと思ひます。

決算書の231ページの中段の民生費に、工事の内容の記載がございます。まず、長生荘屋根改修工事、これが2,214万円、これは長生荘の屋根のふきかえを行つております。1,028.8平米、これが主な内容でございます。

次の長生荘浴室照明器具改修工事、これ40万円、浴室の照明をLEDの照明に16基交換してあります。こちらの工事になります。

その下、長生荘ろ過装置改修工事529万2,000円、これはろ過器本体の更新の工事です。

一番下の給湯機設置工事ですが、給湯機自体はリース契約でございまして、機械の設置費の工事が2万1,600円でございます。この合計が2,785万3,600円でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんのご質問にお答えします。

51ページ、款2企画費の13委託料、新規就農者募集PR事業映像等の業務委託でございます。産業観光課のほうでこの事業は実施いたしましたので、私のほうで答弁させていただきます。地方加速化交付金の事業といたしまして、みなさんのまると情報発信を核として移住定住の事業といたしまして行いました。

これにつきましては、新規就農者を募集するというPRの画像をつくりまして、今現在町のホームページに掲載してございます。今後、道の駅みなのおきましても、あそこの動画サイトを使いまして掲載する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 何点か再度お聞きします。

建設課長に説明いただいた道路施設防災・安全国庫補助金というのが出てきまして、大まか理解したところですが、これとは別に、このようなやり方で狭隘道路を中心に、あちこち親鼻区もいろいろお世話になってやってもらっているわけですが、例えば我が区でも、地権者がよくわからないというような問題もあるかと思うのですが、きのうあたりいよいよ、そういう問題はどこの自治体においても公共事業の妨げになるということにようやく気がついたというか、やっと動き出したというか、そういう動きがあつて、来年に向けて法律的に整備して、要するに所有者の曖昧な土地、それで高齢化の今過

疎化しているところであって、本当に所有者が難しいという問題があちこちで発生しているという状況のもとで、公共工事が進まないという動きに対して手を打っていくことを言っておりましたけれども、実際そのような案件もあるだろうし、これからテレビが言っていたように出てくるだろうし、そこいって、やはりその中の一つとして相続が発生すると、相続が発生しても相続人になる資格の人が、自分にはいいやと放置してしまうケースが2代ほど続くと、もうなかなかそれが容易ではないみたいで、そのような動きに対して、国が今度はそのような法整備をしてくれるようですので、自分たちもそうなのですけれども、ぜひその辺また勉強というか、よくそういうところをうまく利用していただいて、そういうものが整うようですから、それを取り入れてどんどんまた頑張っていってもらうことを期待するところであります。説明としては理解いたしましたので、よろしくお願いいたします。

それから、地域乗り合いバスの説明をいただきましたけれども、西武バスが秩父市を通過して三沢に来るのですけれども、1,460万円、両自治体で負担をしている。その半分、730万円を皆野町が負担している。秩父市もそれなりに負担であろうかと思うのですけれども、それに対する補助金がここに少しあらわれていますけれども、その他にもあるとしても、結局は県とか、そういうところがまた面倒見てくれているからこれが出せるのであって、面倒見てくれるからといつまでも、面倒見てもらうのもいいのかもしれないけれども、実際のところ、どう見てもなかなか乗っていないのもどんなものかなと思ひまして、それでたまには秩父市の担当者という方もいるのかもしれないですけれども、相談すると向こうも何か考えているようなところはあるのかなと思うのですけれども、そのような行き会うことというか、秩父市との話し合いの場というのはあるのですか、単純に数字だけやりとりして、今後の見通しとかという話し合いとかしてみたりはしていますか、その辺のところどうでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

秩父市の担当のほうと話し合ったことがあるかということでございますが、この西武バスの運行につきまして協議、話し合ったことは特にございません。ただ、定住自立圏の中で公共交通会議があります。その中で、交通担当とは同じ会議に出席をいたしますが、特段この西武バスの運行の關係が話に上ったということはございません。

それから、先ほどの交付税措置の關係でつけ加えさせていただきますが、町の補助金が729万2,000円でございます。それから、県の補助金が156万3,000円、その差額572万9,000円、これが町の負担分という形になります。この町の負担分に対しまして、特別交付税の算入措置がございます。これが明確な幾らという算入は示されておらないわけですが、過去のこの程度算入されたというところから数字を当たりますと、約8割から、多いときで9割ぐらい交付税に算入されているということが確認できます。そうなりますと、町の持ち出しが100万円以下というような金額には計算上はなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうしますと、当然秩父市の方とも相談したりはしていないとなると、西武バスの人とも話を多分されていないかと思うのですけれども、とにかく大きいバスを西武が用意してくれて走らせてくれているのですけれども、それが空なわけで、そういうことを考えると、どこかのチャンスであるバスが一回り小さくなる、この三沢を通るところについて、町は当分の間まだ代替の交通手段が見つからないような気がするので、走ってもらうしかない。走ってもらうしかないとなると、どこかのタイミングであのかいバスが一回り小さくなってもいいのかなと自分なんかは思ってしまったたりして、なぜ小さ

くなくてもいいかという、三沢のあの道がやたら狭いから、どうせ空で走ってくれるのなら小さいほうが、三沢を通るのに喜ぶ人が出てくるのではないかと、そういう推測もあるわけですが、そのようなところはどうかなのでしょう。そのような考えがちょっとできてしまうのですけれども、いかがですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今三沢の道路の話も出ましたけれども、これらにつきましても積極的に改良工事のお願いもしております。

そしてまた、バスを小さくしたらという話ですけれども、三沢地域にいたしましてもシーズンになりますと、多くのハイカー等もおいでいただいておりますので、またそういうときには大きければよかったと、こういうことにもなるかと思っておりますので、今西武バスのほうで走らせていただいているこれは、このままお願いしていくことが私はベターだろうと、こんな思いがしております。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そんな考えもあるというところで、いろいろありますからよろしくお願いします。

動産売却収入、消防車として次どういところで活躍するのだからわからないけれども、そういうもので91万3,000円の収入があったということでお聞きして、理解いたしました。

それから、宮原産業観光課長に答弁いただいた新規就農者PR映像というのは、インターネットで流れている動画をつくったということで、今度見てみたいと思うのですけれども、どういった動画なのか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

この動画につきましては、要するに町の農業、新規就農者が町に就農した場合に、こういう形で研修を受けていただいて、その後の支援はこういう体制で支援を行っていきますというような形の動画で、約7分ぐらいの動画サイトになっております。そのものを整備したものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） まず、どこかのタイミングで皆野町に興味を持っていただいて、それで興味を持つ段階でインターネットのほうに就農とかと検索すると、もう皆野町につながってくるのだから、要するに就農者を募集している自治体というものの一つが皆野町で、それが全国的にどのぐらいあるかわからないけれども、もし皆野町はそれで名乗りを上げているとすると、興味がある人が就農なんてインターネットでやると皆野町につながるのかなというところから、つながるとそのようなPR映像が流れてきて、魅力を感じていただいて問い合わせが来ると、そういう流れですか。何か反響ありますか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 再質問にお答えします。

町のホームページのほうに暮らしというタグがありまして、その中に就農というタグがございます。そこを見ていただくと、新規就農の動画が流れます。この動画は、28年度に整備いたしまして、熊谷市に移転しました埼玉県農業大学校、そちらにことし6月に行きまして、そこの生徒に対しましてその動画を流しまして、今議員さんがおっしゃられましたように皆野町に興味を持っていただきまして、農業で来て就農していただきたいというような形で説明会も行っております。

なお、県のほうで東京の有楽町に就農の定住のセンターがございます。そちらでも1回流させていただきました。そちらは30人ほど来ていただきました。そちらの方でいろいろな、それは秩父郡市まとまって

行ったわけでございますけれども、そこで皆野の動画も流しまして、皆野にはこういうところがあるというような評判はよかったですけれども、まだ新規の就農者には至っておりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） いろいろやっていただいている、農業大学校なんか、ぜひそういうふうとうんと接触してもらってやっていってもらえると、なかなかいいかなと思ってお聞きしました。わかりました。

最後ですか、老人福祉センターの主要な工事費の中に、屋根改修工事2,214万円が大きく計上されていますけれども、屋根が広いと言えばそうなのですけれども、屋根をどのような形で、材料とか含めて改修されましたか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

屋根の材料は、ガルバリウム鋼板でふきかえをしております。以前の屋根がコロニアルぶきだったもの、これは撤去してガルバリウム鋼板にふきかえるという内容でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 以前がコロニアルですと、かなり勾配があった状態でコロニアルがふかれていたはずなのですけれども、それでガルバリウム、いわゆる折板屋根にかえられたのだと思うのですけれども、そうするとこの工事ってコロニアルを撤去した後、その下地に対する工事はあったのでしょうか。下地というのは、骨組み、あとコロニアルですと当然下地板が全部並んでいるのですけれども、その辺折板に対応するための下地工事というのがあったのかなと思って、その辺なのですけれども。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

下地につきましては、野地板を全て交換する予定だったのですけれども、373平米ほどは状態がよかつたものですから、それはそのまま使って、そのほかの部分は全て野地板は交換したという内容でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） わかりました。屋根ってどのぐらいたっていましたか。何か撤去するのに障害はなかったでしょうか。というのは、昔のコロニアルってかなりアスベストが当然に相当入っているのが予想されてしまうわけなので、その辺のところはうまくクリアいたしましたか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

小杉議員さんおっしゃられるとおり、アスベストが含まれているということが設計段階でわかっておりましたので、これは所定の処理をしてマニュアルというのでしょうか、工事のマニュアルでも提出されております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ということでありまして、工事費も多額ですけれども、そうすると今おっしゃられたように、いわゆるアスベスト、工事はこういった自治体が行ったわけですから、業者に任せるにしろ主体は自治体で、アスベストというと実際工事もされているわけでしょうけれども、近隣への説明、対策

とかあったのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

工事につきましては、一般の土木工事と同じで区長さん等には工事の連絡はしてあると思うのですけれども、近隣の住民の方には、工事業者さんがしていただいたかと思うのですけれども、ちょっとそこら辺は定かではありません。

あと、工事につきましては、きちんと覆ったりして所定の適切な工事を施工しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） アスベストとなると、すぐそのような工事だと近隣の人が気にして、場所によってはかなりの騒ぎもされてしまったりもするケースがあるのですけれども、その辺だからアスベストを認識していただいて、業者がやったというところで、ああ、そうなのかなというところなのですけれども、では質問している立場であれなのですけれども、要するにコロニアルに含まれているアスベストは削ったり何かしなければ、自分たちの立場からいうと飛散するものではないという認識もありますので、そういうことで了解いたしました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 3点ほど質問させていただきます。

今小杉議員から出されました最後の長生荘の工事請負費のことなのですけれども、私もちょうど長生荘の屋根改修工事の議案が出たときに、屋根の改修だけではなくて内装についても幾つかの場所を示して、ぜひそちらも実施してほしいということをそのとき発言しました。だけれども、課長の答弁では、屋根の改修工事だということだけでした。

それで、きょうの請負工事費を見ると、お風呂場の照明器具40万円ということでも載っているように、内装もしたのだなということなのですが、ここで私すごいお願いがあるのですけれども、先日、私が最初にここも改修してほしいと言ったところを見に行きましたら、まだ全然やってもらっていませんので、ぜひ早急に改修してほしいのは、お風呂場の脱衣所にあるロッカーです。もう剥げています。男子のお風呂場も女子のお風呂場も、ロッカーが幾つもあるのですけれども、剥げていて、よその人たちも来る、町民だけではなくてよそからも来るということも言われていますし、町民の人だって、あれではちょっと気分がよくないのではないかなと思う。いいお風呂に入るのに、やはり脱衣所からきれいにさせていただきたいと思います。見ていただければすぐわかると思いますし、それからもう一点は、舞台の横の壁に幾つもの亀裂が入っているのです。やはりその点も、その原因というのは、その隣に割れていて、雨が多く降るとそこから吹きつけてしまって中に雨が入ってしまうのだというような状況があったようなので、ぜひその辺のところも改修をしていただきたいと思います。両方2点にしても、そんなに費用はかからないで済むと思いますので、その辺課長の意見を聞きたいのと、それから101ページの教育費、節13委託料、上段なのですけれども、国神小学校の長期修繕計画作成業務委託料ということが出ているのですけれども、私の記憶違いなのかもしれないのですけれども、こういうのが出たのは初めて聞いたような気がするのです、この内容について教えていただけますか。

それから、あともう一点は、監査委員のほうから出されました平成28年度皆野町各会計歳入歳出決算及

び各基金の運用状況の審査意見についてというのがあります。中を見ると、ずっといろいろと監査していただいて、本当にご苦労さまだったと思います。それで、5ページの一番下に、款18繰入金において介護保険特別会計からの2,170万円の繰り入れ予算措置が完了しているにもかかわらず、未執行であったという監査委員からの指摘があるのですが、これはどういうことなのか、説明をしていただきたいと思います。

以上3点、よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんからご質問のありました2点についてお答えいたします。

まず、長生荘の工事の関係でございすけれども、建物の内部につきましては何回か大規模な修繕工事も行っておりますけれども、外回りは手がついていなかったということで、屋根の工事を昨年度実施しました。内部につきましては、修繕工事等を予算の範囲内で行ってきているわけでございますけれども、緊急度、あるいは必要性というふうなものを考えながら、予算の中で対応をしていければと思います。

また、金額が大きくなるものにつきましては、町の施設整備更新計画というのを毎年作りまして、毎年ローリングというのですか、更新していますので、場合によってはそういったところで載せられれば、そういった検討もしていきたいと思います。

もう一点目の介護保険特別会計からの繰り入れの関係でございすけれども、こちらにつきましては平成28年度で予算措置がされていたのですけれども、執行されていなかったということで、ページで言いますと決算書の34ページになります。一番上段の介護保険特別会計繰入金、このところの予算措置がされていたのですが、介護保険特別会計からの一般会計返還金、これが未執行であるため調定額、収入済額が記入されていないといった状況でございます。これは、介護保険の特別会計に予算措置をしていた金額が、返還金ですね、これが残ってしまったという形になっておりますので、この後ご審議をいただきます補正予算におきまして、28年度返還金と合わせて今年度に返還するよう計上させていただいております。

今後このようなことがないように、不適切な処理になってしまいましたので、予算の成立後には速やかに執行いたしますようにいたします。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 款1項2目1、ページが101ページになります。こちら为国神小学校長期修繕計画作成業務委託料になりますが、こちらのご質問についてお答えいたします。

こちらにつきましては、そもそもきっかけが平成27年だと思えます。皆野小学校の軒天が風雪の影響で劣化しまして落下したということがございます。それをきっかけにして、幼稚園、各小学校の施設の調査を行うということになりました。そして、皆野幼稚園、平成9年建築、国神小学校、昭和54年建築、三沢小学校、昭和58年建築と、その保全計画も作成するというところで始めております。内容としますと、園舎、校舎の打診検査、それから附帯する体育館などの建造物の調査を実施して、今後修繕が必要な箇所を施設保全計画等を作成するということが目的となっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それでは、順番にちょっと意見を言います。

最初の長生荘の工事費の件については、今課長のほうからも答弁をいただきましたが、課長もたびたび長生荘のほうにも出向くと思いますが、ぜひちょっと見ていただきたい。そんなに改善計画を立てるよう

な、そういう改装ではないと思います。ただ、ロッカーをかえるか、中の剥げているところをきれいにやっていただければいいので、ちょっと見ていただいて、長生荘の事務の方にも意見を聞いていただけたらと私は思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、先ほどの監査委員のあれは、本来ならば本当は28年度の当初予算、そのところに繰入金として入れなくてはならなかったものなのですよ、この2,100万円。ではないのですか。そして、それが計上されていなくて、平成28年の9月の補正で繰り入れていますよね。だから、ここの報告していただいた監査委員からの報告の中の左の4ページを見ると、繰入金というので予算現額は2,173万円なのだけれども、収入済額がゼロになっているのです。これだけゼロというのもおかしいのかなと思っていますが、そういうことでの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

一般会計への返還金につきましては、年度が終了しますと、例えば28年度であれば28年度の当初に一般会計からの繰入金として1億何千万円とかというお金を繰り入れる、当初予算に計上しまして、そのお金を介護保険特別会計に繰り入れて、この繰入金につきましては全て法定の繰入金ですので、その年度が終わった後に計算をし直しまして、もらい過ぎていた分があれば翌年度で返還ということになります。したがって、27年度分の返還金につきましては28年度、今年の9月の補正予算のときに計上しまして、ここでは計上されたのですが、執行がされていないという内容でございます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 了解しましたが、こちらも監査委員に指摘されるようなあれをやらないように、ぜひ慎重にやっていただきたいと思いました。

それから、あと国神小学校の計画のほうなのですけれども、本当に皆野小学校で落下物があつたというところではあれなのですけれども、この業務委託料ということで払ってあるということは、これから国神小学校がどういうところを直す、次はこういうところというふうなある程度の計画というのはできているのですか、まだこれからですか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） これから国神小学校はやりまして、今年度は三沢小学校を行っております。毎年調査を行って、最後に保全計画を作成してもらおうということになりますので、保全計画をまた最後にやって作成ができると思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ということは、国神小でこれからまずどういうところを改修するとか、では次は国神小のどこをやるかとかという、そういう具体的なのはまだつくられていないということですよ。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 今のところまだ、全てを調査してからということになります。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、了解しました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 私のほうは確認というような形で、再質問はなるたけしないようにいたしますので、簡単明瞭にお答えいただければと思います。

まず、歳入のほうで、17、18ページの款7項1目1ゴルフ場利用税、これは恐らく金崎と三沢にあるゴルフ場の利用者から集めた利用税だと思うのですけれども、大体これ県税で納めて、それから町のほうに配分があるかと思うのですけれども、その配分はどのような配分で、この1,856万3,020円というのは何人分で、何%だというのがわかったらお願いします。

続いて、20、21ページの、これは小さい数字なのですけれども、款13項1目4土木使用料、その中の節3都市公園施設使用料、これいただくほうだと思うのですけれども、1万2,240円ですから大きな金額ではないのですけれども、どこの場所で、どういう方からいただいているのかお尋ねいたします。

それから、22、23ページ、款13項1目4節の4、これの道路占用料96万2,022円、これはどこの道路を誰に占用させているのだから、それから永久的にやっているのだから、お尋ねいたします。

それから、32、33ページ、款17項1目4ふるさと納税、これが寄附金200万円を予算で予定していたのが、収入済額154万円、若干予定より少なかったようですけれども、私が見落としているのかもしれないのですけれども、これに対して返礼品というか、返礼のものを送るとか、そういうことをしているかと思うのですけれども、その支出はどこにあるのだからちょっとわからなかったのだから、あと幾らやっているかをお尋ねいたします。

それから、34、35ページ、款20項5目1雑入の中の節3で市町村振興協会交付金、それが1,386万円。この雑入という中で1,386万円というのは、何かちょっと違和感があるので、次のページの雑入にはたくさんだあっと書いてあるのですけれども、この1,386万円が雑入の中のことには何か意味があるのかと、それから市町村振興協会というのはどこのどういう組織なのだから、わかりましたらお願いいたします。

それから、歳出のほうでは2点ばかりちょっとお伺いします。62、63ページ、款3項1目1節19の負補交、一番下の行で年金生活者等支援臨時福祉給付金3,576万円、これは年金生活者がたくさんいるかと思うのですけれども、私もそうですけれども、この臨時福祉給付金というのはどういった方に支給をされて、どういう支給を仕方をしているのかお伺いします。

続いて、124、125ページ、款10項7目1育英奨学資金、その貸付金が828万円、これは何人ぐらいの方に貸し付けをして、返済とか無償とか、どういう形でやっているのかお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんからご質問のありました臨時福祉給付金の関係についてお答えいたします。

ページのほうが62、63ページ、款3目1、19の負補交の一番下にあります3,576万円でございますが、臨時福祉給付金につきましては、消費税の増税に伴いまして何種類かの交付金が出ております。この年金生活者等支援臨時給付金につきましては1人3万円でございますが、年金生活者等支援臨時給付金が1,125人、もう一つ別のものがございまして障害・遺族年金受給者向け給付金、これも同じく1人3万円なのですけれども、これが67人、2つを合わせた合計が3,576万円となっております。

支払い方法等ですけれども、対象者の把握が町のほうでできますので、対象者のほうに直接申請書をお

送りして町のほうに提出をいただき、申請のあった振込口座に振り込むという形のものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（長島 弘） 10番、四方田実議員さんからご質問の歳入に係ります20ページ、21ページ、款13手数料、項1使用料、目4土木使用料、節3都市公園施設使用料についてお答えいたします。

都市公園は、皆野町においては下田野の皆野スポーツ公園1カ所でございます。多目的広場の野球場に近い側に自動販売機が2台設置してございます。皆野町都市公園条例第12条の規定に基づきまして、月額平米当たり170円、3平米の占有面積でございますので、月額が510円となります。これが12カ月で3平米が6,120円でございます。埼玉北部ヤクルト販売株式会社とコカ・コーライーストジャパン株式会社の2台で、合計が1万2,240円でございます。

続きまして、22、23ページ、款13手数料、項1使用料、目4土木使用料、節4道路占用料でございますが、こちらにつきましては皆野町道路占用徴収条例第3条の規定に基づくもので、東京電力株式会社とN T T東日本電信電話株式会社から電柱や地下埋設物などの占用料を徴しているものでございます。工作物の種別によって異なりますが、東京電力は912件で45万1,299円、N T T東日本電信電話株式会社が8,801件でございます。51万723円、合計で96万2,022円でございます。

なお、個人の配水管の埋設、公営企業のための給排水管、皆野・長瀬下水道組合の下水管ですとか秩父広域の上水管になりますが、これにつきましては同条例の第4条の規定に基づきまして減免しております。現実的には、東京電力とN T T東日本電信電話株式会社の2社からの占用料ということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんから質問のありました内容についてお答えさせていただきます。

まず、16、17の款7ゴルフ場利用税交付金、次の18ページにまたがりましても、交付金として1,856万3,020円収入しております。この内容ですけれども、ゴルフ場の所在市町村に対しまして都道府県が収納した当該ゴルフ場、これは町内に2カ所ございますが、かかるゴルフ場利用税交付額の10分の7に相当する額を埼玉県から皆野町に交付がされるものでございます。

それから、32、33ページ、款17項1寄附金、目4ふるさと納税、ふるさと納税といたしまして154万円収入してございます。これは、9名の方からご寄附をいただいております。これに対する返礼品に係る経費がどこに計上されているかということでございますが、決算書の42、43ページになります。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、中段の節11需用費になります。備考欄に消耗品81万4,546円計上されておりますが、この中にふるさと納税の返礼品の経費が含まれております。金額といたしますと2万6,849円、これは5名に対する返礼品になります。

それから、34、35ページ、款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節の3市町村振興協会交付金、金額といたしますと1,386万円収入してございます。この内訳につきましては、オータムジャンボ宝くじ、それからサマージャンボ宝くじ、これの売り上げに対する一部が交付されるものでございます。これがなぜ雑入に入っているかということでございますが、この市町村振興協会という団体は、一般財団法人になっております。そういったことから、国、県補助金とは性質が異なりますので、計上科目といたしますと款20の諸収入の雑入というところに計上してございます。ちなみにこの一般財団法人、これは全国市町村振興協会になりますが、東京都千代田区のほうに事務所を擁しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

ページは124ページになります。款10項7目1節の21、こちらは育英奨学資金貸付金になります。皆野町では、皆野町育英奨学資金貸与制度がございます。この制度は、高等学校以上に在学する方に学資を貸与し、将来においてすぐれた人材を育成することを目的としております。28年度につきましては、私立高校が2名、国公立大学1名、それから私立大学21名、計24名の方にお貸ししております。

それから、返済の関係になりますけれども、こちらは歳入のほうの35ページをごらんいただければと思います。こちらが485万4,000円と金額が出ておりますけれども、こちらは30の方が今現在返済していただいております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。よくわかりました。

1点ちょっとふるさと納税なのですが、先ほど200万円予算が154万円で9名の人であったと、返礼を5人にしたというようなお話があって、4人が辞退したのかどうかわかりませんが、それと、今年度はたしか予算だと1,000万円ぐらいを29年度の予算は見積もっているのですけれども、この決算を見ると予定よりも少ないというような形になっているので、その点現在進行は、集計出てきていなければ結構ですけれども、それと逆の話で、本来なら皆野町へ納税するのをよそにふるさと納税してしまって、早い話が逃げられてしまったところもあるかと思うのですけれども、それについては集計ができていますか、あと金額もわかりますか。今現状はどうかということと、わかればお答えいただきたい。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の現在の状況ということでございますが、これは9月11日現在で確認できている数値でございます。寄附件数89件、寄附総額91万5,000円になります。件数、去年は9件ですが、今年度現時点では89件、約10倍になってございます。ただ、去年は100万円という大口が1件ありました関係で、件数の割には金額は多かったわけですが、今年度につきましてはふるさと納税リニューアルをさせていただきまして、件数は順調に伸びている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（米沢満夫） 10番、四方田議員さんの質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税の町から他の市町村へ納税された方が昨年度9名の方、件数でいきますと23件ということなのですが、ございました。寄附金額につきましては、30万8,000円となっております。そのうちに、町民税の税額の控除の対象となった額が17万4,009円となっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） では、少し勝っているのだね、若干は。それはよかったと思います。

3月から9月までで、現在だと90万円というような、今途中経過ですけれども、1,000万円にはなかなか届かないかと、ちょっと今90万円が1,000万円ではまだ1割もないかというようなことも感じています

けれども、大変ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 先ほど四方田議員さんの質問の中で答弁をさせていただきました市町村振興協会の関係で訂正をさせていただきたいと思います。

一般財団法人全国市町村振興協会、事務局が東京都千代田区と申し上げましたが、公益財団法人埼玉県市町村振興協会、こちらのほうから納付をさせていただきます。なお、事務局につきましては埼玉県さいたま市の浦和区、これは県民健康センター内に事務局を有しておりますので、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 確認というか、早い話が宝くじ振興とか、そういう関係だよ、これは。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） そのとおりでございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございました。終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。



◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、認定第2号 平成28年度皆野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑なしでよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。



◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、認定第3号 平成28年度皆野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。



◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、認定第4号 平成28年度皆野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

以上、認定第1号から認定第4号までの4議案について審議を終了いたしました。

田島代表監査委員におかれましてはご足労いただき、まことにありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時35分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第24号 皆野町情報公開条例及び皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第24号 皆野町情報公開条例及び皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うためこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第24号 皆野町情報公開条例及び皆野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

今回の改正は、行政機関個人情報保護法等改正法の施行に伴い、個人情報の定義の明確化がされたこと等により、皆野町情報公開条例及び皆野町個人情報保護条例の改正を行うものです。

議案の3枚目に添付いたしました新旧対照表によりご説明をいたしますので、ごらんください。新旧対照表の1ページ目ですが、改正条例第1条、皆野町情報公開条例の一部改正になります。第9条、公文書の開示義務の改正は、第1号、個人に関する情報について現行の「生年月日その他の記述等」の後に個人情報の定義を追加するものです。

次の2ページ目ですが、改正条例第2条、皆野町個人情報保護条例の一部改正になります。第2条、定義の改正は、第1号、個人情報に該当するものとしてア、イと号を細分化して列記し、アにおいては先ほどと同様に個人情報についての定義を、イでは個人識別符号が含まれるものとしております。続く9号では、番号法の準用規定を加え、現行の第2号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、新たな第2号として個人識別符号に関する規定を、新たな第3号として要配慮個人情報に関する規定を加えるものです。

第7条、収集の制限及び禁止の改正は、さきの第2条の改正において要配慮個人情報が定義されたことに伴い、読みかえを行うものでございます。

第11条、適正な維持管理の改正は、第2号中の「き損」が法令における漢字使用等において漢字表記することとされているため、これを改めるものでございます。

4ページをごらんください。第30条の2、情報提供等記録の提供先等への通知の改正は、情報提供等記録の訂正の実施をした場合の通知先として、「条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を追加し、番号法第26条における準用規定を加えるものでございます。

以上、議案第24号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 提案理由の中で、町長のほうからも話されているのですが、行政機関等が保有する個人情報の適正、効果的な活用による新たな産業の創出なり活力ある経済社会、そして豊かな国民生活の実現に資する、そういったことで述べられているのですが、具体的にどういう形でどういうことを指しているのかお聞きしたいと思います。

また、これはマイナンバー制度に関係することだと思うのですが、個人情報がこうした形で活用されることによって、先ほど言われたような効果といたしますか、活用というか、そういったこともあろうかと思うのですが、個人にとっては不利益になる、そういったことはないのか、また問題点等ありましたらお聞きしたいと思います。

2点目になるのですが、現在といたしますか、この間森友・加計学園問題等々、国会の場でも所管庁の交渉記録なり、また職員間でのメールによる文章といたしますか、情報の交換といたしますか、そういったことが公の文書といたしますか、公文書に該当するのかどうかということも大きな問題になっているかと思えます。参考資料の第9条、公文書の開示義務ということで触れられているのですが、ここで示されている開示請求にかかわる公文書ということで、この公文書の定義、またここで言う公文書というのはどういったことを指しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからの質問にお答えいたします。

今回の法改正の主な目的、行政機関個人情報保護法等改正がされたわけですがけれども、この主な目的は行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するためというのが、法改正の目的になっております。

ただいま説明をいたしました条例改正の中には、この部分に係る改正というのは、基本的には含まれておらない内容になっております。この法改正の目的が何を指すかということですが、主には独立行政機関等における匿名加工情報制度というのが、この法律の改正によって導入されております。この内容につきましては、民間事業者等の提案を受けて行政機関等において適切に審査をした後に、提案者との間で利用

契約を締結し、匿名加工情報、これは匿名に情報を加工すると、個人が特定できないような状況で加工した情報を民間事業者に提供するというような内容になります。こういったことを導入することによって、先ほど申し上げたような目的に資するというような国の説明にはなってございます。ただ、現状におきまして、こういった事業者からの提案というのがすぐには見込めない状況にありますので、今回の改正にはこの部分については含んでおりません。

それから、メール等が公文書等に当たるかということですが、町においては公文書規程等がありますので、ちょっと今手元にありませんので、それについては確認の上、回答させていただきたいと思います。

それから、3点目の情報開示の情報に対してもお時間をいただければと思います。申しわけございません。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） マイナンバー制度に係ることだと思うのですが、こういった情報を公開することによって、個人にとって不利益がないということがはっきり言い切れますか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） こういった条例に基づき情報を取り扱う行政といたしましては、不利益がないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） すぐあれ、公文書の定義。もしあれだったら休憩にしてもらって。ほかにあれば進めてもらって。

○議長（大澤径子議員） では、内海議員への回答が来るまで、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） では、少々お待ちいただきます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文） お時間をいただきまして済みませんでした。

先ほど公文書の定義として公文書規程と申し上げましたが、訂正をさせていただきまして、情報公開条例の定義の中にごございます。この条例において、公文書とは実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真及び電子的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該機関が保有しているものを言うという定義がございまして。ですから、個人的なものは含まれないという解釈ですが、組織的に使用するものが公文書ということになると思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の制度に倣い各種手当の是正を図るため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第25号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

今回の改正は、通勤手当、管理職手当、勤勉手当について国の制度と同様の内容に改めるため、所要の改正を行うものです。

議案の4枚目に添付いたしました新旧対照表によりご説明をいたします。第10条は、通勤手当の改正になります。第2項第1号では、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担する職員の1カ月当たりの運賃相当額について、現行の4万5,000円から5万5,000円に引き上げるものです。

第2号の改正は、次の2ページになりますが、通勤のため自動車等を使用する職員の自動車等の使用距離について、現行では片道5キロメートル未満から40キロメートル以上の9区分で規定をしておりますが、国では60キロメートル以上までの13区分で定めていることから、コからスの4区分を追加するものでございます。

第3号の改正は、通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担し、かつ自動車等を使用する職員について、1カ月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額について、第1号の改正と同様に現行の4万5,000円から5万5,000円に引き上げるものでございます。

3ページの第3項の改正は、新幹線鉄道等に係る通勤手当を号立てにすることで整理し、次の4ページになりますが、中段の第5項から第7項は通勤手当の支給及び返納についての規定を追加するものでございます。

次に、第10条の3管理職手当の改正は、管理職手当の支給範囲について、現行の給料月額100分の15を100分の25に引き上げるものです。

第17条の7勤勉手当の改正は、勤勉手当の算定について、現行では勤勉手当基礎額に扶養手当を含めて

おりますが、国に倣い扶養手当を基礎額の対象外とするものでございます。

条例案の3ページをごらんください。附則で、この条例は平成29年10月1日から施行すると定めております。

以上、議案第25号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 参考資料の第10条で、具体的に現在の職員で、この通勤手当に該当している方がいるのかどうか。恐らく新幹線通勤とか、そういった関係も含めての国の基準だというふうには思うのですが、当町における職員の該当者がいるかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの質問にお答えいたします。

新幹線等を使って通勤をしている職員は、今現在おりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 新幹線に限らず、この通勤手当の改正といいますが、現在でもいいのですけれども、この金額等に該当している職員がいるかどうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 大変失礼いたしました。現在一番長い通勤、自動車においては44キロという職員がおります。ですから、今回の改正で60キロまで延ばしたわけですが、改正後に該当する職員というのは今現在ではおりません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。関連してなのですけれども、通勤が遠い人が44キロだという話ですけれども、町外から職員になられている方は何名いるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 今手元に資料がございませんので、ちょっと確認にお時間をいただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 宮前議員さんのご質問にお答えいたします。

町外から通勤している職員、現在では11名おります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 了解しました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第26号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第26号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の制度に倣い是正を図るため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第26号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の3枚目に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたします。国の特殊勤務手当の対象となる種類の中には、税金の滞納整理に関する事務は規定されていないことから、徴税事務に従事する職員の特殊勤務手当について規定している第2条第1号及び第3条を削除し、以下の条を繰り上げるというものです。

1枚戻りまして、条例案をごらんください。附則で、この条例は平成29年10月1日から施行すると定めております。

以上、議案第26号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 国の制度に倣って是正するということのようにですが、具体的に今日まで町税の滞納整理で出張して、特殊勤務手当に該当したケースというのがあるのか、また年間どのくらいのケースがあったのかどうか、この点について。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

- 総務課長（新井敏文） 内海議員さんの質問にお答えいたします。
ここ10年間くらいさかのぼってですが、この特殊勤務手当に該当した事例はございません。
以上でございます。
- 議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。
続いて、討論を行います。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。
これより議案第26号を採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

- 議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。この際、議案第27号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第27号以下を順次日程に追加して審議することに決定しました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 追加日程第1、議案第27号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
町長に提案理由の説明を求めます。
町長。
〔町長 石木戸道也登壇〕
- 町長（石木戸道也） 議案第27号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,704万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,204万8,000円とするものです。
歳入では、主なものとして、普通交付税の増、介護保険特別会計繰入金金の追加、また基金繰入金金の減、

臨時財政対策債の増を計上いたしました。

歳出では、主なものとして、消防団用無線機の購入費の追加、マイナンバー制度や子育てワンストップサービスへ対応するための電算システム改修委託料の増や、条例改正に伴う管理職手当の増を計上いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第27号 平成29年度皆野町一般会計補正予算（第3号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。臨時財政対策債の限度額を発行可能額の決定に基づき増額するものでございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書になります。

3ページをお開きください。2、歳入になりますが、主要な項目を中心に説明をさせていただきます。款10地方交付税1億5,297万4,000円の増は、普通交付税の交付額決定に基づくもので、今年度の普通交付税の交付額は14億97万4,000円となりました。

次の款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、臨時福祉給付金国庫補助金（経済対策分）135万円の追加は、臨時福祉給付金の追加に伴うもので、補助率は10分の10でございます。

4ページに移りまして、最上段、款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金1億9,700万円の減は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の段の項2特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金3,849万7,000円の追加は、過年度の負担額確定による一般会計への返還金を受け入れるものでございます。

次の段、款19繰越金1,905万3,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

最下段、款21町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正でご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、5ページ、歳出についてご説明申し上げます。各費目の中で人件費の補正がございしますが、これは管理職手当及び勤勉手当の見直し、共済組合負担金の負担率変更等によるものでございます。

6ページに移りまして、最下段、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料、電算システム改修委託料303万円の増は、マイナンバーカードへの旧姓表示に伴う住民基本台帳システム改修費の追加によるものでございます。

7ページの3段目、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節13委託料、電算システム改修委託料107万円の増は、障害者自立支援給付費支援等システムの改修費の追加によるものでございます。

その下、節19負担金、補助及び交付金、臨時福祉給付金135万円の追加は、申請見込み件数に基づく計上でございます。

次の目3老人福祉費、節13委託料、老人保護措置費委託料148万円の増は、措置者の増に伴うものでございます。

8ページに移りまして、2段目、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料、電算システム改修委託料119万9,000円の増は、子育てワンストップサービス導入に係る子ども・子育て支援システム改修

費の追加によるものでございます。

その2つ下の節19負担金、補助及び交付金、一歳児担当保育士雇用費補助金115万8,000円の増は、保育園への補助に係る障害児保育分の追加等によるものでございます。

10ページに移ります。2段目、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負担金、補助及び交付金、企業誘致奨励金108万5,000円の追加は、町内で新たに創業する大曾根商事に対するものでございます。

その3つ下、目3観光費、節19負担金、補助及び交付金、ポピーまつり負担金150万円の増は、ポピーまつり実行委員会における平成28年度決算不足額の補填に係るものでございます。

11ページ、最下段、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、消防団用無線機購入費208万5,000円の追加は、消防団の装備充実を図るための無線機購入費で、新たに20基を購入する予定でございます。

12ページに移りまして、2段目、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節7賃金、臨時職員賃金128万円の減は、町において配置する予定であった特別支援教育担当の非常勤講師について、県費負担教員が配置されたことに伴う減でございます。

14ページになります。最下段、目4柔剣道場・学童保育所複合施設費、節15柔剣道場水道ポンプ交換工事129万1,000円の追加は、故障による水道ポンプの交換工事費でございます。

15ページから18ページが給与費明細書、19ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 10ページをお願いいたします。款7の商工費でありますけれども、商工費の商工振興費、今お聞きまして町内に大曾根商事様が進出していただきました企業誘致奨励金108万5,000円というのをお聞きしました。大曾根商事さんが当町に進出していただきまして、先日いよいよ完成したと、町長もご挨拶の中で言われていたけれども、進出していただいて、町内の若い人を誰か新規採用していただけた人数的なものがありますか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えします。

新規採用の町内の人数でございますけれども、大曾根商事さんが開設するに当たって、町内から2名ほど採用してございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） まずは2名と。この際ますます発展していただいて、来年もその次の年も、同程度採用できるように頑張っていただくということと、あれだけ立派なもののできたので、固定資産税もいただけるのではないかと期待いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 2点ほど質問します。

1つは、10ページの款7商工費、目3観光費の19の負担金、補助及び交付金の150万円、ポピーまつり負担金について少し意見を述べさせていただきます。私もこの前の6月議会のときも、何か多くの経費がかかってしまって赤字が出るのではないかと、収支報告書をきちんと出すべきだという質問をしまして、

今回宮原議員も一般質問で、このポピーまつりについては取り上げたのですが、結局150万円の両町のそれぞれの負担で締めくくるといことらしいのですが、1つは町の人から聞いたのは、シャトルバスの運行について、状況に応じて減らす判断はできなかったのかということと、それからどうして地元にもバス会社があるのに、そういうのを使わなかったのかということ、2つを私はお聞きしたいと思います。

もう一つなのですけれども、14ページの款10の教育費、目4柔剣道場・学童保育所複合施設費について質問します。柔剣道場の使用についてなのですけれども、何年も剣道場を利用してきた団体が、ことし初めて学童の子供たちの夏休み期間は利用できないと言われました。また、柔道場を利用している団体も、その期間は総合センターへ変更する状況になったと聞いています。皆野学童保育所については新しい学童保育所もできて、柔剣道場まで利用することはないと思っていましたが、保育料の無料化でさらに入所する子供がふえ、教育委員会のホームページを見ますと、柔道場は、平成29年から学童保育所が教室として使用するために、日中は使用できないとありました。今年度は、この状態はもう仕方ないとしても、1つは来年も夏休みの間は柔剣道場は使用できないのか。

それから、きのうの四方田議員の質問の中に、放課後の子供の学童のことが取り上げられましたけれども、放課後子供教室の検討を始めたという答弁がありました。まだ内容が明らかにされていないということですが、ぜひこの検討するときが一番に置いていただきたいのは、子供にとってそれがどうなのか、子供を大人たちの都合で振り回さないでほしい、子供が安全で楽しい放課後が過ごせるように、そういう立場でこれから検討するという、それを念頭に置いて検討していただきたい、その2点です。

○議長（大澤徑子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 常山議員さんのご質問にお答えします。

ポピーまつりの負担金でございますけれども、シャトルバスの運行について変更はしなかったかということでございますけれども、当初、休日、平日、シャトルバスを運行することで予定しておりました。きのうの一般質問でも話しました、開花状況とかいろいろ状況が悪いということでシャトルバスの変更を行いまして、休日につきましてはシャトルバス、民間さんのバスを借り上げて行っております。平日につきましては町バス、町のワゴン、東秩父さんのワゴン等を使いまして行いました。

もう一つ、運行が町のほうでできないかということでもありますけれども、当初ポピーまつりにつきましてはパークアンドバスライドということで、多くのバスを使うということの契約になっておりました。それに基づきまして、近畿日本ツーリストにおきましては秩父市の芝桜を今現在行っております。そういう実績もありまして、近畿日本ツーリストのほうにお伺いして委託をするようになりました。ただ、休日等のシャトルバスの運行につきましては、皆野側につきましては町内のバス会社さんのバスを近畿日本ツーリストさんのほうで委託いたしまして使わせていただいております。東秩父側につきましては、東秩父側さんのイーグル関係さんのをシャトルバスとして使っております。

以上でございます。

○議長（大澤徑子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんのご質問にお答えいたします。

確かに柔剣道場の使用についてはふぐあいがありまして、子供さん方に迷惑をかけたなという気がいたしております。しかしながら、今放課後子供教室の検討を始めまして、子供のためになる放課後子供教室をつくり上げていきたいと考えております。今のところ検討中です。

○議長（大澤徑子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 答弁をいただきましてありがとうございます。

ポピーまつりの負担金についてなのですけれども、いろいろと努力をしていただいたと思うのですが、それにしても近畿日本ツーリストに660万円以上のお金を払うとか、そういうことが出ているわけですが、こんなに高いお金って本当に必要だったのかなということで、そういう質問が出ましたので、伝えます。地元のバスも使っているということなので、了解しました。

自然が相手ですので、本当に規模を余り拡張しなくてもいいのではないかなというのは、きのうも宮原議員も言っていましたけれども、やはり何で失敗になったのかということを中心に分析していただいて、ここから何を学ぶのか、これから本当にこういうことを教訓にしてほしいと思っています。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、あと柔剣道場のことなのですけれども、先ほど質問の1つに、来年も夏休みの間は柔剣道場は使用できないのかどうなのか、見直しはありますか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

詳しい詳細な計画はでき上がっておりませんので、今のご進言を受け入れて策定していきたいと考えます。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ということは、まだ子供教室の検討が進んでいないので、来年のことについてはまた柔剣道場が、もしかすると学童の子供たちの夏休みのときは使えなくなるかもわからないということではよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんの再々質問にお答えいたします。

来年のことはわかりませんが、今のお話をよく聞きまして、検討課題のうちの1つとして捉えていきたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、先ほど言った子供教室についても、やはり子供にとってこれがどうなのかなということを考えていただき、また町民が利用したいというときに、あいていけば使えるような施設であってほしいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。2点だけ質問させていただきます。

まず、9ページの農業振興費の中の補助金の関係で、農業振興事業に補助金50万円支出されたようなんですけれども、これはどういう団体に、どういう目的のために補助金を出したのか、お聞きしたいと思います。

次の10ページ、ポピーまつり、先ほども常山議員のほうからもいろいろ質問、ご指摘がございましたが、その中で一番感じたのは、このシャトルバスの運行について私が運行状況を見たときに、まず初日はお客が4人だと、それについて大型バスが2台待機して待っていて、ほとんど空の状態で行かれたわけでございます。これについて、私はその日にすぐ町当局にその旨を指摘して、次の日からはその計画をやめて町のバスを使って運行して、それは改善されたのは結構だと思いますけれども、その中でバスの運転を課

長がしたり、また産業観光課の職員を毎日動員してやっているようでした。やはりこれは本来の姿ではないと思います。そういうことは来年からはやめて、もっといい形でのポピーまつりをするように、改めてまたお願いしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 宮原議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、9ページでございます。款6 農業水産費の農業振興費、19の農業振興補助金でございます。これにつきましては、町のほうで今実施しております有害鳥獣対策の防護柵の補助事業を行っております。本年度から補助金の率を8割に変更いたしました。それに伴いまして、当初12件を予定してございましたけれども、9月1日現在でございますけれども、それを上回る27件、82万8,000円の申請がありまして、今後も補助が見込まれるということで増額したものでございます。これにつきましては、団体とかというのではなく、個人の方が自分の畑の作物を守るということで、防護柵を200平米以上の畑に設置した人に対しましてかかった経費の8割、上限5万円ということで補助をするものでございます。

続きまして、10ページのポピーまつり負担金でございます。おっしゃるとおり、宮原議員さんから5月の最初のときに、空のバスを運転してとお電話いただきました。その後につきましては、その後からおっしゃるように町バス、ワゴン車等を常備させてシャトルバスということで運転しました。これにつきましては赤字が想定されるものですから、経費の節減という形で、ことしはこういうふうな形でやらせていただきました。来年につきましては、先日の町長の答弁でもありましたように、従来どおりの形に戻すというようなことがございますので、実行委員会のほうで検討させていただきまして実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） はい、結構です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 町長のほうからも、提案説明の中で触れられたのですが、地方交付税の普通交付税確定による1億5,297万円の増額補正、また平成28年度決算によって繰越金7,905万円が確定した、これらが増額補正の中心になるかというふうに思います。

何点か質問したいのですが、最初に歳入の関係で4ページになるのですが、款18繰入金、項2特別会計繰入金、目3介護保険特別会計繰入金、介護保険特別会計から繰入金として3,849万円の追加補正ということになるかと思っております。先ほどの介護保険特別会計の前年度決算が確定といたしますか、認定された関係で、一般会計の認定の中で常山議員からも質問として出されておりました。平成28年度の決算審査意見書の5ページで、この繰入金についての指摘もしてあるのですが、昨年9月の定例会で、一般会計補正予算として介護保険特別会計から2,173万円の繰り入れが議決されていたかと思っております。しかし、一般会計の繰り入れが未執行であったということで、今回の3,849万円の中には、先ほど健康福祉課長のほうからも答弁がされたのですが、28年度の未執行分も含んでの金額だというふうに答弁がされております。また、今後の対応としては、こうしたことが起こらないように十分注意をしていきたいということで答弁はされているのですが、いずれにしましても介護保険担当の前任者が定年退職されたと、そういったことが大きな要因だというふうには思うのですが、こうしたことが二度と起こらないように、どのような対策といい

ますか、検討がされているのか、これが1点です。

また、歳出の関係なのですが、6ページになります。項1の総務管理費、目7企画費、節8報償費、みなの魅力発掘・創造会議委員報償金39万4,000円の増額補正の中身について、増額補正の理由についてお聞きしたいと思います。

同じく、6ページの項1総務管理費、目7企画費、節19の負補交の地域づくり奨励事業補助金約40万円の増額補正についてお聞きしたいと思います。

9ページの款4衛生費、項1保健衛生費、目3の環境衛生費、節8の報償費、この中で空家対策協議会委員報償金の、これは追加補正だというふうに思うのですが、設置の目的と協議会委員の構成なり、またもう既にメンバー等決まっているのであれば、大まかな内容を説明していただきたいというふうに思います。

10ページの款7の商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負補交で、先ほど小杉議員からも質問として出されたのですが、企業誘致奨励金ということで108万円の追加補正であります。昨日の町長挨拶の中でも、また先ほど総務課長のほうからも、町内に大曾根商事さんが企業誘致にのっとなって進出していたのだと、これの報奨金ということであろうかと思うのですが、金額的には大変少ないと思うのですが、いずれにしても企業誘致条例に沿っての奨励金だというふうに思います。この奨励金の内容についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 11番、内海議員さんの質問に対してお答えします。

議会の議決を経た繰入金を実行しなかったと、その後の対応はというご質問でございますが、当然すべき事務をしなかったということで、このようなことが二度とないように、使命感と緊張感を持って全行政事務に当たるよう、このような手続業務については特に緊張感を持って当たるように厳重注意したところでございます。課長を含めて厳重注意して、このようなことのないように注意します。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんから質問のありました6ページ、款2総務費、項1総務管理費、節8報償費、みなの魅力発掘・創造会議委員報酬39万4,000円の追加でございます。

この内容ですが、みなの魅力発掘・創造会議委員11名を委嘱してございます。その会議ですけれども、今年度5回開催しております。会議につきましては、総合戦略に定めた施策の実現方策を中心にとすることでなっておりますが、今年度につきましては浅草との交流事業を中心に検討してございます。今後も浅草とのこれまでの交流を踏まえ、今後それをまちづくり、移住定住、それから観光面等、どう生かしていくかということで協議を進めていく予定であります。現在のところ、月1回のペースで会議が進んでおりますので、今後7回分の開催経費、これを見込んだものが39万4,000円の増額という形で計上してございます。

それから、その下、節19負担金、補助及び交付金、地域づくり奨励事業補助金39万6,000円の追加でございます。これにつきましては、今年度既に1件の申請が出てきております。さらに、もう一件申請が出てきておまして、これは中大浜区からですけれども、申請が出てきております。その事業に対する追加の補助金39万6,000円という形になります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんの質問にお答えします。

9ページ、款4項1目3環境衛生費、節8報償費、空家対策協議会委員報償金についてお答えします。空き家対策につきましては、平成28年度までは総務課におきまして空き家の実態調査、また関係各課の調整を行ってきたわけですが、平成29年度から空き家対策の所管が町民生活課のほうに移管となりました。町民生活課におきまして、空き家の苦情対応のほか、空き家実態調査の対象となりました空き家の現状把握、また空き家対策の制度設計を進めてまいりました。

空き家対策の法律につきましては、平成27年5月に施行された特別措置法がございますが、これに基づく実施体制の整備、また相談体制の整備が必要ということで、今後ふえる見込みの空き家対策に対しまして、町として総合的かつ計画的に空き家対策を推進するために、空家対策協議会の設置要綱を制定しました。この要綱の目的ですが、所掌事務としまして空き家の特別措置法がございますが、法の第4条第1項に規定する空家対策計画の作成及び変更及び実施に関することが主な目的となります。

メンバーですが、まだ委嘱をしておりませんが、設置要綱に組織の構成員が定められております。会長には町長、またその他の委員につきましては町議会の議員さん、また地域住民を代表する者、また法務及び建築等の学識経験者、その他町長が必要と認める者となっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（宮原宏一） 内海議員さんからのご質問にお答えします。

10ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費の19節でございます。企業誘致条例でございます。町の企業誘致条例で定められているものでございまして、上下水道の加入金、分担金の2分の1、300万円を限度ということが定められております。今回の大曾根商事さんにつきましては、上水道の加入金といたしまして102万円、これの2分の1で51万円でございます。下水道の分担金といたしまして115万270円、これの2分の1の57万5,000円ということで、合計108万5,000円ということで予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 介護保険からの繰り入れの関係なのですが、副町長のほうから使命感を持って、緊張感を持って対応するよう嚴重注意したということなのですが、この一般会計の補正が議決されましたら、即担当課長、健康福祉課長になろうかと思うのですが、あすにも起票を起こしていただきまして、一般会計への繰り入れの処理を行っていただきたいと、このように思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 内海議員さんのご質問にお答えします。

速やかな執行が何よりと考えております。課内でも、この件につきましては再発防止に関する会議を何回か開いております。速やかに執行いたします。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

もう一点なのですが、みなの魅力発掘・創造会議、当初予算では30万5,000円ということで、5回分の

会議の報償費ということで予定したということなのですが、月1回の開催予定ということで増額したということなのでしょうけれども、所掌事務としまして、皆野町創生総合戦略の実現方法に関する事、これが第1項で上げられているのですが、またこの会議の招集につきましては町長が開催すると、このようになっているかと思えます。そういうことになりますと、総合戦略の推進委員会、これについては委員長が招集するという事になっているのですが、いずれにしても総合戦略の実現方法に関する事ということで、このみなの魅力発掘・創造会議で行うということになるかと思うのです。そうなりますと、具体的に総合戦略の中で、昨日の一般質問でも取り上げたのですが、交付金申請にかかわる施策の決定といえますか、こういった施策について、例えば平成30年度交付金の申請をしていきたいと思いますということは、推進委員会の中で決定するのではなくて創造会議ですか、この中で決定するという事になるのでしょうか。

関連しまして、10月にまた総合戦略の推進委員会を開く予定だということですが、推進委員会との関連についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの質問にお答えいたします。

みなの魅力発掘・創造会議、これにつきましては総合戦略に定める一定の施策につきまして、その実現の方策を検討するとあります。あくまでも検討するという位置づけになっておりますので、みなの魅力発掘・創造会議で補助金申請の内容を最終的に決定するという事ではございません。例えばその中で、こういった事業をこういった方法でやったほうがいいのではないかと提案をいただくことは可能かと思えますが、この会議をもって決定するという事は、町としては考えておりません。

それから、総合戦略の推進委員会ですが、きのうもちよっと申し上げましたが、総合戦略の策定及び変更等に関する事項、それから進行に合わせたPDCAサイクルによる進行管理、これを推進委員会で行っていただくということになります。ですから、位置づけといたしますと具体的な施策、こういった方法でやったらどうかという提案をみなの魅力発掘・創造会議でしていただきまして、それを事務局である総務課担当のほうで取りまとめをして事業を実施すると、その事業を実施した内容につきまして、翌年度になると思いますが、推進委員会のほうでその評価をいただくというような流れになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、交付金の申請の施策等についての決定は、事務局で行うということによろしいわけですね。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 最終的には、そのようになると思えます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、議案第28号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第28号 平成29年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成28年度からの繰越金が確定したこと等による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,922万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,322万1,000円とするものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 玉谷泰典登壇〕

○町民生活課長（玉谷泰典） 議案第28号 皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして内容をご説明申し上げます。

2ページから3ページにかけては第1表、歳入歳出予算の補正でございます。水色の仕切りから次が歳入歳出予算の説明書であります。事項別明細書になっておりますので、これに従って主なもののご説明を申し上げます。

3ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目6国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金115万9,000円の追加は、国保制度改革に伴い電算システムの改修を行うため交付されるものでございます。

款11繰越金、項1繰越金、目1繰越金8,518万3,000円は、平成28年度の決算により確定した繰越金を追加するものでございます。

続いて、4ページをお開きください。次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料62万円の追加は、国保制度改革に伴い行う電算システム改修費の増額による追加でございます。

最下段、款9基金積立金、項1基金積立金、目1支払基金積立金、節25積立金6,000万円の追加は、支払基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金、節

23償還金、利子及び割引料1,893万6,000円の追加は、平成28年度事業の実績により生じた平成28年度療養給付費等交付金、一般被保険者分等を返還するため計上するものでございます。

6ページからは、給与費明細書となっております。

以上で、簡単ではございますが、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、議案第29号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第29号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、平成28年度決算及び介護サービス給付費等の必要見込み額の調整による国、県支出金などの補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,165万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,365万円とするものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第29号 平成29年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の説明書であります事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料186万3,000円の追加は、平成29年度本算定により保険料が決定したことによる補正でござ

います。

その下、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,373万3,000円の追加、次の項2国庫補助金、目1調整交付金374万9,000円の追加、目2地域支援事業交付金（介護予防事業）487万1,000円の追加は、いずれも歳出の保険給付費や地域支援事業費の追加に伴い補正するものでございます。

款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金1,779万3,000円の追加、目2地域支援事業支援交付金430万5,000円の追加、1枚おめくりいただきまして4ページ、款5県支出金の追加補正につきましても国庫支出金同様、保険給付費等の追加補正によるものでございます。

款10繰越金は、平成28年度決算によりまして5,464万円の追加でございます。

続きまして、5ページをごらんください。歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。中段、款2保険給付費は、それぞれのサービス給付費の実績を勘案した支出見込みによります補正でございます。

目1居宅介護サービス給付費1,615万8,000円の追加、目3地域密着型介護サービス給付費1,794万9,000円の追加、目5施設介護サービス費2,337万6,000円の追加が主なものでございます。

6ページをお開き願います。中段、項2介護予防サービス等諸費は要支援認定を受けている方へのサービス給付費でございます。目3地域密着型介護予防サービス給付費と目6介護予防住宅改修費を合わせまして104万5,000円の追加でございます。

最下段、款3地域支援事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費1,507万9,000円の追加は、要支援認定を受けている方の訪問型や通所型のサービスでございます。

1ページ飛びまして、8ページをお開き願います。中段、款4基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は、歳入歳出の調整として2,500万円を減額するものでございます。

款6諸支出金、目2償還金5,643万円の追加は、節23償還金、利子及び割引料、説明欄にございますように平成28年度の精算等によります返還金でございます。介護給付費に係る国庫支出金返還金948万5,000円、同じく県支出金返還金729万1,000円、支払基金交付金返還金109万6,000円、一般会計返還金3,849万8,000円等の計上でございます。なお、一般会計返還金のうち2,173万円は、平成27年度分の精算に係るものでございます。

9ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 大変細かいことなのですが、担当課長のほうから補正額の金額につきまして、追加補正ということがたびたび出てきたのですが、追加補正というのは当初予算で予算を計上してなくて、補正の段階で新たに追加した補正額のことを追加という表現が正しいのではないかなと思うのですが、当初予算でもう既に予算化されているのに補正で増額という表現が正しいのではないかなと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 説明の中で、追加補正という表現が多かったかと思います。新たに科目等追加したものございませんので、増額補正に訂正をお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番(小杉修一議員) 8ページになります。款4基金積立金に関する事なのですけれども、当初3,000万円基金積み立てを予定されたわけでしたけれども、そんなに予定できないのではないかなとそのとき思えばよかったのですけれども、そのときはそうかということだったのだと思うのですけれども、大分減額されました。2,500万円減額されて、500万円この補正で基金積み立てになっているということで、当初3,000万円ぐらい積み立てるかなという、その辺の根拠はどんな感じだったでしょうか。

○議長(大澤徑子議員) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見幸弘) 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、当初予算を組む段階では介護の認定者数、これが平成29年1月1日現在のデータがあるのですけれども、628人でございます。現在662人ということで、30人近くがふえております。そういったことから、今回大幅な増額補正をお願いしたわけなのですけれども、いろんな給付費が増加しております。当初予算を組んだ段階では、このあたりがずっと抑えられた予算組みでしたので、歳入に対して歳出を計上したところ3,000万円の積み立てが可能だったということが言えるかと思うのですけれども、今年度になりまして介護認定者の増加、要するに介護サービスを受けている方がふえてしまったために給付費のほうが不足してしまったので、今回積立金につきましては2,500万円を減額して歳入歳出の調整を図ったというふうなことであります。

○議長(大澤徑子議員) 3番、小杉修一議員。

○3番(小杉修一議員) そうしますと、三十何人かの方が要介護の状態にふえてしまったということでありまして、これってまた高齢化社会ということであると、ふえていってしまうのかなという心配が今後のことにおいてあるわけでありまして、それで一方皆野町は、前健康福祉課長が大変健康長寿に力を入れていたわけでありましたけれども、その辺さらに力を入れていたことを考えると、そういう人がふえてしまうのは残念だなというところを感じられるわけなので、その辺のところ、透析あたりに特に力を入れて、介護とは多少感じが違うのかもしれないのですけれども、ある意味どうにかして介護になっていく人を減らすというようなところも、前にも言っていますけれども、透析予防なんかにおいて皆野町が全国的にトップ、全国でも先進的にやっているということを考えると、同じ健康福祉の分野において、その辺も力を入れられないものなのかなというところがあるのですけれども、その辺何かお考えみたいなのがないでしょうか。

○議長(大澤徑子議員) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(浅見幸弘) お答えいたします。

町では、元気で長生き対策は継続して実施しております。介護保険の中でも、今回お願いしている地域支援事業につきましては、介護予防事業が主な事業でございます。長生荘で歌謡教室やふれあい広場、またプールを利用した水中ウォーキング事業等、介護予防事業でも実施しておりますので、その辺にも力を入れていきたいと考えております。

○議長(大澤徑子議員) 3番、小杉修一議員。

○3番(小杉修一議員) どうしたって高齢化社会、だんだん年配者がふえてしまう構造になっているわけで、今課長が言ったように、そうしますと高齢者がなるべく運動して体を健康に保つという運動であれば、今発言の一端にも出ましたけれども、プールを推進するという方針は一つの健康事業かなと思ってお聞きしました。いろいろ大変でしょうけれども、その辺もぜひ力を入れてやってみてください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

総務課長。

○総務課長（新井敏文） 1点訂正をお願いいたします。

先ほど議案第25号の中で、4番、宮前議員さんのほうから町外から通勤している職員数についてご質問がございました。11名というふうに答弁をさせていただきましたが、正確には39名でございます。大変失礼いたしました。申しわけございません。訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 4番、宮前司議員。

○4番（宮前 司議員） 大変多いなと感じましたけれども、了承しました。



◎要望の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、要望の審査を行います。

本定例会に提出された要望は、お手元にご配付いたしました要望文書表のとおり1件を上程いたします。



◎要望第2号の上程、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、要望第2号 「全国森林環境税の創設」のための意見書の採択についてを議題といたします。

お諮りいたします。要望第2号は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、要望第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。
これより要望第2号を採決いたします。
この要望は採択することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、要望第2号は採択することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時14分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。
ただいま休憩中に、議長の手元に議員提出議案1件が提出されました。
内容は、先ほどの要望第2号の採択により意見書の提出を求めるもので、発議第1号を提出いたしたいというものであります。
この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、発議第1号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

◇

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、発議第1号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第1号を事務局長に朗読させます。
〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。
4番、宮前司議員。
〔4番 宮前 司議員登壇〕

○4番（宮前 司議員） 平成24年9月と平成25年9月の定例会において、地球温暖化に関する地方財源を確保、充実する仕組みの構築を求める意見書が採択されました。

こうした中、政府与党は平成29年税制改革大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に
必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民にひとしく
負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方財団の意見を踏まえながら具体
的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針が示されまし
た。

本年度が税制改正のための正念場であると捉え、森林、林業、山林対策の抜本的強化を図るため、全国
森林環境税導入を実現していただきたいとするものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 本意見書の提出について、反対討論を行いたいと思います。

意見書の中でも触れられておりますが、森林が多く所在する山村地域の市町村においては木材価格の低
迷や林業従事者の高齢化、後継者不足、そして人口減少など厳しい現状にあること。また、担い手の育成
や山村対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が必要であること。このことについては、私も十分認
識しております。しかし、その財源確保のために、個人住民税均等割の増税によって森林環境税を創設す
ることについては、反対であります。

理由としまして、木材価格の低迷、またこの間の林業の衰退に至った原因や要因、またその責任の所在
も明らかにならない中で、安易に国民にひとしく負担を求める内容になっているからであります。昭和35年
に木材の輸入自由化が行われたことを契機にしまして、国産木材価格の低迷が始まっております。そして、
国内の林業生産量や就業者数の激減とつながってきております。また、戦後の植林政策の中で、密植や挿
し木の苗木での植林も多く行われてきており、密植や間伐もされず下草も生えない森林、また主根がない
挿し木の苗木等々で森林が形成されております。今日の豪雨等により、地すべりや根こそぎ倒木の要因に
なっている、このようにも言われております。

いずれにしても、今日の地方や山林の衰退、荒廃を招いた責任所在を明らかにする中で、国として
の国税によって森林等を多く抱える自治体に対し財政措置を行うべき、このように考えております。

以上によって、本意見書の提出については反対し、反対討論といたします。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

7番、大澤金作議員。

○7番（大澤金作議員） 7番、大澤金作です。全国森林環境税の創設に賛成の討論を行いたいと思います。

今、温室ガス削減目標が非常に世界的にされているわけですが、森林吸収源対策推進が不可欠
となっております。地球温暖化に対しましては、ゲリラ豪雨とか、何年か前の大雪とか、非常に気候がわ
からないような形になっております。こういった中、地球温暖化対策には森林吸収源対策が一番適してい
るのではなかろうかと、こんなふう考えております。

また、こういった森林環境税をつくり、その財源がまた後継者不足になっております林業とか山村対策
の中におきましても必要ではなかろうかと、こんなふう思っております。

よって、この発議案に賛成をいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

総務教育厚生常任委員長、8番、新井達男議員。

〔総務教育厚生常任委員長 新井達男議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（新井達男議員） 8番、新井達男でございます。ただいまお手元に配付した総務教育厚生常任委員会の報告書のとおりです。

別に補足説明はございません。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。

産業建設常任委員長、4番、宮前司議員。

〔産業建設常任委員長 宮前 司議員登壇〕

○産業建設常任委員長（宮前 司議員） 産業建設常任委員長の宮前です。議長に報告書のとおり、別につけ加えることはございません。

○議長（大澤径子議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第11、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成29年第3回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 大 澤 径 子

署 名 議 員 林 太 平

署 名 議 員 小 杉 修 一